

平成 23 年度

昭島市事務事業外部評価資料集

日時：平成 23 年 11 月 19 日（土）

平成 23 年 11 月 26 日（土）

午前 10 時～午後 4 時

会場：市役所 6 階 602・603 会議室

目 次

1 外部評価当日スケジュール

2 外部評価対象事業の概要

- (1) 広報活動事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P (1) - 1 ~ (1) - 3
- (2) 庁舎等維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・ P (2) - 1 ~ (2) - 5
- (3) 安全・安心まちづくり推進事業・・・・・・・・ P (3) - 1 ~ (3) - 5
- (4) がん検診事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P (4) - 1 ~ (4) - 6
- (5) 青少年等交流センター管理運営・・・・・・・・ P (5) - 1 ~ (5) - 5
- (6) ごみ減量化・資源化事業・・・・・・・・・・・・ P (6) - 1 ~ (6) - 5
- (7) 交通機関対策等事業・・・・・・・・・・・・・・ P (7) - 1 ~ (7) - 11
- (8) シルバーピア事業・・・・・・・・・・・・・・ P (8) - 1 ~ (8) - 7
- (9) 就学援助事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P (9) - 1 ~ (9) - 23
- (10) 総合スポーツセンター管理運営・・・・・・・・ P (10) - 1 ~ (10) - 15

1 外部評価当日スケジュール

【第2回事務事業外部評価委員会】 11月19日（土）

	事業名	事業担当課
10：00～10：50	がん検診事業	健康課
11：00～11：50	シルバーピア事業	都市計画課 介護福祉課
11：50～13：00	休憩	
13：00～13：50	ごみ減量化・資源化事業	清掃センター ごみ対策課
14：00～14：50	青少年等交流センター管理運営	子ども育成課
15：10～16：00	交通機関対策等事業	交通対策担当

【第3回事務事業外部評価委員会】 11月26日（土）

	事業名	事業担当課
10：00～10：50	就学援助事業	学務課
11：00～11：50	総合スポーツセンター管理運営	スポーツ振興課
11：50～13：00	休憩	
13：00～13：50	広報活動事業	秘書広報課
14：00～14：50	庁舎等維持管理	契約管財課
15：10～16：00	安全・安心まちづくり推進事業	生活コミュニティ課

2 外部評価対象事業の概要

(1) 広報活動事業

企画部秘書広報課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名				担当部署																			
	広報活動事業				部	企画部				課長	池谷 啓史													
					課	秘書広報課				担当	渡辺 俊一													
					係	広報係				電話	内線2363													
	第4次総合基本計画における位置付け														実施根拠＜法令、要綱等＞									
政策項目	07	計画実現のために													昭島市広報紙発行に関する規程									
大項目	01																							
中項目	01	情報の共有と協働の推進													事業期間＜開始・終了予定＞									
予算科目（コード）	款	02	項	01	目	03	細目	001	細々目	01	S	29	年度	～	年度									
事業概要	目的																							
	<対象は誰、何か>										<対象をどのような状態にすることを意図しているか>													
	全世帯及び事業所（郵便局、消防署等）など										市の施策や情報を広く市民に伝え、市民との情報の共有化をはかり、市政への理解と市民の市政への参加を促進する。													
	事業実施方法																							
	■直接実施 ■業務委託（委託先：【印刷】㈱アトミ、【配布】昭島市シルバー人材センター）																							
	□補助金（補助先： ） □その他（ ）																							
	内容																							
	広報あきしまの発行及びホームページへの掲載 毎月2回（1月、8月は合併号のため1回）=年22回発行 職員が各課の原稿を整理、編集、版下作成する。印刷は業者へ委託。市内全世帯に個別配布し、公共施設にも置く。配布はシルバー人材センターへ委託。																							
	細事業（主な事業内訳）					平成22年度決算額					備考（細事業内容についての補足）													
	報償費：謝礼					10 千円					1/1号特集掲載者への謝礼（図書カード）													
需用費：消耗品費					113 千円					広報編集用消耗品														
需用費：燃料費					14 千円					天然ガス車燃料代														
需用費：印刷製本費					13,384 千円					広報紙印刷代、合本														
需用費：車両修繕料					50 千円					車検代														
役務費：手数料					1,076 千円					広報紙編集支援等労働者派遣（11月～3月）														
役務費：通信運搬費（郵便料）					91 千円					広報紙郵送料														
委託料：広報紙等配布委託					11,556 千円					広報紙配布委託料（シルバー人材センター）														
使用料及び賃借料：書体使用料					93 千円					UDフォント使用料														
公課費：自動車重量税					8 千円					車検時の自動車重量税														
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
事業の必要性																								
平成21年度市民意識調査によれば、市政情報を「広報あきしま」から入手の方が90%を超え、さらに男性、女性ともに高齢になるほど情報源が「広報あきしま」である割合が高くなっている。 市では、速報性の高さからホームページ等の媒体も積極的に活用しているが、あらゆる年代、全世帯に市政情報を確実に提供するためには「広報あきしま」の発行は不可欠である。																								
関連事業																								

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費		24,871 千円		26,395 千円		29,401 千円	
	報酬		千円		千円		千円	
	賃金		千円		千円		千円	
	報償費		10 千円		10 千円		10 千円	
	需用費		12,813 千円		13,561 千円		14,522 千円	
	役務費		116 千円		1,167 千円		2,419 千円	
	委託料		11,932 千円		11,556 千円		12,233 千円	
	使用料及び賃借料		千円		93 千円		217 千円	
	負担金、補助及び交付金		千円		千円		千円	
	扶助費		千円		千円		千円	
	その他		0 千円		8 千円		0 千円	
	人件費		35,700 千円		37,400 千円		35,700 千円	
	一般職員		4.2 人	35,700 千円	4.4 人	37,400 千円	4.2 人	35,700 千円
	再任用職員		0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円
	総事業費		60,571 千円		63,795 千円		65,101 千円	
	財源内訳							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	国庫支出金		0 千円		0 千円		0 千円	
(内容)								
都支出金		0 千円		1,169 千円		2,635 千円		
(内容)				緊急雇用創出事業臨時特例補助金		緊急雇用創出事業臨時特例補助金		
その他特定財源		41 千円		19 千円		5 千円		
(内容)		各種印刷物頒布代金		各種印刷物頒布代金		各種印刷物頒布代金		
一般財源		60,530 千円		62,607 千円		62,461 千円		
財源合計		60,571 千円		63,795 千円		65,101 千円		
事業の実績と成果	事業実績							
	活動指標		平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	発行回数		22 回	22 回	22 回			
	配布部数		1,110,197 部	1,120,595 部	1,137,400 部			
	単位当たりコスト							
	配布部数1部当たり		54.6 円	56.9 円	57.2 円			
	成果							
紙面刷新への準備：23年5月1日号からデザインを大きく変更し自治体広報紙のかたいイメージを緩和。あわせてUD（ユニバーサルデザイン）フォントを使用し、「見る側、読む側に優しく、見たくなる広報紙」へ前進 職員の技術と意識の向上 職員の時間外勤務（23年度）の大幅減少								
課題	市民意見の積極的導入 編集過程における一部外部委託 広告掲載による歳入確保							
自己評価	自治体の発行する広報紙の役割は、市内の全世帯に市政に関する情報を確実に届け、かつ、より見やすく、分かりやすい紙面とすることで、あらゆる年代の方に市政に興味を持っていただくとともに参画を促すことである。こうしたことから、市では、平成22年11月から1年間、冊子の編集・印刷業務に関し豊富な経験と知識を有する派遣職員を雇用（緊急雇用創出事業を活用）し、職員の技術と意識の向上を図りながら、23年5月1号から紙面の刷新を行った。今後は、広報紙を見る側、読む側の意見を積極的にとり入れ、より魅力ある紙面を模索しながら「広報あきしま」の「かたち」としていく必要がある。							
比較参考値								
備考								

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名				担当部署											
	広報活動事業				部	企画部	課長	池谷 啓史								
					課	秘書広報課	担当	渡辺 俊一								
					係	広報係	電話	2363								
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠＜法令、要綱等＞											
	政策項目	07	計画実現のために		昭島市広報紙発行に関する規程											
大項目	01															
中項目	01	情報の共有と協働の推進		事業期間＜開始・終了予定＞												
予算科目（コード）	款	02	項	01	目	03	細目	001	細々目	01	S	29	年度	～	年度	
事務事業概要	目的															
	＜対象は誰、何か＞								＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞							
	全世帯及び事業所（郵便局、消防署等）など								市の施策や情報を広く市民に伝え、市民との情報の共有化をはかり、市政への理解と市民の市政への参加を促進する。							
	内容								実績・成果							
	○広報あきしまの発行及びホームページへの掲載 毎月2回（1月、8月は合併号のため1回）、年22回発行 職員が各課の原稿を整理、編集、版下作成する。印刷は業者に委託。市内全世帯に個別配布及び公共施設にも置く。印刷と配布は委託。								平成22年度においては、広報あきしまを22回発行した。 平成22年10月から東京都緊急雇用創出事業補助金を活用し、DTP編集・デザイン・印刷業務などに豊富な経験と知識を有した派遣職員を雇用し、紙面のリニューアルの準備を行った。							
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞									
	直接事業費		千円	24,871	26,395	29,401	緊急雇用創出事業 臨時特例補助金 各種印刷物頒布代金									
	財源内訳	国庫支出金	千円													
		都支出金	千円		1,169	2,635										
		地方債	千円													
その他特定財源		千円	41	19	5											
一般職員人件費		千円	35,700	37,400	35,700											
再任用職員人件費		千円														
人工数		人	4.20	4.40	4.20											
総事業費		千円	60,571	63,795	65,101											
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）															
	①必要性	5	＜判断理由＞				②妥当性	4	＜判断理由＞							
	平成21年度に実施した市民意識調査によれば、市政の情報を広報あきしまから入手の方が90%を超え、さらに男性、女性ともに高齢になるほど情報源が広報あきしまである割合が高くなっている。このような状況から市政の理解、参加を促す点からも広報あきしまの発行は重要である。								広報あきしまの印刷や配布については委託し省力化しているものの、編集方法等については民間委託や他市の状況を含め研究の余地がある。							
	③有効性	4	＜判断理由＞				④効率性	4	＜判断理由＞							
	広報あきしまは高い割合で市の情報を入手する情報源となっている。しかし災害などの緊急事態には情報を正確に速やかに伝えるという即効性には乏しく、広報無線やホームページは情報を瞬時に発信できるものの、発信した情報をすべての市民が受け取ることが難しい。この両方を兼ね備えた広報紙活動が課題である。								競争入札を実施し適切に業者を選定したものの、紙の単価増により印刷製本単価が上がったことや、配布世帯が増えたことなどで前年度と比較し歳出は増額となった。しかしながら新たな広報編集ソフト導入にあわせ、東京都緊急雇用創出事業補助金を活用した経験豊富な臨時職員の指導により、職員の広報編集スキルが上がったことで、紙面作りが短時間で行うことが可能となり、時間外勤務の削減と紙面の刷新ができた。							
	合計点数 (20点満点)	17点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞												
今後の方向性 (拡充、現状維持など)	現状維持		市民意識調査によると市民の多くは市政、市の情報収集に関することは、広報あきしまを情報源としていることから、引き続き手にとってもらえ、読んでいただける広報づくりを目指す。													



毎日続けよう、節電！

主な記事

市民プール・拝島公園プール 7月16日オープン	2
夏休みの催しに参加しませんか	3
困難に直面する国民健康保険財政	9
日本脳炎予防接種の対象を拡大	16
インターネット公売を実施	20

＋ 休日応急診療当番医 ＋

診療日時		医療機関(内内科小児科)	歯科医療機関	
7/3	午前9時～午後5時 (○印は引き続き午後6時～9時)	◎大田医院 (中神町) 内小 ☎541-0311	つつじが丘診療所 (つつじが丘) 内小 ☎545-4737	昭島歯科 (松原町) ☎546-3377
7/10		◎昭島病院 (中神町) 内 ☎546-3111	医師会診療所 (緑町) 内小 ☎543-3020	佐々木歯科医院 (中神町) ☎543-3030
7/17		◎うしお病院 (武蔵野) 内 ☎541-5423	昭島相互診療所 (福島町) 内小 ☎545-2712	寺村歯科医院 (緑町) ☎545-4182
7/18		◎野村病院 (昭和町) 内 ☎545-2733	田中団地診療所 (田中町) 内小 ☎545-2514	関歯科クリニック (中神町) ☎544-2336
7/24		◎蓮村整形外科医 院(田中町) 内 ☎545-4312	栄田医院 (玉川町) 内小 ☎541-0218	松田歯科医院 (朝日町) ☎546-5586
7/31		◎竹口病院 (玉川町) 内 ☎541-0176	富士診療所 (朝日町) 内小 ☎541-2263	神山歯科医院 (玉川町) ☎544-5103

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス“ひまわり”
 ☎03-5272-0303へ。 今月の水道修理当番店は10ページに掲載

Special Feature

市民プール・拝島公園プール 7月16日(土)オープン

辺の道路は駐車禁止です。

◇Aバス乗車案内

*市民プール⇨東ルート⇨多摩大橋交番⇨下車徒歩約10分

*拝島公園プール⇨西ルート

「拝島会館前」下車徒歩約10分

※詳しくは、スポーツ振興課

(総合スポーツセンター内) ☎

544 4152へ。

544 4152へ。

着用してください。

*市民プールの駐車場は台数に

限りがあるため、車以外の来

場にご協力ください。また、

拝島公園プールの駐車場はあ

りません。なお、両プール周

◇ロッカー使用料 1回50円

◇その他

*障害のある方のプール・ロッ

カー使用料は、半額です。

*小学3年生以下のお子さん

は、中学生以上の付き添いが

必要です。なお、付き添い1

人につきお子さんは2人まで

です。付き添いの方も水着を

◇使用料(2時間以内)

*大人⇨290円

*小・中学生⇨140円

*3歳以上の未就学児⇨無料

☆障害のある方は半額です(大

人⇨140円、小・中学生⇨70円)。

☆延長料金は、1時間につき使

用料の2分の1(10円未満切

捨て)です。

☆おむつのとれていないお子さ

ん、3歳未満のお子さんは入

場できません。

◇回数利用券(5枚つづり)

*大人⇨1300円

*小・中学生⇨630円

**総合スポーツセンター屋内温水プールが
全コース個人利用できます(8月1日・15日は休館)**

7月20日(水)～8月31日(水)は

全コースが個人利用できます。

◇時間 午前9時～午後9時45分

◇使用料(2時間以内)

*大人⇨290円

*小・中学生⇨140円

*3歳以上の未就学児⇨無料

☆障害のある方は半額です(大

人⇨140円、小・中学生⇨70円)。

☆延長料金は、1時間につき使

用料の2分の1(10円未満切

捨て)です。

*中学生のみの利用は午後7時

までです。

*スポーツ水着、水泳帽を着用

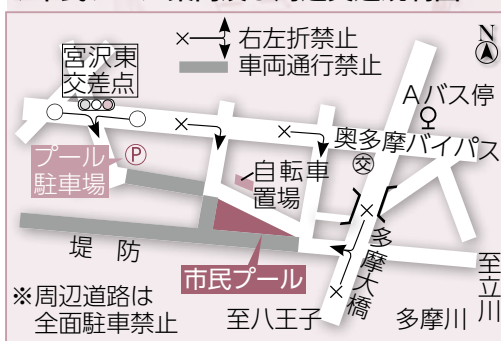
してください。

*詳しくは、スポーツ振興課

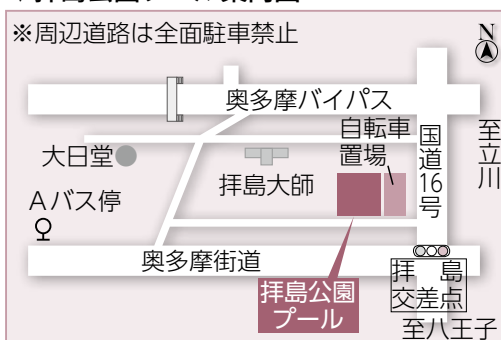
(総合スポーツセンター内) ☎

544 4152へ。

▼市民プール案内及び周辺交通規制図



▼拝島公園プール案内図



◇施設

*市民プール⇨流水プール(1

周150m)・25mプール・児童

プール・幼児プール・スライ

ダープール

*拝島公園プール⇨25mプー

*拝島公園プール⇨8月3日

(水)・18日(木)

◇休業日

*市民プール⇨8月2日(火)・

17日(水)

☆入場は、午後4時までです。

◇期間

7月16日(土)～8月31

日(水)の午前9時30分～午後

5時

◇使用料(2時間以内)

*大人⇨200円(超過料金1時間

以内100円)

*中学生以下⇨50円(超過料金

1時間以内20円)

◇その他

*障害のある方のプール・ロッ

カー使用料は、半額です。

*小学3年生以下のお子さん

は、中学生以上の付き添いが

必要です。なお、付き添い1

人につきお子さんは2人まで

です。付き添いの方も水着を

◇使用料(2時間以内)

*大人⇨290円

*小・中学生⇨140円

*3歳以上の未就学児⇨無料

☆障害のある方は半額です(大

人⇨140円、小・中学生⇨70円)。

☆延長料金は、1時間につき使

用料の2分の1(10円未満切

捨て)です。

☆おむつのとれていないお子さ

ん、3歳未満のお子さんは入

場できません。

◇回数利用券(5枚つづり)

*大人⇨1300円

*小・中学生⇨630円



初めての田植えを経験しました

(親子米づくり教室)

休日応急診療当番医

診療日時	医療機関 (内 内科 小 小児科)		歯科医療機関	
7 / 4	午前9時〜午後5時 ◎印は引き続き午後6時〜9時	◎つつじが丘診療所 (つつじが丘) (内 小) ☎545-4737	蓮村整形外科医院 (田中町) (内) ☎545-4312	あおい歯科医院 (朝日町) ☎500-6611
7 / 11		◎野村病院 (昭和町) (内) ☎545-2733	医師会診療所 (緑町) (内 小) ☎543-3020	神山歯科医院 (玉川町) ☎544-5103
7 / 18		◎竹口病院 (玉川町) (内) ☎541-0176	松原町クリニック (松原町) (内 小) ☎546-8610	関歯科診療所 (松原町) ☎544-7220
7 / 19		◎佐和内科小児科クリニック (昭和町) (内 小) ☎545-6655	大田医院 (中神町) (内 小) ☎541-0311	多摩歯科診療所 (玉川町) ☎543-4651
7 / 25		◎富士診療所 (朝日町) (内 小) ☎541-2263	平畑整形外科クリニック (中神町) (内) ☎545-8555	サン歯科医院 (松原町) ☎544-8282

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス“ひまわり” ☎03-5272-0303へ。今月の水道修理工番店は8ページに掲載

主な記事

7月17日にオープン 市民プール・拝島公園プール	2
第28回核と平和を考える市民のつどい	3
平成21年度下半年 水道事業の経営状況	7
国営昭和記念公園レインボープール割引券	9
7月11日は参議院議員選挙	18

7月17日(土)オープン 市民プール・拜島公園プール

◇期間 7月17日(土)～8月31日(火)の午前9時30分～午後5時

☆入場は午後4時までです。

◇休業日

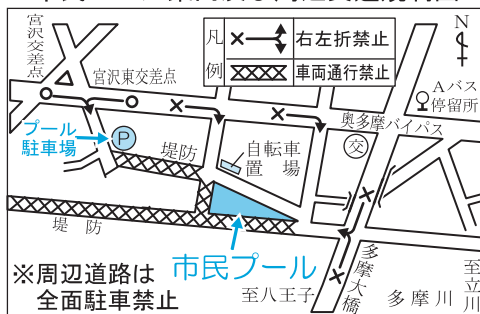
*市民プール 8月3日(火)・18日(水)

*拜島公園プール 8月4日(水)・17日(火)

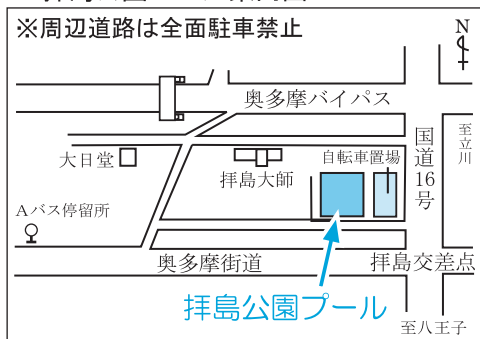
◇施設

*市民プール 流水プール(1周150m)・25mプール・児童プール・幼児プール・スライダープール
*拜島公園プール 25mプール・児童プール・幼児プール

▼市民プール案内及び周辺交通規制図



▼拜島公園プール案内図



◇使用料(2時間以内)

*大人 200円(超過料金1時間以内100円)

*中学生以下 50円(超過料金1時間以内20円)

◇ロッカー使用料 1回50円

◇注意

*小学3年生以下のお子さんは、中学生以上の付き添いが必要です(付き添い1人につきお子さんは2人まで)。なお、付き添いの方も水着を着用してください。
*市民プールの駐車場は、台数に限りがありますので、なるべく車での来場はご遠慮ください。

また、拜島公園プールの駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。なお、両プールの周辺の道路は駐車禁止です。

◇Aバス乗車案内

*市民プール 東ルート「多摩大橋交番」下車徒歩約10分

*拜島公園プール 西ルート「拜島会館前」下車徒歩約10分

7月20日～8月31日は

総合スポーツセンター屋内温水プールが全コース個人利用できます(8月2日、16日は休館)

◇時間 午前9時～午後9時45分

◇使用料(2時間以内)

*大人 290円

*小・中学生 140円

*3歳以上の未就学児 無料

☆障害のある方は半額です(大人140円、小・中学生70円)。

☆延長料金は、1時間につき使用料の2分の1(10円未満切り捨て)です。

☆おむつのとれていないお子さん・3歳未満のお子さんは入場できません。

◇回数利用券(5枚つづり)

*大人 1300円

*小・中学生 630円

☆障害のある方は半額です(大人

※詳しくは、スポーツ振興課(総合スポーツセンター内)
☎544 4152



◇注意

*小学3年生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。

*中学生のみの利用は午後7時までです。

*スポーツ水着、水泳帽を着用してください。

*駐車場は有料です。

※詳しくは、スポーツ振興課(総合スポーツセンター内)

☎544 4152へ。

※詳しくは、市民税係へ。

◎所得控除の種類

雑損・医療費、社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)、生命保険料、地震保険料、寡婦・寡夫、勤労学生、障害者、配偶者、配偶者特別、扶養

◎税額控除の種類

寄附金

市・都民税の所得控除・税額控除に申告漏れはありませんか

次のいずれかに該当する方は、所得控除申告すると税額が下がる場合があります。

*年金受給者で、窓口で国民健康保険税を支払っている

*申告や年末調整は済んでいるが申告していない所得控除がある など

また、65歳以上の方で、寡婦・寡夫控除または障害者控除を申告していない方は、収入金額(年金収入では245万円以下)により非課税になることがあります。

◎所得控除の種類

雑損・医療費、社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)、生命保険料、地震保険料、寡婦・寡夫、勤労学生、障害者、配偶者、配偶者特別、扶養

◎税額控除の種類

寄附金

※詳しくは、市民税係へ。

◎税額控除の種類

寄附金

スポーツ・レクリエーションフェスティバルは3ページへ



市民文化祭は6～7ページへ

スポーツの秋 芸術の秋

(昨年撮影)

主な記事

スポーツ・レクリエーション フェスティバル2011	3
空間放射線量の測定結果	5
市民文化祭	6～7
住宅防音工事に助成	9
季節性インフルエンザ予防接種	13



休日応急診療当番医



診療日時		医療機関(内科小児科)		歯科医療機関
10/2	午前9時～午後5時 (◎印は引き続き午後6時～9時)	◎竹口病院 (玉川町)内 ☎541-0176	田中団地診療所 (田中町)内小 ☎545-2514	松尾歯科医院 (朝日町) ☎541-4625
10/9		◎うしお病院 (武蔵野)内 ☎541-5423	医師会診療所 (緑町)内小 ☎543-3020	昌幸歯科医院 (松原町) ☎543-4182
10/10		◎野村病院 (昭和町)内 ☎545-2733	大須賀医院 (昭和町)内小 ☎541-0257	アイ歯科医院 (玉川町) ☎545-4618
10/16		◎大久保内科クリニック (拝島町)内 ☎500-0013	浅見胃腸科外科医院 (東町)内 ☎541-3705	協和歯科医院 (緑町) ☎542-6696
10/23		◎昭島病院 (中神町)内 ☎546-3111	あきしまこどもクリニック (東町)内小 ☎549-1722	わたなべ歯科医院 (中神町) ☎544-6670
10/30		◎うしお病院 (武蔵野)内 ☎541-5423	栄田医院 (玉川町)内小 ☎541-0218	平田歯科医院 (玉川町) ☎541-0465

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス“ひまわり”
 ☎03-5272-0303へ。
 今月の水道修理事当番店は10ページに掲載

Special Feature

参加してみませんか

緊急特別消費生活講座

～テレビでは教えてくれない
食品表示のうそ！ほんと！～

食育・食品表示問題に関する第一人者である垣田達哉さん(消費問題研究所代表)が、テレビでは教えてくれない食品表示の裏話を中心に食品の放射能汚染問題を交えてわかりやすく解説します。

◇日時 10月22日(土)の午後1時30分～4時30分

◇場所 市役所市民ホール

◇定員 70人(多数抽選)

◇参加費 無料

※申し込みは、10月14日までに勤労消費者係へ。



／垣田達哉さん

バス 見学・学習会

東日本大震災により生じた、防災への関心、節電や自然エネルギー活用などの消費者問題を先進的な施設の見学を通して考えます。

◇日時 10月18日(火)の午前8時30分～午後3時(予定) 〈雨天実施〉

◇場所 立川防災館、立川市役所、国立極地研究所、南極・北極科学館

☆市役所に集合し、バスで移動します。

◇定員 20人(多数抽選)

◇参加費 1000円(昼食代、保険料など)

◇主催 消費生活者連絡会

◇申し込み 往復はがきに「バス 見学・学習会」と、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を記入し、10月11日(消印有効)までに〒196-8511 消費生活者連絡会事務局(勤労消費者係内)へ郵送(1人1通のみ／返信面にも住所・氏名を記入)

※詳しくは、勤労消費者係へ。

魚釣り入門 親子魚釣り大会

多摩川の自然に触れながら、親子で魚釣りを楽しめませんか。

◇日時 10月22日(土)
の午前9時～正午
〈雨天中止〉

◇場所 水辺の楽校
(大神公園西側日野
用水堰上流)

◇対象 小学生(4年生以下は保護者同伴)

◇定員 30人(申込順)

◇参加費 400円

☆保護者が子どもと別に釣りをする場合は、別途遊漁料(500円)が必要です。

◇持ち物 魚を入れる容器

☆釣ざお・餌などは、主催者が用意します。

◇主催 あきしま水辺の楽校運営協議会

※申し込みは、10月3日から水と緑の係へ。



農ウオーク

市内の畑や果樹園などを農業者といっしょに巡り、新鮮な農産物で作るお弁当を食べながら、昭島の農業に触れてみませんか。

◇日時 10月22日(土)の午前10時～午後3時(予定) 〈雨天実施〉

◇集合 J A昭島支店経済センター(玉川町5丁目)

◇コース J A昭島支店経済センター～梨園～野菜畑(ハウス)～わさび田～農産物加工場(工房旬)～田んぼ～花き温室～J A昭島支店経済センター(徒歩／約4km)

◇定員 20人(多数抽選)

◇参加費 1000円

※申し込みは、10月12日までに産業振興係へ。





きもちいいよ! 芝生の校庭

(武蔵野小)

休日応急診療当番医

診療日時	医療機関 (内 内科 小 小児科)		歯科医療機関
10/3	午前9時 ◎昭島相互診療所 (福島町) (内 小) ☎545-2712	つつじが丘診療所 (つつじが丘) (内 小) ☎545-4737	アイ歯科医院 (玉川町) ☎545-4618
10/10	午後5時 ◎昭島病院 (中神町) (内) ☎546-3111	医師会診療所 (緑町) (内 小) ☎543-3020	協和歯科医院 (緑町) ☎542-6696
10/11	◎竹口病院 (玉川町) (内) ☎541-0176	中神内科呼吸器科クリニック (朝日町) (内) ☎549-2366	松田歯科医院 (朝日町) ☎546-5586
10/17	◎うしお病院 (武蔵野) (内) ☎541-5423	大須賀医院 (昭和町) (内 小) ☎541-0257	平田歯科医院 (玉川町) ☎541-0465
10/24	◎野村病院 (昭和町) (内) ☎545-2733	竹口病院 (玉川町) (内) ☎541-0176	緑町歯科クリニック (緑町) ☎549-0031
10/31	◎太陽こども病院 (松原町) (内 小) ☎544-7511	松原町クリニック (松原町) (内 小) ☎546-8610	ホワイト歯科クリニック (緑町) ☎542-1480

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス“ひまわり”

☎03-5272-0303へ。今月の水道修理当番店は8ページに掲載

主な記事

市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル 10月11日に開催	2
就職フェア in 昭島を開催	3
働く女性を応援! 男女雇用平等セミナーを開催	3
住宅防音工事に助成	5
市民文化祭を開催	6
都市計画マスタープラン市民説明会を開催	16

「10月11日は体育の日」 スポーツを楽しみましょう

市民スポーツ・レクリエーション フェスティバル2010

◇期日 10月11日(祝)
◇場所 昭和公園、総合スポーツセンター
◇主催 昭島市教育委員会・昭島市体育協会
※詳しくは、スポーツ振興課(総合スポーツセンター内) ☎544-4152へ。

☆参加費は無料です。
☆運動のできる服装で、直接会場へお越しください。
☆一時保育があります。
☆駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。



▼昭和公園〔雨天中止〕

場 所	種 目
市 民 球 場	ホームラン競争(ソフトボール)
テニスコート	ソフトテニス、硬式テニス
陸上競技場	50m走、100m走、400m走、 新体力テスト、ゲートボール、 ミニゴルフ、輪投げ、縄跳び、 ターゲットバードゴルフ、 ストラックアウト(ボール・ フリスビー)

※時間は、いずれも午前9:30～午後3:00です。

▼総合スポーツセンター(いずれも先着順/体育館履きを持参)

場 所	種 目・内 容	対 象	時 間	備 考
第一体育室	バスケットボール (ハーフコート)	小学生以上	午前9:30～午後1:00	
	ビーチボール(1面)		午後1:30～午後9:00	
	ミニテニス(1面)		午後1:30～午後9:00	
	バドミントン(3面／ 午後1:30以降は4面)		午前9:30～午後9:00	午前9:30～午後3:00はワンポイントレッスンあり
第二体育室	卓球(10台／午後0:30以 降は5台)	小学生以上	午前9:30～午後9:00	午前9:30～午後3:00はワンポイントレッスンあり
	クライミング体験		午後0:30～午後5:30	初めての方も参加可
	クライミング開放	認定資格者	午後6:00～午後9:45	シューズ・ハーネス・ロープなどの貸し出し不可
第一軽体操室	一時保育	2歳～ 小学2年生	午前9:30～午後5:00	定員10人程度／1回につき2時間以内
第二軽体操室	ダンス・バレエ開放	小学生以上	午前9:30～午後3:00	
	ビギナーズヨガ	高校生以上	午後3:30～午後4:30	定員各20人(開始1時間前から総合受付前で 整理券を配付)
	護身術	小学生以上	午後5:00～午後6:00	
剣 道 場	インドアペタンク(国体 のデモンストレーション競技)	小学生以上	午前9:30～午後6:00	持ち玉を的玉に近づけて得点を競うスポーツ
柔 道 場	親子ふれあい広場(めんこ、 折り紙、トランプ、けん玉、お手玉)	制限なし	午前9:30～午後5:00	
研 修 室	ダーツ(4台)	中学生以上	午前9:30～午後5:00	
弓 道 場	弓道体験	中学生以上	午前9:30～午後5:00	午前9:30～午後3:00はワンポイントレッスンあり 初めての方も参加可／靴下を着用
屋内 温水プール	無料開放	3歳以上 ※おむつが取れ ているお子さん	午前9:00～午後9:45	1回につき2時間以内／小学3年生以下は2 人につき高校生以上1人の付き添いが必要／ 水着・水泳帽を着用
トレーニング ルーム	無料開放	高校生以上	午前9:00～午後9:45	1回につき2時間以内
	フィットネス体操		午前10:30～午前11:15	定員各50人(開始1時間前からトレーニング ルームで整理券を配付)
			午後2:30～午後3:15	
			午後7:30～午後8:15	
健美ヨーガ				

※利用時間は1人(1組)1回につき1時間以内でお願いします(一時保育、屋内温水プール、トレーニングルームを除く)。

※事業終了後の施設は、その目的に沿った個人利用として開放します。

※小学生の利用時間は午後6:00まで、中学生の利用時間は午後7:00までです。ただし、高校生以上の方の付き添いがある場合は引き続き利用できます。

(2) 庁舎等維持管理

総務部契約管財課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名						担当部署										
	庁舎等維持管理						部	総務部			課長	竹内 光洋					
							課	契約管財課			担当	渡辺 春美					
							係	管財係			電話	内線2332					
	第4次総合基本計画における位置付け						実施根拠＜法令、要綱等＞										
	政策項目	07	計画実現のために				○建築物における衛生的環境の確保に関する法律。電気事業法。消防法。建築基準法。労働安全衛生法（事務所衛生基準） 事業期間＜開始・終了予定＞										
大項目	01																
中項目	03	行財政運営の改革															
予算科目（コード）		款	02	項	01	目	06	細目	005	細々目	01	H	9	年度	～	年度	
事務事業概要	目的																
	＜対象は誰、何か＞							＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞									
	市民及び職員等							本庁舎の建物、敷地及び設備を適正に最小の経費で管理することにより、市民が安全で利用しやすく、また職員等が働きやすい清潔かつ快適な職場環境を整備し、保持する。									
	事業実施方法																
	■直接実施 ■業務委託（委託先： 設備管理(株)プロスペック 庁舎管理業務（清掃、環境衛生、総合案内）昭島ビルメンテナンス事業協同組合 庁舎電話交換業務(株)トムス																
	□補助金（補助先：																

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費		284,659 千円		297,195 千円		246,073 千円	
	報酬		0 千円		2,501 千円		9,408 千円	
	賃金		0 千円		0 千円		0 千円	
	報償費		0 千円		0 千円		0 千円	
	需用費		74,797 千円		84,855 千円		60,826 千円	
	役務費		7,455 千円		8,079 千円		6,904 千円	
	委託料		157,063 千円		154,161 千円		157,676 千円	
	使用料及び賃借料		7,699 千円		10,196 千円		10,331 千円	
	負担金、補助及び交付金		0 千円		0 千円		0 千円	
	扶助費		0 千円		0 千円		0 千円	
	その他		37,645 千円		37,403 千円		928 千円	
	人件費		29,750 千円		25,500 千円		17,000 千円	
	一般職員		3.5 人	29,750 千円	3.0 人	25,500 千円	2.0 人	17,000 千円
	再任用職員		0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円
	総事業費		314,409 千円		322,695 千円		263,073 千円	
	財源内訳							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	国庫支出金		12,010 千円		15,500 千円		0 千円	
	(内容)		地域活性化・経済危機対策臨時交付金		地域活性化・経済危機対策臨時交付金			
	都支出金		12,915 千円		9,009 千円		0 千円	
	(内容)		緊急雇用創出事業臨時特例補助金		緊急雇用創出事業臨時特例補助金			
	その他特定財源		5,306 千円		5,999 千円		5,224 千円	
	(内容)		行政財産使用料、市有土地貸付収入、庁舎等光熱水費、電話料、中神分室土地借上負担金					
	一般財源		284,178 千円		292,187 千円		257,849 千円	
	財源合計		314,409 千円		322,695 千円		263,073 千円	
事業の実績と成果	事業実績							
	活動指標		平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	宿日直職員の見直し		職員 3 人		職員 2、嘱託 1 人		嘱託職員 4 人	
	単位当たりコスト							
			円		円		円	
	成果							
市民の利便性や職員等の事務効率の向上につながるように、安全で快適な庁舎環境の維持に努めることができた。宿日直職員を嘱託職員にすることで、人件費の削減となった。特に緊急を要する事態に対しても迅速に対応し、庁舎敷地内の安全を確保している。								
課題	今後の庁舎維持管理運営における経費については、施設及び附帯設備の老朽化に伴い、増大していく一方である。さらに、設備等の修繕において、修繕用部品が製造中止といった事象も発生しており、今後機器の更新も視野に入れた大規模改修も検討しなければならない。こうしたことから、各種点検結果を参考に行政活動等が安定的に、安全に実施できるような修繕計画の策定に着手していく必要がある。また、修繕等の財源について、防衛省との折衝も必要である。							
自己評価	施設管理の維持・保全を迅速に行うことにより、施設の安全かつ機能の確保が維持され、重大事故の未然防止も図られている。							
比較参考値	別紙のとおり							
備考	平成23年度については、6月補正後の予算となっている。							

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署									
	庁舎等維持管理		部	総務部		課長	竹内 光洋					
			課	契約管財課		担当	渡辺 春美					
			係	管財係		電話	内線2332					
	第4次総合基本計画における位置付け						実施根拠＜法令、要綱等＞					
	政策項目	07	計画実現のために									
事務事業概要	大項目	01										
	中項目	03	行財政運営の改革									
	予算科目（コード）	款	02	項	01	目	06	細目	005	細々目	01	事業期間＜開始・終了予定＞
	年度 ~ 年度											
	目的											
	＜対象は誰、何か＞						＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞					
市民及び職員						本庁舎の建物、敷地及び設備を適正に管理することにより、市民が利用しやすく、また職員が働きやすい清潔かつ快適な職場環境を整備する。						
内容						実績・成果						
庁舎内の秩序や安全の保持及び災害防止のための警備、災害時の防災拠点としての役割を果たすため、庁舎機能が適正に稼働するための建物や附属設備の保守管理、市民サービス窓口となる庁舎案内や電話交換、良好な衛生環境維持のための清掃や各種検査、施設修繕等の庁舎維持管理に関する各種業務を専門業者に委託をしながら実施する。						市民の利便性や職員の事務効率の向上につながるように、安全で快適な庁舎環境の維持に努めた。事業の性質上、直接具体的な成果は上げられないが、市民サービスの円滑な遂行に寄与することができた。						
コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞						
直接事業費		千円	284,659	297,195	246,073	行政財産使用料 市有土地貸付収入 庁舎等光熱水費 電話料 中神分室土地借上負担金						
財源内訳	国庫支出金	千円	12,010	15,500								
	都支出金	千円	12,915	9,009	11,500							
	地方債	千円										
	その他特定財源	千円	5,306	5,999	5,224							
	一般財源	千円	254,428	266,687	229,349							
一般職員人件費		千円	29,750	25,500	17,000							
人工数		人	3.50	3.00	2.00							
再任用職員人件費		千円										
人工数		人										
総事業費		千円	314,409	322,695	263,073							
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）											
	必要性	5	＜判断理由＞			妥当性	5	＜判断理由＞				
	庁舎の維持管理については、市民の方々や職員が利用しやすい環境を整備することにより、業務が円滑に遂行でき、ひいては市民サービスの向上となる。OA機器の増設や庁舎の老朽化により維持管理費が増大傾向にある。						施設管理の保全及び啓発を行うことにより、光熱水費の削減を促進するとともに、施設点検等の業務を推進することにより、施設の安全かつ機能の確保が維持されている。					
	有効性	5	＜判断理由＞			効率性	5	＜判断理由＞				
	法令に従い管理しなければならない、時代に即し変更を加えていかなければならない等庁舎を維持管理していく上で問題意識を持ち、市民サービス向上のため、庁舎の機能維持に取り組んだ。						今後も効率的な運用と計画的な維持管理が必要であり、無駄のない管理に努めなければならない。平成22年度に実施した冷温水発生器の大規模修繕（全分解整備）を実施したことにより、今夏の電力制限にも対応できる能力を保持できた。平成23年度より当直員を嘱託職員の対応に変更した。					
	合計点数 （20点満点）	20点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞								
今後の方向性 （拡充、現状維持など）	現状維持		附帯設備（空調設備、給排水設備、電気設備）の経年劣化に伴い今後の維持管理経費増加が予想され、経費の増額が見込めない現時点では修繕費用の削減をすることは難しい。そのため、一定の修繕計画を策定し、施設の維持管理に努めたい。なお、老朽化した設備の更新を行うことにより、光熱水費及び保守点検費用の削減に取り組むことは可能である。									

	維持管理経費	修繕費	備品購入費	消耗品費	1,000万円を超える大規模修繕	常駐委託	その他委託	修繕基金の積立	経費削減対策	長期修繕計画
西東京市 (田無)	H20年度 152,171,433円 H21年度 198,945,744円 H22年度 141,408,988円	H20年度 2,478,486円 H21年度 2,251,090円 H22年度 2,392,855円	H20年度 249,375円 H21年度 817,320円 H22年度 156,765円	H20年度 1,344,869円 H21年度 1,341,882円 H22年度 1,319,744円	なし	なし	H20年度 11,697,000円 H21年度 9,445,000円 H22年度 11,006,400円	行っていない	特段対策はとっていないが、光熱水費の節約に努めている	策定している
	H20年度 169,200,155円 H21年度 134,091,984円 H22年度 132,332,221円	H20年度 4,342,116円 H21年度 4,458,309円 H22年度 4,980,941円	H20年度 1,864,642円 H21年度 285,075円 H22年度 1,020,800円	H20年度 1,829,430円 H21年度 1,935,870円 H22年度 1,257,607円	なし	なし	H20年度 84,777,127円 H21年度 78,629,792円 H22年度 82,576,521円	行っている H21年度 25,983,245円 H22年度 26,011,802円	節電による光熱水費の削減	策定していない
	H20年度 35,807,821円 H21年度 38,714,821円 H22年度 41,557,389円	H20年度 629,580円 H21年度 665,650円 H22年度 1,259,979円	H20年度 29,744,085円 H21年度 3,046,239円 H22年度 600,243円	H20年度 1,021,040円 H21年度 1,012,821円 H22年度 1,702,540円	なし	なし	清掃、電話交換、警備等 H20年度 24,651,186円 H21年度 23,311,260円 H22年度 28,835,597円	行っていない	電気の使用状況を見える化し、職員の節電意識を高めた	策定している
狛江市	H20年度 96,038,000円 H21年度 133,674,000円 H22年度 89,611,000円	H20年度 7,395,000円 H21年度 16,714,000円 H22年度 6,751,000円	H20年度 2,389,000円 H21年度 — H22年度 382,000円	H20年度 1,411,000円 H21年度 1,450,000円 H22年度 1,488,000円	なし	なし	—	行っていない		
	H20年度 40,873,729円 H21年度 49,140,891円 H22年度 45,846,479円	H20年度 2,991,869円 H21年度 4,276,897円 H22年度 5,386,610円	H20年度 676,987円 H21年度 2,158,397円 H22年度 1,89,220円	H20年度 1,588,997円 H21年度 1,602,000円 H22年度 1,650,000円	なし	なし	電器機械設備保守、清掃、警備、機械整備 H20年度 28213,305円 H21年度 34,713,105円 H22年度 34,773,882円	行っている H22年度 16,205,000円 (施設整備等基金を創設し、積立を行っているが、庁舎修繕のみを目的としたものではない)	委託の仕様書見直し、修繕を直営で対応等	策定していない
清瀬市	H20年度 81,679,412円 H21年度 81,791,087円 H22年度 81,791,087円	H20年度 1,147,253円 H21年度 2,365,945円 H22年度 3,849,604円	H20年度 1,184,736円 H21年度 2,365,945円 H22年度 902,585円	H20年度 438,018円 H21年度 515,998円 H22年度 415,551円	なし	なし	総合業務(電話交換、清掃等) H20年度 49,603,341円 H21年度 49,603,341円 H22年度 48,987,831円	行っていない	業務委託を単年度から3年契約に変更	策定していない
	H20年度 100,546,320円 H21年度 99,808,230円 H22年度 102,562,740円	H20年度 4,475,246円 H21年度 4,112,051円 H22年度 3,104,272円	H20年度 1,450,470円 H21年度 722,287円 H22年度 977,304円	H20年度 1,479,493円 H21年度 2,250,500円 H22年度 2,239,201円	H22年度 26,666,724円	なし	H20年度 28,879,903円(5件) H21年度 28,708,253円(6件) H22年度 31,220,665円(7件)	行っていない	特になし	策定していない
武蔵村山市	H20年度 120,734,388円 H21年度 118,711,523円 H22年度 114,066,564円	H20年度 8,294,419円 H21年度 8,567,672円 H22年度 6,731,030円	H20年度 623,175円 H21年度 179,550円 H22年度 530,775円	H20年度 804,775円 H21年度 853,820円 H22年度 776,690円	なし	なし	設備点検・保守、清掃・衛星関連、警備、樹木 H20年度 49,402,719円 H21年度 49,718,710円 H22年度 46,557,884円	行っていない	委託内容の精査等	策定していない
	H20年度 219,489,816円 H21年度 170,889,322円 H22年度 156,789,922円	H20年度 1,382,280円 H21年度 958,877円 H22年度 1,359,896円	H20年度 8,188,023円 H21年度 0円 H22年度 445,725円	H20年度 3,479,134円 H21年度 661,219円 H22年度 661,629円	なし	なし	本庁舎日横耐震補強委託 H20年度 3,675,000円 H21年度 0円 H22年度 0円	行っていない	—	策定している
稲城市	H20年度 115,560,841円 H21年度 143,743,132円 H22年度 117,573,971円	H20年度 6,313,821円 H21年度 9,150,708円 H22年度 8,037,776円	H20年度 901,057円 H21年度 1,032,465円 H22年度 747,600円	H20年度 1,935,551円 H21年度 2,300,989円 H22年度 2,065,552円	なし	なし	管理業務、電話交換、印刷機保守、樹木せん定等 H20年度 58,643,445円 H21年度 60,942,865円 H22年度 61,627,800円	行っていない	電力使用抑制、PPS導入の検討、安く物品調達できる業者の調査	策定していない
	H20年度 143,643,928円 H21年度 141,283,170円 H22年度 161,885,749円	H20年度 3,906,797円 H21年度 2,382,418円 H22年度 4,170,662円	H20年度 0円 H21年度 950,665円 H22年度 54,138円	H20年度 3,309,283円 H21年度 3,083,343円 H22年度 2,178,698円	なし	なし	総合管理 H20年度 88,857,389円 H21年度 87,918,304円 H22年度 71,516,901円	行っていない	節電対策等による経費の削減を行っている	策定している
あきる野市	H20年度 133,595,584円 H21年度 127,445,380円 H22年度 118,686,782円	H20年度 21,115,603円 H21年度 14,462,073円 H22年度 7,274,955円	H20年度 0円 H21年度 0円 H22年度 1,586,950円	H20年度 1,442,006円 H21年度 1,271,454円 H22年度 1,241,333円	なし	なし	設備管理、濁日直、清掃、警備等 H20年度 92,447,219円 H21年度 81,043,384円 H22年度 73,510,249円	行っていない	電気使用量の削減	策定していない

(3) 安全・安心まちづくり推進事業

市民部生活コミュニティ課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名							担当部署								
	安全・安心まちづくり推進事業							部	市民部			課長	河野 久美			
								課	生活コミュニティ課			担当	小林 光吉			
								係	市民活動推進係			電話	内線2289			
	第4次総合基本計画における位置付け										実施根拠＜法令、要綱等＞					
	政策項目	01	人が輝く（明るい地域社会の形成）					昭島市安全・安心まちづくり条例、昭島市安全・安心まちづくり広報車の貸出しに関する要綱								
大項目	02	市民の安全を守る（安全・安心の確保）														
中項目	02	防犯					事業期間＜開始・終了予定＞									
予算科目（コード）		款	02	項	01	目	14	細目	004	細々目	01	H 16 年度 ~ 年度				
事業概要	目的															
	<対象は誰、何か>							<対象をどのような状態にすることを意図しているか>								
	市民							市民の生命、身体及び財産を守るため、防災、防犯等への取り組みを行い、子どもや高齢者、障害者等が安全で安心した生活の出来る地域社会を実現する。								
	事業実施方法															
	☐ 直接実施 ■業務委託（委託先：昭島市シルバー人材センター															
	☐ 補助金（補助先： ） ■その他（登録団体によるパトロール															
	内容															
	青色回転灯装備車両（青パト1号車）通常運行事業（平日13：00～17：00の4時間、市内全域のパトロール） 青色回転灯装備車両（青パト1号車）緊急雇用拡充運行事業（平日17：00～22：00の3時間、土・日・祝日の13：00～22：00の7時間、市内全域のパトロール） 青色回転灯装備車両（青パト2号車）貸出運行事業（登録している7団体へ貸出、団体の管轄区域をパトロール）															
	細事業（主な事業内訳）							平成22年度決算額			備考（細事業内容についての補足）					
	報酬：嘱託職員報酬							3,000 千円			1名（当該事業のほか、防犯協会事務も担当）					
	共済費：嘱託職員社会保険料							421 千円								
	旅費：費用弁償							106 千円			嘱託職員交通費					
	需用費：消耗品費							213 千円			制服・タイヤ・マグネットシートほか事務用品					
	需用費：燃料費							314 千円			青パト1号車・2号車ガス代					
需用費：車両修繕費							265 千円			車検・破損修理代ほか						
役務費：通信運搬費（電話料）							23 千円			青パト1号車委託用携帯電話						
役務費：保険料							200 千円			貸出青パト2号車用任意保険(車両保険含む)						
委託料：広報車運行及び啓発活動業務委託							1,918 千円			通常運行分						
委託料：広報車運行及び啓発活動業務委託							2,892 千円			緊急雇用創出事業を活用した拡充運行分						
公課費：自動車重量税							13 千円			車検時の自動車重量税						
							千円									
							千円									
							千円									
							千円									
							千円									
							千円									
							千円									
							千円									
事業の必要性																
青色回転灯装備車の防犯パトロールによる子どもや高齢者等の見守りなどが、犯罪の抑止へとつながっている。安全で安心したまちづくりを推進するには、市民1人1人への防犯意識の啓発が必要である。市と地域での連携による防犯パトロールは、各地域を見守ることができ、犯罪抑止とともに防犯意識の啓発のために必要である。																
関連事業																
昭島市安全・安心まちづくり条例に基づき必要な事項を協議するため、昭島市安全・安心まちづくり協議会(年1回開催)の設置。協議会のもとに推進連絡会(年4回開催)を設置。関係団体との連携を図っている。																

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費		5,951 千円		9,365 千円		9,517 千円	
	報酬		千円		3,000 千円		3,000 千円	
	賃金		千円		千円		千円	
	報償費		千円		千円		千円	
	需用費		855 千円		792 千円		794 千円	
	役務費		268 千円		223 千円		201 千円	
	委託料		4,828 千円		4,810 千円		4,871 千円	
	使用料及び賃借料		千円		千円		千円	
	負担金、補助及び交付金		千円		千円		千円	
	扶助費		千円		千円		千円	
	その他		0 千円		540 千円		651 千円	
	人件費		3,720 千円		850 千円		850 千円	
	一般職員		0.1 人	850 千円	0.1 人	850 千円	0.1 人	850 千円
	再任用職員		0.7 人	2,870 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円
	総事業費		9,671 千円		10,215 千円		10,367 千円	
	財源内訳							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	国庫支出金		0 千円		0 千円		0 千円	
	(内容)							
	都支出金		3,222 千円		3,189 千円		3,240 千円	
	(内容)		緊急雇用創出事業臨時特例補助金		緊急雇用創出事業臨時特例補助金		緊急雇用創出事業臨時特例補助金	
	その他特定財源		0 千円		0 千円		0 千円	
	(内容)							
	一般財源		6,449 千円		7,026 千円		7,127 千円	
	財源合計		9,671 千円		10,215 千円		10,367 千円	
事業の実績と成果	事業実績							
	活動指標		平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	1号車通常分運行日数		236 日		237 日		240 日	
	1号車拡充分運行時間数		1,527 時間		1,513 時間		1,527 時間	
	2号車貸出件数		186 件		263 件		280 件	
	単位当たりコスト							
			円		円		円	
	成果							
	昭島警察署管内の犯罪(刑法犯)件数(認知件数)の推移							
	平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 2,218件 2,102件 2,172件 2,094件 2,021件 2,163件 2,020件 1,887件 1,759件							
課題	現在、緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用して、青パト運行の拡充分（平日17:00～22:00の3時間及び土・日・祝日の13:00～22:00の7時間）について運行しているが、今後補助金が終了した時の対応が課題となる。一般財源を充当した現在と同様の運行の継続が望ましいが、運行時間帯の工夫、貸出車両運行地域との調整等の検討も必要である。また、貸出車両（青パト2号）については、現在7つの団体が登録し、各団体の管轄区域内を運行しているが、登録団体、利用件数の増加にしたいが、運行経費の増加や貸出用車両の増車が必要になってくる。							
自己評価	青色回転灯装備車両によるパトロールのほか、昭島市安全・安心まちづくり条例に基づく、推進協議会・推進連絡会による関係団体との連携、広報車の貸出による地域団体との協働、嘱託員の設置等を行っている。多様な団体と連携した安全安心まちづくり事業が展開されており、犯罪の抑止に効果がある。							
比較参考値	青色回転灯装備車による広報啓発事業は、三多摩各市において実施されている。また貸出車両を使って地域の防犯団体に貸出事業を行っている。							
備考	平成16年7月に施行された昭島市安全・安心まちづくり条例に基づき、平成18年に寄贈された青色回転灯装備広報車（青パト1号）の運行を開始した。その後、平成20年に新たに1台の寄贈を受け、青色回転灯装備広報車（青パト2号）の貸出しに関する取扱要綱を整備し、地域の防犯活動団体に提供している。							

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	安全・安心まちづくり推進事業		部	市民部		課長	河野 久美				
			課	生活コミュニティ課		担当	内野 次夫				
			係	市民活動推進課係		電話	内線 2289				
	第4次総合基本計画における位置付け						実施根拠＜法令、要綱等＞				
	政策項目	01	人が輝く（明るい地域社会の形成）				昭島市安全・安心まちづくり条例ほか				
大項目	02	市民の安全を守る（安全・安心の確保）									
中項目	02	防犯				事業期間＜開始・終了予定＞					
予算科目（コード）	款	02	項	01	目	14	細目	004	細々目	01	H 16 年度 ~ 年度
事務事業概要	目的										
	＜対象は誰、何か＞		＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞								
	市民		市民の生命、身体及び財産を守るため、防災、防犯等への取り組みを行い、子どもや高齢者、障害者等が安全で安心した生活のできる地域社会を実現する。								
	内容		実績・成果								
	昭島市安全・安心まちづくり条例に基づく、青色回転灯装備車両（青パト1号車）通常運行事業		青色回転灯装備車両（青パト1号車） ア 平成21年度総運行回数日 236日 イ 平成22年度総運行回数日 237日								
	昭島市安全・安心まちづくり条例に基づく、青色回転灯装備車両（青パト1号車）緊急雇用拡充運行事業		青色回転灯装備車両（青パト1号車） ア 平成21年度貸出回数 186件 イ 平成22年度貸出回数 263件								
	昭島市安全・安心まちづくり広報車の貸出しに関する要綱に基づく青色回転灯装備車（青パト2号車）貸出運行事業										
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞				
	直接事業費		千円	5,951	8,944	8,994	緊急雇用創出事業 臨時特例補助金				
	財源内訳	国庫支出金	千円				平成22年度より安全・安心まちづくり推進事業内に嘱託員を配置しているため、人件費は事業費内に含む。				
都支出金		千円	3,222	3,189	3,240						
地方債		千円									
その他特定財源		千円									
一般財源		千円	2,729	5,755	5,754						
一般職員人件費		千円	850	850	850						
人工数		人	0.10	0.10	0.10						
再任用職員人件費		千円	2,870								
人工数		人	0.70								
総事業費		千円	9,671	9,794	9,844						
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）										
	必要性	5	＜判断理由＞		妥当性	5	＜判断理由＞				
	市民が望む「犯罪に遭遇しない安全で安心した地域社会」を構築するには、市民は勿論のこと、地方自治体による組織的な犯罪抑止力を構築することが重要である。犯罪のない地域社会を構築して行くためには、市民一人一人が防犯意識を高揚させることは勿論のこと、現在推進している青色回転灯装備車による防犯パトロールの継続運行が犯罪減少に結びつくものであり重要である。				市では、平成18年から寄贈された青色回転灯装備車（青パト1号車）の運行を委託契約先である社団法人シルバー人材センター職員により運行を開始した。平成20年からは、昭島市安全・安心まちづくり広報車の貸出しに関する取扱要綱に基づく貸出利用団体（市立武蔵野会館運営協議会ほか6団体）による運行を継続している。運行継続の結果、貸出利用団体や市民からは、青色回転灯装備車の運行継続の声が高く、犯罪のない安全で安心した地域社会の実現のためにも青色回転灯装備車の継続運行の存続が必要である。						
	有効性	5	＜判断理由＞		効率性	5	＜判断理由＞				
	犯罪が減少し市民の安全の抑止力や青少年の健全育成と地域の安全確保のためには、保有する青色回転灯装備車の運行事業を委託契約している社団法人シルバー人材センター職員、更には貸出利用団体7団体等による防犯パトロールを実施することで、明るい地域社会を構築することが必要である。				青色回転灯装備車（青パト1号車）に関しては、社団法人シルバー人材センター職員が市内全域を満遍なく巡回パトロールを実施している。また、青色回転灯装備車（青パト2号車）にあっても、貸出利用団体である7団体による地域内巡回パトロールを推進し防犯抑止活動を積極的に実施するなど効果的な運行を行っている。						
	合計点数 （20点満点）	20点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞							
今後の方向性 （拡充、現状維持など）	現状維持		青色回転灯装備車による安全・安心まちづくり推進事業に関しては、市民が犯罪に遭遇しない安全で安心な生活環境を構築し目標を達成しているものとする。従って、市民が安全で安心した生活を営む社会環境構築のためには、今後とも継続的な青色回転灯装備車による安全・安心まちづくり推進事業が必要不可欠である。								

< 青色回転灯装備車両（青パト）写真 >



都内区市における青色防犯パトロール車運行状況

	自治体による 運行	防犯団体等 による運行		自治体による 運行	防犯団体等 による運行
千代田区	○		八王子市	○	○
中央区	○	○	立川市	○	○
港区	○	○	武蔵野市	○	
新宿区		○	三鷹市	○	○
文京区	○	○	青梅市	○	
台東区	○		府中市	○	○
墨田区	○	○	昭島市	○	○
江東区	○	○	調布市	○	○
品川区	○	○	町田市	○	○
目黒区	○	○	小金井市	○	○
大田区	○	○	小平市		
世田谷区	○	○	日野市	○	○
渋谷区		○	東村山市		○
中野区	○		国分寺市		
杉並区	○	○	国立市		
豊島区	○		福生市	○	
北区	○	○	狛江市	○	○
荒川区	○		東大和市	○	○
板橋区	○	○	清瀬市	○	○
練馬区	○	○	東久留米市	○	
足立区	○	○	武蔵村山市	○	
葛飾区	○	○	多摩市		○
江戸川区	○	○	稲城市	○	○
			羽村市	○	
			あきる野市	○	○
			西東京市	○	○

※ 大東京防犯ネットワーク資料より(各自治体取組一覧(安全・安心まちづくりの推進))

（４）がん検診事業

保健福祉部健康課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名										担当部署					
	がん検診事業										部	保健福祉部		課長	瀬沼 倫子	
											課	健康課		担当	金子 恭子	
											係	健康係		電話	内線2177	
	第4次総合基本計画における位置付け										実施根拠＜法令、要綱等＞					
政策項目	02	暮らしを支える（健康と福祉の充実）								がん対策推進基本計画						
大項目	01	健康に暮らす（市民の健康づくり）														
中項目	01	健康・医療														
予算科目（コード）		款	04	項	01	目	01	細目	008	細々目	01	H	年度	～	年度	
事務事業概要	目的															
	<対象は誰、何か>										<対象をどのような状態にすることを意図しているか>					
	市民（成人）										がんの早期発見、早期治療により、市民の健康の保持増進を図る。					
	事業実施方法															
	☐ 直接実施 ☒ 業務委託（委託先：昭島市医師会）															
	☐ 補助金（補助先： ） ☐ その他（ ）															
	内容															
	1胃がん検診（30歳以上の市民）、2乳がん検診（40歳以上の市民（女性））、3子宮頸がん検診（20歳以上の市民（女性））、4大腸がん検診（40歳以上の市民）、5肺がん検診（30歳以上の市民）、6前立腺がん検診（55歳以上の市民（男性））															
	細事業（主な事業内訳）					平成22年度決算額					備考（細事業内容についての補足）					
	賃金：臨時職員賃金					26 千円										
	需用費：消耗品費					154 千円										
	需用費：印刷製本費					655 千円										
	役務費：通信運搬費（郵便料）					733 千円										
	委託料：がん検診委託					83,800 千円										
	胃がん検診					10,076 千円					1人*5920円					
乳がん検診					17,376 千円					1人*9969円						
子宮頸がん検診					31,624 千円					1人*9644円						
大腸がん検診					12,681 千円					1人*5866円						
肺がん検診					6,729 千円					1人*9275円						
前立腺がん検診					5,314 千円					1人*3000円						
委託料：クーポン券作成等委託					1,413 千円											
					千円											
					千円											
					千円											
					千円											
					千円											
					千円											
					千円											
					千円											
事業の必要性																
がん検診は健康増進法に基づく健康推進事業として位置付け実施している。 国は、平成19年4月に「がん対策基本法」を策定し、6月には「がん対策推進基本計画」を閣議決定した。それを受けて東京都では、「がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少」を掲げるとともに、「予防の重視」の観点から、「受診率目標50%を目指す」ことを目標とし、各市町村に通知した。がんは、死亡率第1位を占めており、減少させるためには定期的な検診受診により早期にがんを発見し、適切な治療につなげていくことが重要であるため、昭島市では市民の健康を守る重要な施策として実施している。																
関連事業																

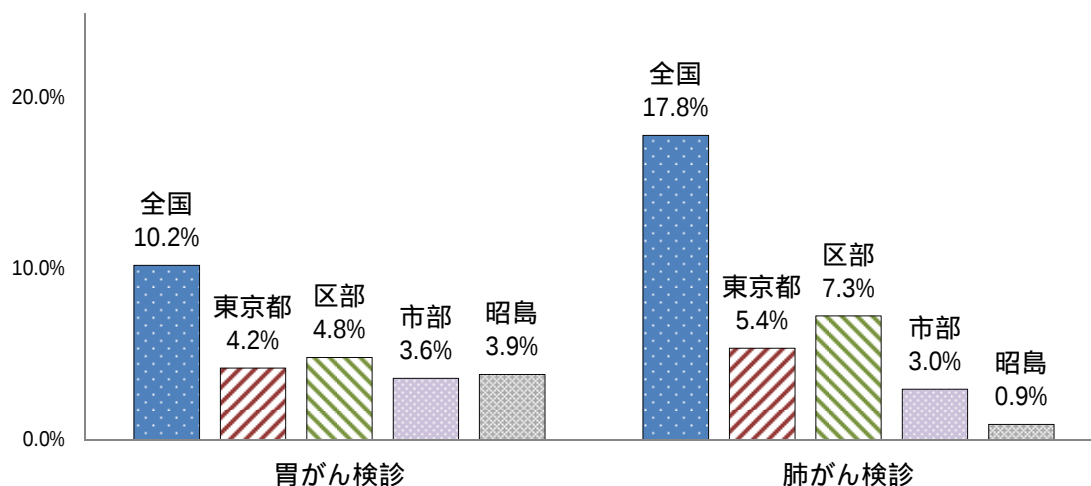
平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費		86,791 千円		86,780 千円		113,982 千円	
	報酬		千円		千円		千円	
	賃金		100 千円		26 千円		74 千円	
	報償費		千円		千円		千円	
	需用費		690 千円		809 千円		2,588 千円	
	役務費		687 千円		732 千円		736 千円	
	委託料		85,314 千円		85,213 千円		110,584 千円	
	使用料及び賃借料		千円		千円		千円	
	負担金、補助及び交付金		千円		千円		千円	
	扶助費		千円		千円		千円	
	その他		0 千円		0 千円		0 千円	
	人件費		6,800 千円		6,800 千円		6,800 千円	
	一般職員		0.8 人	6,800 千円	0.8 人	6,800 千円	0.8 人	6,800 千円
	再任用職員		0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円
	総事業費		93,591 千円		93,580 千円		120,782 千円	
	財源内訳							
		平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算		
国庫支出金		23,125 千円		11,532 千円		11,281 千円		
(内容)		疾病予防対策事業等補助金		疾病予防対策事業等補助金		疾病予防対策事業等補助金		
都支出金		0 千円		0 千円		0 千円		
(内容)								
その他特定財源		0 千円		0 千円		0 千円		
(内容)								
一般財源		70,466 千円		82,048 千円		109,501 千円		
財源合計		93,591 千円		93,580 千円		120,782 千円		
事業の実績と成果	事業実績							
	活動指標		平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	胃がん検診		1,616	人	1,621	人	2,450	人
	大腸がん検診		1,908	人	2,067	人	2,800	人
	肺がん検診		337	人	691	人	1,100	人
	単位当たりコスト							
	胃がん検診（1人 税込）		6,216	円	6,216	円	6,479	円
	成果							
	各がん検診 受診定員数							
	胃がん検診		平成21年度	1,600人	平成22年度	1,800人	平成23年度	2,450人
大腸がん検診		平成21年度	1,800人	平成22年度	2,300人	平成23年度	2,800人	
肺がん検診		平成21年度	400人	平成22年度	800人	平成23年度	1,100人	
課題	財政的な課題も大きく、各がん検診において定員枠を設け実施している。そのため、希望する者が受診できない場合もあり「早期発見」「早期治療」を阻害する要因となっている。今後は定員制を撤廃し、希望するすべての方が受診できる環境をつくることが重要な課題である。しかし、多額の予算を必要とするなど市単独での実施は困難な状況にあることから、国や東京都に財政的な支援を要請するとともに、受益者負担も視野に入れた検討をする必要がある。							
自己評価	「健康あきしま21」にがん検診の方向性が示されているが、現在はその実施途中であり目標とする結果には届いていない。しかし、定員を毎年増加するなど、その取組の成果は着実に出ている。実施方法の検討、精度管理の推進など、これからの課題は多いが現状の範囲としては評価できるものと考えている。							
比較参考値	* 別紙参照							
備考								

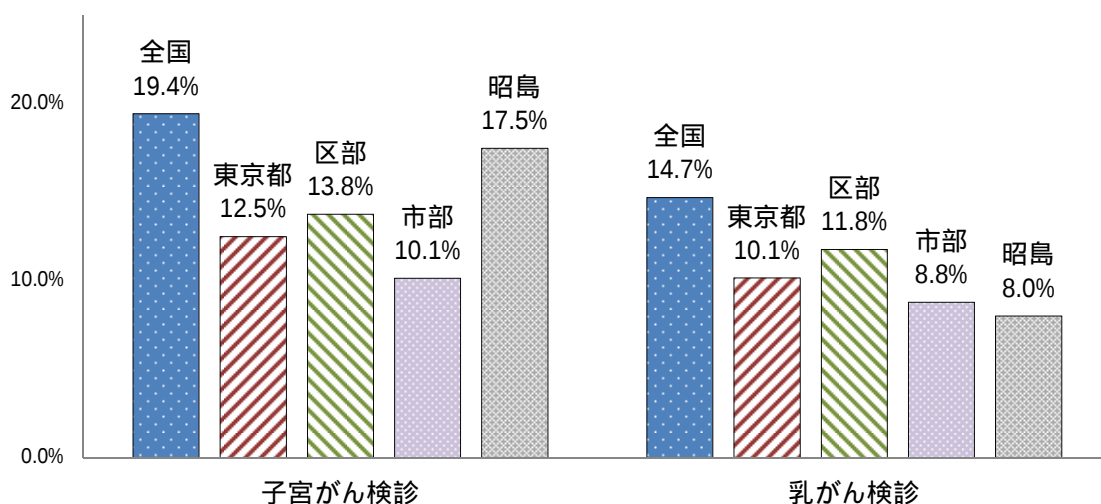
平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署												
	がん検診事業		部	保健福祉部			課長	瀬沼 倫子							
			課	健康課			担当	金子 恭子							
			係	健康係			電話	内線2177							
	第4次総合基本計画における位置付け							実施根拠＜法令、要綱等＞							
	政策項目	02	暮らしを支える（健康と福祉の充実）							がん対策推進基本計画					
	大項目	01	健康に暮らす（市民の健康づくり）												
	中項目	01	健康・医療							事業期間＜開始・終了予定＞					
	予算科目（コード）	款	04	項	01	目	01	細目	008	細々目	01	H	年度	～	年度
事務事業概要	目的														
	<対象は誰、何か>										<対象をどのような状態にすることを意図しているか>				
	市民（成人）										がんの早期発見、早期治療により、市民の健康の保持増進を図る。				
	内容														
	1胃がん健診（30歳以上の市民） 2乳がん健診（40歳以上の市民（女性）） 3子宮がん検診（20歳以上の市民（女性）） 4大腸がん検診（40歳以上の市民） 5肺がん検診（30歳以上の市民） 6前立腺がん検診（55歳以上の市民（男性））										実績・成果 受診率 1胃がん検診 4.5% 2乳がん検診 15.1% 3子宮頸がん検診 11.6% 4大腸がん検診 5.0% 5肺がん検診 1.9% 胃がん、大腸がん、肺がんについては、受診率は並行であるが、平成21年度より実施された「女性特有のがん検診事業」により、乳がん、子宮頸がん検診については受診率が伸びている。				
	コスト		(単位)	平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算		備考＜特財名称等＞					
	直接事業費		千円	86,791		86,780		113,982		疾病予防対策事業等補助金					
	財源内訳	国庫支出金	千円	23,125		11,532		11,281							
		都支出金	千円												
		地方債	千円												
		その他特定財源	千円												
	一般財源		千円	63,666		75,248		102,701							
	一般職員人件費		千円	6,800		6,800		6,800							
	人工数		人	0.80		0.80		0.80							
	再任用職員人件費		千円												
人工数		人													
総事業費		千円	93,591		93,580		120,782								
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）														
	必要性		5		＜判断理由＞					妥当性		5		＜判断理由＞	
	がん検診は、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけ実施している。がんは、死亡原因第1位を占めているため、減少させるためには、検診受診率を上げることが重要であるため、定期的な検診受診が必要となる。検診受診により、早期にがんを発見し、適切な治療につなげていくためにも、がん検診事業は重要である。市民の意識も高く、例年定員枠を超える大幅な応募があり、必要性を感じる。										がん検診事業は、毎年「広報あきしま」に折り込まれる「保健事業のお知らせ」が、市民の周知には適切である。また、各検診ごとにホームページや広報に掲載し適切に周知されている。事業に関しては、市内医療機関で実施されている。				
	有効性		5		＜判断理由＞					効率性		5		＜判断理由＞	
	検診受診者によるがんの早期発見により、適切な治療を行うことで医療費の削減につながっている。しかし、各がん検診ともに定員枠があり、希望者全員が受診できない現状があるため定員枠を拡大し、市民の健康増進を図りたい。										がん検診は、昭島市医師会に業務委託している。医師会を通じ各医療機関と連携を密に取り、事業の運営がスムーズに行われている。各がん検診ともに、市内医療機関で受診できることで身近に検診が受診できるように行っている。				
合計点数（20点満点）		20点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞											
今後の方向性（拡充、現状維持など）		拡充		健康あきしま21計画の目標値をクリアするためには、事業の拡充は当然必要となる。実施方法については若干の修正の必要もあるが、現状としてはベストであると考ええる。											

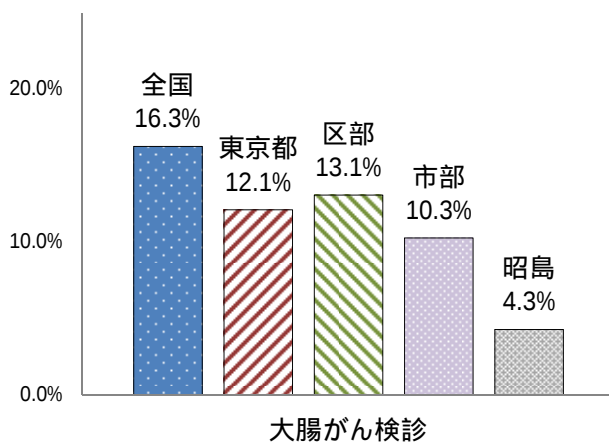
胃がん・肺がん検診の受診率の状況(平成20年度)



子宮がん・乳がん検診の受診率の状況(平成20年度)



大腸がん検診の受診率の状況 (平成20年度)



受診率 = 受診者数 / 対象者数
 (対象者数 = 対象年齢者数 × 対象人口率)
 受診率を比較する場合、統一した算定方法が必要となる。そのため、東京都が対象年齢者について調査し、区市町村で実施する各がん検診の受診に必要な者の割合を算出し、対象人口率として示している。

資料：東京都がん検診支援サイト「がん検診対象者数・受診者数・受診率(区市町村別)」

* 子宮頸がん検診は、原則として2年に1回行うこととしているが(がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針)、本市では毎年実施しているため、受診率は換算した数値としている。

がん検診事業実施状況(平成20～22年度)

	年度	定員数(人)	応募者数(人)	受診者数(人)	抽選もれ(人)
胃がん	20	1,600	1,701	1,502	0
	21	1,600	2,012	1,616	311
	22	1,800	2,504	1,621	672
肺がん	20	400	613	351	213
	21	400	939	329	539
	22	800	1,129	691	318
大腸がん	20	1,800	2,027	1,727	0
	21	1,800	2,427	1,906	527
	22	2,300	2,821	2,049	485
子宮頸がん	20	2,700	2,789	2,688	0
	21	2,700	2,850	2,511	0
	22	2,700	2,680	2,099	0
乳がん	20	900	967	923	0
	21	900	1,052	1,077	0
	22	1,000	979	761	0

子宮頸がんと乳がんについては、クーポン券による受診者数を除く

多摩26市 がん検診 自己負担制度導入状況 平成23年4月現在

(単位:円)

検診種別 自治体名	乳がん		子宮頸部がん		肺がん		大腸がん		胃がん		前立腺がん	
	自己負担額		自己負担額		自己負担額		自己負担額		自己負担額		自己負担額	
八王子	○	1,600円	○	700円	○	800円	○	700円	○	500円		未実施
立川	○	1,000円	○	1,000円	○	1,000円	○	300円	○	900円		未実施
武蔵野	○	1,000円										未実施
三鷹												
青梅	○	1,000円	○	500円	○	500円	○	200円	○	500円		未実施
府中	○	2,000円										
昭島												
調布	○	1,500円										未実施
町田	○	2,800円	○	1,000円	○	1,200円	○	800円	○	800円	○	1,000円
小金井	○	2,000円										未実施
小平	○	1,000円										未実施
日野	○	1,000円										
東村山	○	2,000円	○	1,000円	○	1,000円	○	500円	○	1,000円		未実施
国分寺												未実施
国立	○	2,000円										未実施
福生	○	1,600円										
狛江	○	2,100円										未実施
東大和												
清瀬	○	2,000円	○	1,000円	○	1,000円	○	500円	○	1,000円	○	1,000円
東久留米	○	1,000円	○	1,000円	○	2,000円	○	1,000円	○	500円		未実施
武蔵村山												
多摩	○	2,500円										
稲城	○	2,380円	○	2,250円		未実施	○	460円	○	1,330円		
羽村	○	1,600円										未実施
あきる野	○	1,500円	○	1,500円	○	1,000円	○	300円	○	1,000円	○	300円
西東京												
自己負担のある 自治体数	20市		9市		8市		9市		9市		3市	
	1	2,800円	1	2,250円	1	2,000円	1	1,000円	1	1,330円	2	1,000円
	1	2,500円	1	1,500円	1	1,200円	1	800円	3	1,000円	1	300円
	1	2,380円	5	1,000円	4	1,000円	1	700円	1	900円		
	1	2,100円	1	700円	1	800円	2	500円	1	800円		
	5	2,000円	1	500円	1	500円	1	460円	3	500円		
	3	1,600円					2	300円				
	2	1,500円					1	200円				
	6	1,000円										
自己負担のない 自治体数	6市		17市		17市 (稲城市を除く)		17市		17市		9市	

府中市の前立腺がんは、人間ドックの一項目として20歳以上について実施。人間ドックの負担額は16,000円又は11,000円

（５） 青少年等交流センター管理運営

子ども家庭部子ども育成課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名				担当部署							
	青少年等交流センター管理運営				部	子ども家庭部	課長	板野 浩二				
					課	子ども育成課	担当	岡村 晃				
					係	青少年係	電話	内線2254				
	第4次総合基本計画における位置付け							実施根拠＜法令、要綱等＞				
	政策項目	03	人を育む（生涯学習の充実）				昭島市青少年等交流センター運営要綱					
大項目	02	青少年とともにあゆむ（青少年の育成）										
中項目	01	青少年の健全育成				事業期間＜開始・終了予定＞						
予算科目（コード）		款	10	項	04	目	02	細目	009	細々目	01	H 16 年度 ~ 年度
事務事業概要	目的											
	<対象は誰、何か>						<対象をどのような状態にすることを意図しているか>					
	青少年及びその保護者、青少年健全育成にかかわる団体（地域の者）も対象とする。（年齢制限は設けない）						青少年団体や青少年健全育成関係団体に活動場所を提供し活動の援助を行う。また、個人利用スペースを設けて青少年の居場所、交流の場とする。					
	事業実施方法											
	■直接実施 ■業務委託（委託先：青少年等交流センター運営委員会（一部事業委託））											
	□補助金（補助先： ） □その他（ ）											
	内容											
	○年末年始等を除き、午前9時から午後10時まで開館する。 ○団体利用は青少年団体や青少年健全育成関係団体を優先し、利用が無い場合は他団体も利用可。 ○個人で利用できる部屋とロビーを開放し、子どもや若者が気軽に集まれる交流の場を提供する。 ○利用者の増加と施設の周知を図るため、施設を利用する青少年を中心に組織する団体に、居場所づくり事業を委託している。											
	細事業（主な事業内訳）				平成22年度決算額				備考（細事業内容についての補足）			
	共済費：管理員社会保険料				300 千円							
	賃金：臨時職員賃金				3,733 千円				4名によるシフト制 日中1名 夜間1名配置			
	賃金：管理員賃金				1,481 千円				夜間管理員 1名			
	賃金：管理員付加支給				473 千円							
	需用費：消耗品費				87 千円							
	需用費：光熱水費（電気料）				998 千円							
	需用費：光熱水費（水道料）				10 千円							
	需用費：光熱水費（ガス料）				75 千円							
	需用費：光熱水費（下水道料）				6 千円							
需用費：施設修繕料				325 千円				外階段、高圧電気設備修繕等				
役務費：通信運搬費（電話料）				37 千円								
役務費：保険料				12 千円				施設所有者管理者賠償責任保険				
委託料：冷暖房設備保守委託				94 千円								
委託料：電気工作物保安委託				214 千円								
委託料：消防用設備点検委託				37 千円								
委託料：警備委託				212 千円								
委託料：清掃委託				1,029 千円								
委託料：青少年居場所づくり運営委託				100 千円				運営委員会による事業運営委託				
委託料：管理員健康診断委託				10 千円								
工事請負費：フェンス等設置工事				748 千円				平成21年度繰越明許費				
事業の必要性												
青少年団体が活動する場であるとともに、概ね25歳未満の青少年がいつでも自由に気軽集える場所として設置している。学童クラブ、放課後子ども教室、児童センターなど児童を対象に健全育成を行う居場所づくり事業は充実しているが、18歳以上の青少年を対象とする施設は本施設だけであり、次代を担う青少年の健全育成の推進のため必要であると考える。												
関連事業												
青少年の利用できる施設としては児童センターがあるが、利用対象は18歳未満（高校生を除く）の児童だけとなっている。												

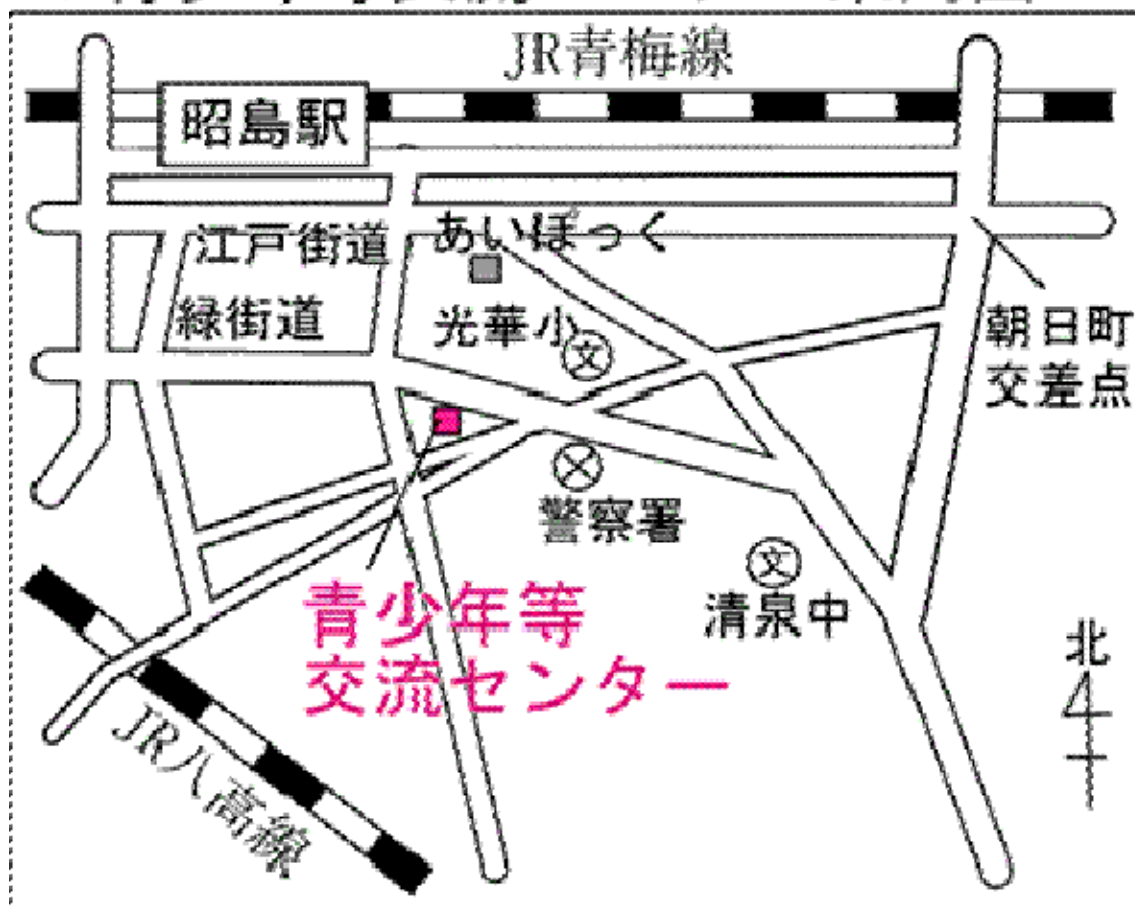
平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費		9,174 千円		9,981 千円		9,518 千円	
	報酬		千円		千円		千円	
	賃金		5,589 千円		5,687 千円		5,777 千円	
	報償費		千円		千円		千円	
	需用費		1,571 千円		1,501 千円		2,096 千円	
	役務費		51 千円		49 千円		53 千円	
	委託料		1,695 千円		1,696 千円		1,314 千円	
	使用料及び賃借料		千円		千円		千円	
	負担金、補助及び交付金		千円		千円		千円	
	扶助費		千円		千円		千円	
	その他		268 千円		1,048 千円		278 千円	
	人件費		2,550 千円		2,550 千円		2,550 千円	
	一般職員		0.3 人	2,550 千円	0.3 人	2,550 千円	0.3 人	2,550 千円
	再任用職員		0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円
	総事業費		11,724 千円		12,531 千円		12,068 千円	
財源内訳								
		平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算		
国庫支出金		0 千円		600 千円		0 千円		
(内容)				地域活性化・経済危機対策臨時交付金				
都支出金		0 千円		千円		0 千円		
(内容)								
その他特定財源		6 千円		6 千円		6 千円		
(内容)		行政財産使用料		行政財産使用料		行政財産使用料		
一般財源		11,718 千円		11,925 千円		12,062 千円		
財源合計		11,724 千円		12,531 千円		12,068 千円		
事業の実績と成果	事業実績							
	活動指標		平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	開館日数		345 日		345 日		346 日	
	来館者数		8,450 人		7,284 人		6,880 人	
	単位当たりコスト							
	来館者数1人当たりコスト		1,387 円		1,720 円		1,754 円	
成果	児童・青少年の健全育成の成果を数値で評価することは困難性があるが、利用者の青少年を中心に組織する「青少年等交流センター運営委員会」が平成18年度に発足し、事業を企画・運営するなど青少年の自主性と行動力を育む場として一定の役割を果たしている。							
	平成21年度 事業数6 実施回数9回 平成22年度 事業数9 実施回数16回							
	平成23年度(予定) 事業数7 実施回数10回							
課題	学童クラブ、放課後子ども教室の充実などにより、平成20年度をピークに利用者は減少傾向にある。施設も狭隘で老朽化も進んでおり設備も整っていないことから、魅力的な施設とはいえない。利用者も近隣の小中学校の生徒がその多くを占め、高校生以上の青少年の利用は個人・団体ともに少数である。耐震診断が平成26年度に予定されているので、その結果をもって今後の方向性について検討していく必要がある。							
自己評価	施設の管理については臨時職員、管理員を配置する中で経費を抑えて運営を行っている。また、青少年を中心とした「青少年等交流センター運営委員会」による事業の実施など、青少年の育成についても一定の役割を果たしていると考えるが、中期行財政検討委員会では市民団体等による管理・運営の検討を行うこととされており、一部実施できているものの実現までは至っていない状況である。平成26年度に実施を予定されている耐震診断の結果をもって、今後の方向性について検討していきたい。							
比較参考値	児童センターの来館者1人当たりのコスト 平成21年度 883円 平成22年度 806円 平成23年度(予定) 820円							
備考								

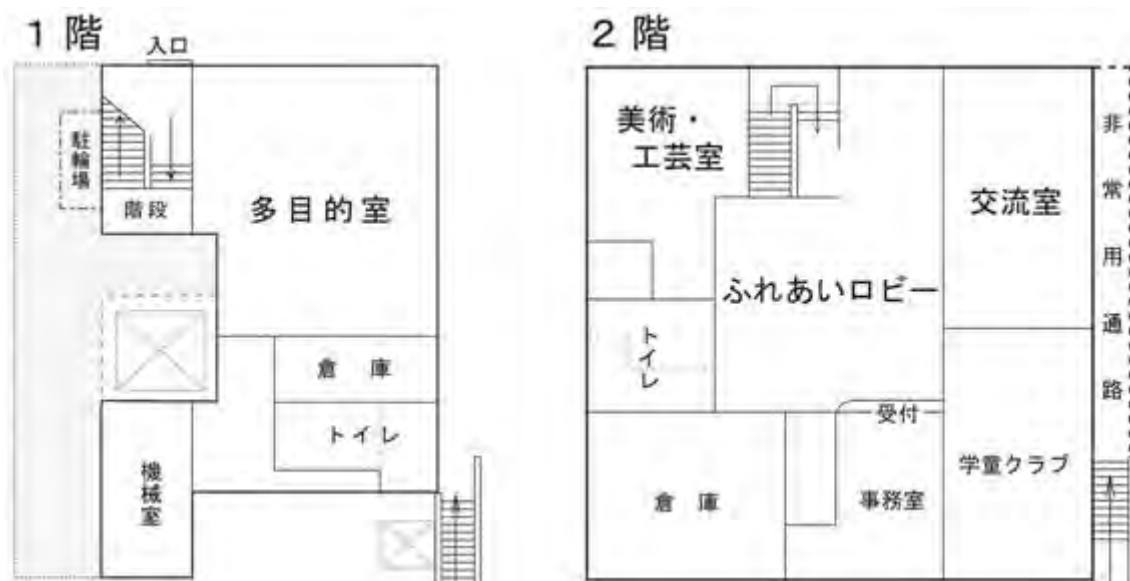
平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート（平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署																											
	青少年等交流センター管理運営		部	子ども家庭部			課長	板野 浩二																						
			課	子ども育成課			担当	岡村 晃																						
			係	青少年係			電話	内線 2 2 5 4																						
	第4次総合基本計画における位置付け												実施根拠＜法令、要綱等＞																	
	政策項目	03	人を育む（生涯学習の充実）																											
大項目	02	青少年とともにあゆむ（青少年の育成）																												
中項目	01	青少年の健全育成																												
予算科目（コード）		款	10	項	04	目	02	細目	009	細々目	01	事業期間＜開始・終了予定＞																		
		H 16 年度 ~ 年度																												
事務事業概要	目的																													
	＜対象は誰、何か＞							＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞																						
	子どもや若者を中心に、地域の方(大人)も対象とする。（年齢制限は設けない）							青少年団体や青少年健全育成関係団体に活動場所を提供し、活動の援助を行う。また、個人利用スペースを設けて青少年の居場所、交流の場とする。																						
	内容							実績・成果																						
	○ 年末年始等を除き、午前9時から午後10時まで開館する。 ○ 団体利用は青少年団体や青少年健全育成関係団体を優先し、利用が無い場合は他団体も利用可。 ○ 個人で利用できる部屋とロビーを開放し、子どもや若者が気軽に集まれる交流の場を提供する。 ○ 利用者の増加と施設の周知を図るため、施設を利用する青少年を中心に組織する団体に居場所づくり事業を委託している。							平成16年の開館以来、利用者は着実に増加してきた。特に、利用者の青少年を中心に組織する「あい・ランド運営委員会」が発足し、各種事業を実施することにより施設の周知と利用者増に貢献している。 ○ 利用実績 <table border="1"> <tr> <td>平成16年度</td> <td>2,282人</td> <td>平成20年度</td> <td>9,516人</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>5,885人</td> <td>平成21年度</td> <td>8,450人</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>7,371人</td> <td>平成22年度</td> <td>7,284人</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>8,738人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							平成16年度	2,282人	平成20年度	9,516人	平成17年度	5,885人	平成21年度	8,450人	平成18年度	7,371人	平成22年度	7,284人	平成19年度	8,738人		
	平成16年度	2,282人	平成20年度	9,516人																										
	平成17年度	5,885人	平成21年度	8,450人																										
	平成18年度	7,371人	平成22年度	7,284人																										
	平成19年度	8,738人																												
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞																							
	直接事業費		千円	9,174	9,981	9,518	経済危機対策臨時交付金 行政財産使用料																							
	財源内訳	国庫支出金	千円																											
		都支出金	千円		600																									
		地方債	千円																											
		その他特定財源	千円	6	6	6																								
一般財源		千円	9,168	9,375	9,512																									
一般職員人件費		千円	2,550	2,550	2,550																									
人工数		人	0.30	0.30	0.30																									
再任用職員人件費		千円																												
人工数		人																												
総事業費		千円	11,724	12,531	12,068																									
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）																													
	必要性	3	＜判断理由＞			妥当性	4	＜判断理由＞																						
	青少年団体が活動する場の確保とともに、青少年がいつでも自由に、気軽に集える場所が必要である。市内において青少年のための施設としては児童センターがあるが、利用対象は18歳以下の児童だけであり、概ね25歳までを対象とする本施設は、青少年の健全育成の推進のため必要であると考え。					利用者の大半を占めるのは小学生であり、夏休み・冬休み・春休み等を除き、午後2時以降を中心に利用されていることから、現在は正規職員ではなく臨時職員が管理運営にあたっている。利用者1人あたりの経費は平成21年度1,387円、平成22年度1,720円と児童センターより高くなっており、管理が主たる業務であるので、委託の導入を検討する必要もあると考える。																								
	有効性	3	＜判断理由＞			効率性	3	＜判断理由＞																						
	開館以来、順調に利用者が増加してきたが、平成20年度をピークに21、22年度と減少している（21年度は新型インフルエンザの影響によるもの）。学童クラブの充実や放課後子ども教室の全校開設により利用者数が減少しているものであると考えるが、施設や設備についても青少年にとって魅力的なものであるとは言えず、今後の方向性について検討する必要がある。					狭隘かつ老朽化している施設であり、設備も整っていないことから、高校生以上の『若者』の利用は個人・団体とも少数である。青少年が利用しやすくなるような魅力ある施設にするべきであるが、妥当性、有効性より、当面は児童センター同様の開館時間にすると、効率的な運営を図ることを検討したい。																								
	合計点数（20点満点）	13点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞																										
今後の方向性（拡充、現状維持など）	現状維持		狭隘で老朽化(昭和48年建築)した建物であるうえに、特徴となる設備もなく、青少年が魅力を感じる施設ではない。多くの青少年に利用してもらうためには改修整備が必要であると考え、将来に向けた利用計画を明確にし、今後の方向性について検討することが必要である。																											

▼青少年等交流センター案内図



▼館内平面図



▼館内写真

1 階正面玄関



ふれあいロビー（2 階）



多目的室（1 階）



美術工芸室（2 階）



(6) ごみ減量化・資源化事業

環境部清掃センター・ごみ対策課

(平成22年度実施事業)

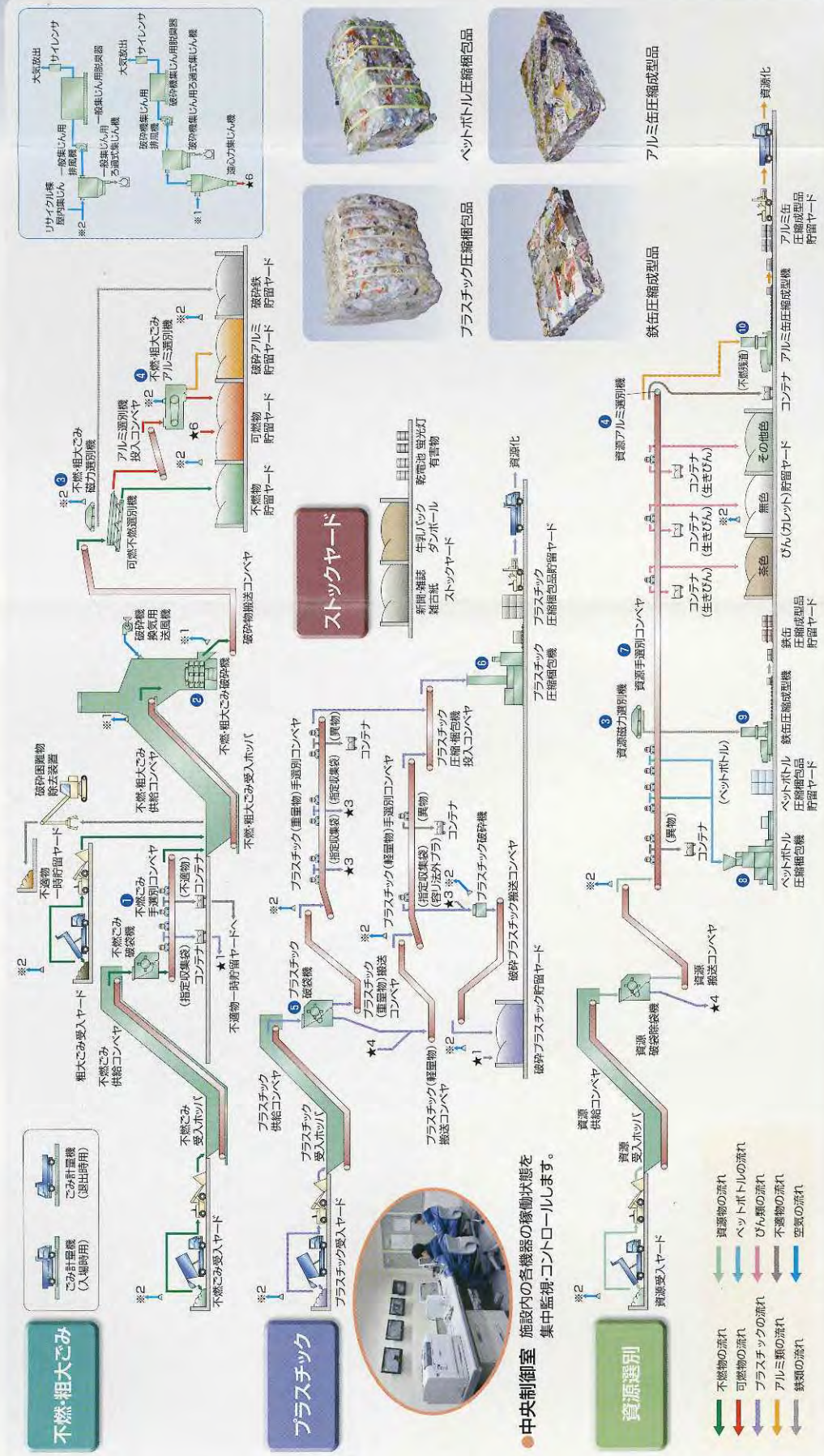
基本データ	事務事業名				担当部署																		
	ごみ減量化・資源化事業				部	環境部				課長	鳥海 稔												
					課	清掃センター				担当	栗田 祐二												
					係	業務係				電話	内線2299												
	第4次総合基本計画における位置付け														実施根拠＜法令、要綱等＞								
政策項目	04	環境を守る（循環型社会の形成）												昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例									
大項目	01	まちの環境を保つ（環境の保全）																					
中項目	02	ごみ処理												事業期間＜開始・終了予定＞									
予算科目（コード）	款	04	項	02	目	02	細目	005	細々目	01	年度～年度												
事務事業概要	目的																						
	<対象は誰、何か>										<対象をどのような状態にすることを意図しているか>												
	市民等が排出するごみ										ごみの減量化と資源化を図る。												
	事業実施方法																						
	■直接実施 ■業務委託（委託先：原島組・財団法人日本容器包装リサイクル協会・市川環境エンジニアリング・(株)埼玉ヤマゼン・比留間運送(株))																						
	☐ 補助金（補助先：																						
	)																						
	☐ その他（																						
	)																						
	内容																						
	資源回収奨励金の交付、資源ごみ選別業務、廃プラスチック資源化处理、不燃物等資源化处理、焼却残さ資源化处理、せん定枝リサイクル処理など。 平成22年度までは清掃センターの所管であったが、環境コミュニケーションセンターの設置に伴い、平成23年度から新設のごみ対策課が所管することとなった。																						
	細事業（主な事業内訳）										平成22年度決算額					備考（細事業内容についての補足）							
	報償費：資源回収奨励金										19,321 千円					市民団体が集めた資源ごみ回収量に対して支払う奨励金							
	需用費：印刷製本費										5,870 千円					資源・ごみ収集カレンダー、資源とごみの分け方出し方							
	委託料：資源ごみ選別業務委託										57,388 千円					容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物に選別するための事業							
委託料：資源ごみ搬出委託										573 千円					容器包装リサイクル法に規定するガラス瓶及びペットボトルに係る分別基準適合物のうち、市町村負担分の再商品化の業務及び特定事業者負担分の引き渡し業務								
委託料：廃プラスチック資源化处理委託										121,157 千円					プラスチック系ごみを固形燃料・発電用燃料等にするための、搬送から処理までの業務委託								
委託料：不燃物等資源化处理委託										245 千円					家電リサイクル法による4品目以外の小型廃家電製品の運搬処理の業務								
委託料：ごみ収集カレンダー配布委託										2,443 千円					資源・ごみ収集カレンダー、資源とごみの分け方出し方における配布委託								
委託料：焼却残さ資源化处理委託										26,399 千円					焼却残さを人口砂として資源化する業務及び運搬委託								
委託料：せん定枝リサイクル処理委託										1,403 千円					清掃センターに搬入されたせん定枝を業者委託によりリサイクル（人工軽量土壌・家畜の敷料等・堆肥化）処理する								
負担金、補助及び交付金：生ごみ処理機購入費補助金										914 千円					生ごみ処理機購入費補助								
										千円													
										千円													
										千円													
										千円													
事業の必要性																							
○「循環型のまちづくり」を目指す上では、技術的・財政的に可能な範囲で、さらなる資源化を推進していくことが必要である。																							
○埋め立てるごみの減量につなげるため、ごみ・資源の分別の徹底を図ることが必要である。																							
関連事業																							

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費		236,366 千円		235,713 千円		702,431 千円	
	報酬		千円		千円		千円	
	賃金		千円		千円		千円	
	報償費		19,466 千円		19,321 千円		22,000 千円	
	需用費		1,871 千円		5,870 千円		300 千円	
	役務費		千円		千円		千円	
	委託料		214,029 千円		209,608 千円		398,974 千円	
	使用料及び賃借料		千円		千円		千円	
	負担金、補助及び交付金		1,000 千円		914 千円		280,857 千円	
	扶助費		千円		千円		千円	
	その他		0 千円		0 千円		300 千円	
	人件費		35,700 千円		35,700 千円		35,700 千円	
	一般職員		4.2 人	35,700 千円	4.2 人	35,700 千円	4.2 人	35,700 千円
	再任用職員		0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円
	総事業費		272,066 千円		271,413 千円		738,131 千円	
	財源内訳							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	国庫支出金		0 千円		0 千円		0 千円	
	(内容)							
	都支出金		0 千円		0 千円		0 千円	
	(内容)							
	その他特定財源		214,029 千円		209,608 千円		322,154 千円	
	(内容)		ごみ処理手数料、清掃センター等有価物売却代金、日本容器包装リサイクル協会配分金					
	一般財源		58,037 千円		61,805 千円		415,977 千円	
	財源合計		272,066 千円		271,413 千円		738,131 千円	
事業の実績と成果	事業実績							
	活動指標		平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	集団回収量		1,848,909 k g		1,833,256 k g		1,926,364 k g	
	焼却残さ資源化処理量		742 t		840 t		800 t	
	せん定枝リサイクル処理量		58,100 k g		44,530 k g		80,000 k g	
	単位当たりコスト							
	市民1人当たり資源化コスト		2,412 円		2,392 円		6,496 円	
	成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）							
	○ 集団回収においては、リサイクルしやすい良質な資源を回収することに加え、市民のリサイクル意識の高揚や地域コミュニティの醸成につながっている。							
	○ 集団回収団体交付数と集団回収量の推移							
課題	平成21年度 101団体 1849 t							
	平成22年度 101団体 1833 t							
	資源化の促進							
	集団回収の促進							
自己評価	ごみ・資源の分別排出の徹底							
	環境コミュニケーションセンターの整備によるプラスチック製容器包装の再商品化							
	将来的な資源化方策についての検討							
	○ 資源回収団体の減少について、市民に循環型まちづくり・地域コミュニティを広くアピールしていく必要があると感じている。							
比較参考値	○ 市民等に資源・ごみ収集カレンダー、資源とごみの分け方出し方を発行し、ごみ・資源の分別の徹底を図った。							
	○ 平成23年度に環境コミュニケーションが整備され、さらなる資源化の実施を図っていく必要がある。							
	他市の状況については別添参照							
	備考							

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署										
	ごみ減量化・資源化事業		部	環境部	課長	鳥海 稔							
			課	清掃センター	担当	栗田 祐二							
			係	業務係	電話	内線2299							
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠＜法令、要綱等＞							
事務事業概要	政策項目	04	環境を守る（循環型社会の形成）			昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例							
	大項目	01	まちの環境を保つ（環境の保全）										
	中項目	02	ごみ処理			事業期間＜開始・終了予定＞							
	予算科目（コード）	款	04	項	02	目	02	細目	005	細々目	01	年度～	年度
	目的												
事務事業評価	＜対象は誰、何か＞						＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞						
	市民等が排出するごみ						ごみの減量化と資源化を図る。						
	内容						実績・成果						
	- 資源回収奨励金 - 資源ごみ選別業務 - 廃プラスチック資源化处理 - 不燃物等資源化处理 - 焼却残さ資源化处理 - せん定枝リサイクル処理						- 資源回収奨励金 19,320,571円 交付団体101団体、交付件数417件 - 資源ごみ量1,750.89t - 缶（スチール・アルミ）、ビン（生ビン、白、茶、緑、黒、その他）、ペットボトルを選別 - 固形燃料化資源ごみ処理量 545.31t - 廃プラスチック処理量 1,792.40t - 白色トレー処理量 660kg - 焼却残さ資源化量 839.99t - せん定枝リサイクル処理量 44,530kg						
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞						
	直接事業費		千円	236,366	235,713	702,431	ごみ処理手数料等						
	財源内訳	国庫支出金	千円										
		都支出金	千円										
		地方債	千円										
		その他特定財源	千円	214,029	209,608	322,154							
一般財源		千円	22,337	26,105	380,277								
一般職員人件費		千円	35,700	35,700	35,700								
人工数		人	4.20	4.20	4.20								
再任用職員人件費		千円											
人工数		人											
総事業費		千円	272,066	271,413	738,131								
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）												
	必要性	5	＜判断理由＞			妥当性	5	＜判断理由＞					
	集団回収は、リサイクルしやすい良質な資源を回収することに加え、市民のリサイクル意識の高揚や地域コミュニティの醸成につながっている。 埋め立てするごみを減らし、「資源循環型のまちづくり」を進めるためにも、ごみの資源化は必要である。						市民等から排出される際に、ごみの分別が徹底されていることが最適であるが、100%の実現は不可能である。収集後分別していくことは、現状ではやむを得ない。なお、収集後の分別等については委託化が計られている。						
	有効性	4	＜判断理由＞			効率性	4	＜判断理由＞					
	ごみの減量化・資源化は、着実に進んでいる。						資源化を進めるためには、一定のコストが必要となるが、「資源循環型のまちづくり」を推進するなかであっても、費用対効果の検証を怠ることなく、事業の効率性の確保に努めていく必要がある。						
合計点数（20点満点）		18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞									
今後の方向性（拡充、現状維持など）		拡充		平成23年度には環境コミュニケーションセンターが整備され、さらなる資源化の推進が図られる。また、良質な資源を回収するうえで資源回収団体の増加に向けた取組みも必要となっている。									



●中央制御室 施設内の各機器の稼働状態を集中監視・コントロールします。



⑦資源手選別コンベヤ
人の手によって、ペットボトル、色別のびんを選別します。



⑧ペットボトル圧縮成型機
回収されたペットボトルを圧縮成型します。



⑨鉄缶圧縮成型機
回収され鉄缶類を圧縮成型します。



⑩アルミ缶圧縮成型機
回収されたアルミ缶類を圧縮成型します。



⑪プラスチック圧縮成型機
回収された容器包装プラスチックを圧縮成型します。



⑫プラスチック破砕機
収集袋を破り、プラスチック手選別コンベヤへ送ります。



⑬アルミ選別機
磁石を用いて生じる過電流とアルミが反発する原理を利用し、アルミ類を分別回収します。



⑭磁力選別機
磁力により、鉄類を分別回収します。



⑮不燃・粗大ごみ破砕機
不燃・粗大ごみを細かく破砕します。



⑯不燃ごみ手選別コンベヤ
人の手によって、袋、不燃物、不燃ごみを分けられます。

平成22年度 多摩地域市町村のごみ量等一覧

市町村	人		t/年		事業系ごみ量		t/年		資源		1人1日当たり		g/日		%		%		g/日	
	H22.10/1人口	家庭ごみ量	t/年	事業系ごみ量	t/年	資源	1人1日当たり	事業系	g	合計	g/日	資源化率	総資源化率	g/日	資源化率	総資源化率	g/日			
八王子	563,253	76,079	35,897	29,131	590.1	187.9	778	528	28.5	33.1	830.7									
立川市	178,561	25,414	11,522	11,734	609.2	210.1	819.3	67.5	31.4	36.6	886.8									
武蔵野	138,294	21,332	9,562	11,020	695.5	189.4	884.9	65.3	33.8	38.3	950.2									
三鷹市	179,811	22,531	5,261	13,465	606.7	80.2	686.9	55.6	41.4	45.8	742.4									
青梅市	139,932	23,090	5,778	6,163	638	136.7	774.7	90.7	28.4	35.9	865.4									
府中	251,396	28,821	8,759	15,658	537.3	95.5	632.8	79.3	36.2	43.3	712.1									
昭島	113,697	17,375	5,697	7,109	633.9	143.6	777.5	44.2	33.6	37.1	821.6									
調布	221,441	26,511	4,309	19,534	635.6	53.3	688.9	55.4	46.7	50.6	744.4									
町田	424,669	63,995	23,685	19,488	581.9	183.2	765.1	73.3	26.1	32.5	838.4									
小金井	115,351	13,387	752	7,486	603.3	18.1	621.4	32.5	49.1	51.7	653.9									
小平	184,216	29,448	3,953	10,138	682.3	64	746.3	34.5	32.2	35.2	780.7									
日野	177,700	21,656	5,540	10,307	595.9	101.6	697.5	25.9	34.2	36.6	723.4									
東村山	153,278	20,295	5,260	9,522	578.1	110.3	688.4	55.6	38.7	43.3	744									
国分寺	117,773	16,954	3,131	8,179	664.3	73.1	737.4	55.3	37	41.4	792.7									
国立	74,623	11,328	2,874	4,471	657.6	112.5	770.1	53.5	29.2	33.8	823.5									
福生	60,149	10,052	1,554	4,003	690.8	81.5	772.3	65.5	31.7	37	837.7									
狛江	77,142	12,105	1,800	4,709	645.6	63.9	709.5	53.2	32.5	37.2	762.7									
東大和	83,928	14,477	1,898	5,275	679.9	77.2	757.1	32	34	36.7	789.1									
清瀬	74,055	10,450	2,028	3,947	587.5	76.2	663.7	50.9	32.8	37.6	714.6									
東久留米	116,785	17,827	4,047	5,888	612	96.6	708.6	90.9	30.1	38.1	799.5									
武蔵村山	71,611	12,671	1,731	4,508	710.5	69.5	780	29.2	33	35.4	809.1									
多摩	147,592	22,191	9,973	6,934	586.2	193.4	779.6	87.4	27.6	34.9	866.9									
稲城	84,442	13,535	3,041	3,575	611.9	99.8	711.7	71	25.9	32.6	782.7									
羽村	57,746	8,903	2,311	4,539	666.6	127.2	793.8	54	33.7	37.9	847.8									
あきる野	81,852	14,818	0	4,903	795.8	0	795.8	69.6	20.3	26.7	865.4									
西東京	195,305	23,911	6,306	13,568	577.4	89	666.4	47.1	37.6	41.8	713.5									
瑞穂町	34,277	5,732	1,788	2,878	729.4	167.9	897.3	32.7	33.3	35.6	930.1									
日の出町	16,503	3,203	0	463	760.7	0	760.7	94.5	10.8	20.7	855.1									
松原村	2,704	470	0	193	837.9	0	837.9	28.4	23.8	26.3	866.3									
奥多摩町	6,239	1,165	584	462	751.3	303.4	1054.7	23.7	27.8	29.4	1078.5									
合計	4,144,325	589,726	169,041	249,250	19553.2	3205.1	22758.3	1671.5	961.4	1103.1										
平均	138,144	19,658	5,635	8,308	651.77	118.71	758.61	55.72	32.05	36.77										

（ 7 ） 交通機関対策等事業

都市整備部交通対策担当

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署									
	交通機関対策等事業		部	都市整備部				課長	江沢 秀也			
			課	交通対策担当				担当	江沢 秀也			
			係					電話	内線2561			
	第4次総合基本計画における位置付け										実施根拠＜法令、要綱等＞	
	政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）							昭島市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱		
	大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）							事業期間＜開始・終了予定＞		
中項目	01	公共交通										
予算科目（コード）		款	02	項	01	目	01	細目	009	細々目	01	H 13 年度 ~ 年度
事務事業概要	目的											
	＜対象は誰、何か＞						＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞					
	市民全般						市内の公共交通不便地域を解消することにより、交通手段における市民の利便性を高める。					
	事業実施方法											
	☐ 直接実施 ☒ 業務委託（委託先：立川バス株式会社 【運行協定】 ）											
	☒ 補助金（補助先：立川バス株式会社 ） ☐ その他（ ）											
	内容											
	安定したバス運行を確保することにより、市内の公共交通不便地域を解消し、市民の利便性の向上を図る。また、既存バス路線のルート見直しによる交通不便地域の解消を図る。補助金は、バス運行に要する補助対象経費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費等）の総額から、収入（運賃）を控除した額を限度に交付するもの。											
	細事業（主な事業内訳）				平成22年度決算額				備考（細事業内容についての補足）			
	需用費：消耗品費				14 千円				清掃用具			
	需用費：光熱水費（電気料）				74 千円				拝島駅前バス停留所電気料			
	需用費：光熱水費水道料				6 千円				拝島駅前バス停留所水道料			
	需用費：光熱水費下水道料				6 千円				拝島駅前バス停留所下水道料			
	委託料：拝島駅前バス停留所清掃委託				699 千円							
	使用料及び賃借料：土地借上料				2,328 千円				拝島駅前バス停留所用地賃借料（645.21㎡）			
使用料及び賃借料：土地借上料				40 千円				国有地借上料 立川バス停留所富士見通り（18㎡）				
負担金、補助及び交付金：				千円								
中央線三鷹・立川間立体化複々線促進協議会負担金				50 千円								
八高線電車化促進期成同盟会負担金				25 千円								
八高線八王子・高麗川間複線化促進協議会負担金				20 千円								
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会負担金				30 千円								
五日市線複線化促進協議会負担金				20 千円								
コミュニティバス等運行補助金				37,000 千円				昭島市コミュニティバス運行事業補助金				
コミュニティバス等運行補助金				2,380 千円				昭島市美堀町地域路線バス運行事業補助金				
				千円								
				千円								
				千円								
				千円								
				千円								
事業の必要性												
バス運行は、採算面で厳しく路線増等の現状になく、逆に規制緩和による既存バス路線の撤退が懸念されている。一方、市民要望は、核家族化、高齢化による高齢者の外出機会確保の要望が強くなるとされる。												
関連事業												
既存の路線バス（美堀町地域路線）が、大幅な損失を計上していることから、昭島市、立川市二市で補助金を充当し、運行維持存続に努めている。												

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費		41,443 千円		42,692 千円		43,789 千円	
	報酬		千円		千円		千円	
	賃金		千円		千円		千円	
	報償費		千円		千円		千円	
	需用費		100 千円		100 千円		113 千円	
	役務費		千円		千円		千円	
	委託料		699 千円		699 千円		700 千円	
	使用料及び賃借料		2,119 千円		2,368 千円		2,451 千円	
	負担金、補助及び交付金		38,525 千円		39,525 千円		40,525 千円	
	扶助費		千円		千円		千円	
	その他		0 千円		0 千円		0 千円	
	人件費		3,400 千円		3,400 千円		4,250 千円	
	一般職員		0.4 人	3,400 千円	0.4 人	3,400 千円	0.5 人	4,250 千円
	再任用職員		0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円
	総事業費		44,843 千円		46,092 千円		48,039 千円	
	財源内訳							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	国庫支出金		0 千円		0 千円		0 千円	
	(内容)							
	都支出金		7,500 千円		7,500 千円		625 千円	
	(内容)		地域福祉推進区市町村包括補助金		地域福祉推進区市町村包括補助金		地域福祉推進区市町村包括補助金	
	その他特定財源		0 千円		0 千円		0 千円	
	(内容)							
	一般財源		37,343 千円		38,592 千円		47,414 千円	
	財源合計		44,843 千円		46,092 千円		48,039 千円	
事業の実績と成果	事業実績							
	活動指標		平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	年間運行日数		365 日		359 日		365 日	
	1日当たり運行便数		(北)5(東)8(西)13 便		(北)5(東)8(西)13 便		(北)5(東)8(西)13 便	
	年間利用者数		145,741 人		146,773 人		147,000 人	
	単位当たりコスト							
	利用者1人当たり経費（運賃収入除く）		313 円		315 円		320 円	
	成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）							
	交通不便地域の解消を図り、高齢者等の交通手段を持たない市民の足の確保及び利便性向上に寄与している。							
課題	民間既存バス路線については、引き続き市民の利便性向上のため努力する。また、コミュニティバスは、その運営状況（運行経費圧縮、路線の再編等）について引き続き検討を進めていく。							
自己評価	コミュニティバスが地域に定着するにつれ、導入当初の意義・目的に加えて、「日常生活の移動手段の確保」に対するニーズが高まっている。また、生活環境の変化等、多様なニーズに対応した運行計画の検討が必要である。							
比較参考値	別紙（各市コミュニティバス収支及び補助金の状況）							
備考								

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート（平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署											
	交通機関対策等事業		部	都市整備部				課長	江沢 秀也					
			課	交通対策担当				担当	江沢 秀也					
			係					電話	内線2561					
	第4次総合基本計画における位置付け												実施根拠＜法令、要綱等＞	
	政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）										昭島市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱	
大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）										事業期間＜開始・終了予定＞		
中項目	01	公共交通										年度～年度		
予算科目（コード）	款	02	項	01	目	01	細目	009	細々目	01				
事務事業概要	目的													
	<対象は誰、何か>						<対象をどのような状態にすることを意図しているか>							
	市民全般						市内の公共交通不便地域の解消し、利便性の向上を図る。							
	内容													
	市のコミュニティバス（Aバス）など採算が取れないバス路線の運行事業者に補助金を交付し、安定したバス運行を確保する。また、既存バス路線のルート見直しによる交通不便地域の解消を図る。補助金は、バス運行に要する補助対象経費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費等）の総額から、収入（運賃）を控除した額を限度に交付するもの。						実績・成果 既存バス路線は、市民生活の重要な交通手段であり、高齢社会を迎え充実を求める市民要望が強く、コミュニティバスの利用者については平成21年度145,741人、平成22年度146,773人と1,032人増加している。							
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞							
	直接事業費		千円	41,443	42,692	43,789	地域福祉推進区市町村包括補助金（生活福祉課）							
	財源内訳	国庫支出金	千円											
		都支出金	千円	7,500	7,500	625								
		地方債	千円											
その他特定財源		千円												
一般職員人件費		千円	33,943	35,192	43,164									
一般職員人件費		千円	3,400	3,400	4,250									
人工数		人	0.40	0.40	0.50									
再任用職員人件費		千円												
人工数		人												
総事業費		千円	44,843	46,092	48,039									
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）													
	必要性	4	＜判断理由＞		妥当性	4	＜判断理由＞							
	バス運行は、採算面で厳しいため増線等の現状がなく、逆に規制緩和による既存バス路線の撤退が懸念されている。 一方、市民要望としては、核家族化、高齢化による高齢者の外出機会確保のため、バス路線の必要性に対する要望が強くなると思われる。						バス交通は、公共交通機関を担う民間バス会社の運行を基本とするが、民間事業者では採算面で厳しいという理由から交通の空白地域が発生している。 この地域へコミュニティバスを導入することには一定の妥当性がある。							
	有効性	4	＜判断理由＞		効率性	2	＜判断理由＞							
	コミュニティバスの利用者については平成21年度145,741人、平成22年度146,773人と1,032人増加している。						平成20年5月に新設した北ルートの運行により、コミュニティバス運行事業者の損失が大幅に増加し、運行を維持することが困難となっていることから補助金額は年々増加している。							
	合計点数（20点満点）	14点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞										
	今後の方向性（拡充、現状維持など）	現状維持		現状維持とするが、民間バス路線については引き続き市民の利便向上のため努力をする。また、コミュニティバスはその運営状況（運行経費圧縮、ルート再編）について引き続き検討を進めていく。										

昭島市コミュニティバス事業（運行）

- 1．運行開始時期 平成 13 年 12 月 1 日（東・西ルート）
平成 20 年 5 月 10 日（北ルート）
- 2．利用対象者 誰でも可
- 3．運行ルート 東・西・北ルート
 - 東ルート 循環 13.45 km
 - 西ルート 循環 7.05 km 、 9.00 km（市役所経由）
 - 北ルート 循環 19.0 km
 - ルート、バス停留所位置、名称（別紙資料 1 による）
- 4．運行車両 東・西・北ルート各々小型バス 1 台で運行する。
点検、故障等により前記車両が使用できない場合は、立川バスで代替車を用意し運行に支障のないよう措置する。
- 5．運行時間 運行時刻表（別紙資料）
年間通して運行する。
台風、雪、事故等による突発的な運行時間の変更等は立川バスの判断によるものとし、その旨速やかに市都市整備部交通対策担当に報告することとする。
- 6．運賃等 小学生以上一律 100 円とする。
回数券（1000 円で 11 回分）、1 日乗車券（300 円で 1 日乗り放題）を用意する。
上記以外（IC カード乗車券、バス共通カード、東京都シルバーパス、他の路線定期乗車券等）は使用不可とする。
車内広告等の活用を図る。
- 7．運行形態 本事業にかかわる基本的事項（運行時間、運賃、経費負担等）については昭島市、立川バス双方で協議するものとし、必要事項について協定書を締結する。
立川バスはバスの運行、運営並びに運行許認可等、関係機関への諸手続きを行う。
- 8．運行準備 本事業に必要なものについては、昭島市と協議のうえ、運行経費に含め立川バスで措置する。
- 9．車椅子対応 車椅子 2 台分については、優先乗車とする。
車椅子の乗車にあたっては、バス乗務員が補助する。
- 10．利用者への対応 立川バスは利用者に対して、親切、丁寧をモットーに利用しやすい環境づくりに務める。

Aバス収支状況

年度	A 運行経費	B 運賃収入	C 収 支 (B - A)	D 補助金額	E 差引収支と 補助金の差 (C + D)	F 利用者数
13	12,624,839	2,625,911	9,998,928	9,998,928	0	23,390
14	33,964,393	11,054,509	22,909,884	22,909,884	0	113,671
15	32,857,478	11,422,781	21,434,697	21,434,697	0	120,498
16	32,451,287	11,339,761	21,111,526	21,111,526	0	118,946
17	32,922,115	11,006,238	21,915,877	21,915,877	0	116,081
18	34,983,442	11,781,876	23,201,566	22,299,545	902,021	123,920
19	35,330,762	12,402,891	22,927,871	22,000,000	927,871	131,817
20	55,196,674	12,732,158	42,464,516	35,000,000	7,464,516	145,807
21	58,096,986	12,437,856	45,659,130	36,000,000	9,659,130	145,741
22	58,592,037	12,307,550	46,284,487	37,000,000	9,284,487	146,773

東西ルートは、平成13年12月から運行開始

北ルートは、平成20年5月から運行開始

Aバス利用状況

平成13年度

東ルート			西ルート						合 計		
乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	合 計
10,054	116	10,170	13,201	19	13,220				23,255	135	23,390

平成14年度

東ルート			西ルート						合 計		
乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	合 計
45,130	886	46,016	67,577	78	67,655				112,707	964	113,671

平成15年度

東ルート			西ルート						合 計		
乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	合 計
47,304	647	47,951	72,300	247	72,547				119,604	894	120,498

平成16年度

東ルート			西ルート						合 計		
乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	合 計
45,128	614	45,742	72,784	420	73,204				117,912	1,034	118,946

平成17年度

東ルート			西ルート						合 計		
乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	合 計
43,963	348	44,311	71,566	204	71,770				115,529	552	116,081

平成18年度

東ルート			西ルート						合 計		
乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	合 計
45,900	229	46,129	77,647	144	77,791				123,547	373	123,920

平成19年度

東ルート			西ルート						合 計		
乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	合 計
49,905	222	50,127	81,575	115	81,690				131,480	337	131,817

平成20年度

東ルート			西ルート			北ルート			合 計		
乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	合 計
49,434	67	49,501	80,619	177	80,796	15,502	8	15,510	145,555	252	145,807

平成21年度

東ルート			西ルート			北ルート			合 計		
乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	合 計
47,039	34	47,073	77,040	94	77,134	21,527	7	21,534	145,606	135	145,741

平成22年度

東ルート			西ルート			北ルート			合 計		
乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	小 計	乗車人数	車椅子	合 計
46,818	51	46,869	75,633	136	75,769	24,109	26	24,135	146,560	213	146,773

各市コミュニティバスの収支及び補助金の状況（平成２２年度）

	自治体名	路線数 (本)	運行経費(円)	運賃収入(円)	収支(収入・経費) (円)	補助金額(円)	差引収支と補助金の差 (円)	利用者一人当り経費 (円)	営業係数	利用者数(人)	運賃(円)
1	八王子	3	52,211,032	13,307,465	▲ 38,903,567	38,903,567	0	216	392	179,966	100 170 200
2	立川	3	71,707,770	24,816,632	▲ 46,891,138	46,891,138	0	176	289	266,701	100
3	武蔵野	6+2	288,290,261	238,515,484	▲ 49,774,777	48,517,619	▲ 1,257,158	19	121	2,585,690	100
4	三鷹	4	67,074,676	78,089,890	11,015,214	0	11,015,214	24	86	463,708	200
5	府中	5	243,773,124	159,484,621	▲ 84,288,503	84,288,000	▲ 503	51	153	1,637,720	100
6	昭島	3	58,592,037	12,307,550	▲ 46,284,487	37,000,000	▲ 9,284,487	315	476	146,773	100
7	調布	3	44,783,868	36,754,405	▲ 8,029,463	8,029,000	▲ 463	11	122	758,303	200
8	町田	2+2	100,504,203	110,295,091	9,790,888	11,600,000	21,390,888	11	91	879,190	170 190
9	小金井	5	122,823,639	102,155,511	▲ 20,668,128	33,610,256	12,942,128	20	120	1,055,057	100
10	小平	1	56,758,719	33,037,550	▲ 23,721,169	23,721,169	0	99	172	239,397	150
11	日野	8	314,984,583	124,398,073	▲ 190,586,510	74,400,000	▲ 116,186,510	150	253	1,269,827	170 ~ 470
12	東村山	4	86,973,678	39,873,047	▲ 47,100,631	44,866,886	▲ 2,233,745	109	218	431,245	100
13	国分寺	4	92,481,607	92,545,733	64,126	31,149,844	31,213,970	0	100	965,184	100
14	国立	2	57,910,798	23,535,320	▲ 34,375,478	34,375,478	0	129	246	266,029	170
15	狛江	2	37,293,322	20,708,703	▲ 16,584,619	16,584,000	▲ 619	119	180	139,302	200
16	東大和	1	51,471,926	12,095,956	▲ 39,375,970	39,375,970	0	312	426	126,218	100
17	清瀬	1	29,825,141	12,702,114	▲ 17,123,027	17,123,027	0	178	235	96,207	150
18	武蔵村山	4	165,648,500	31,188,040	▲ 134,460,460	85,000,000	▲ 49,460,460	556	531	241,677	170 ~ 440
19	多摩	2	114,195,305	70,378,641	▲ 43,816,664	43,810,000	▲ 6,664	76	162	576,700	170 ~ 450
20	稲城	4	68,322,000	69,410,000	1,088,000	0	1,088,000	3	98	382,182	170
21	羽村	3	52,388,000	10,775,000	▲ 41,613,000	41,613,000	0	344	486	120,958	100
22	あきる野	2	12,678,000	3,190,000	▲ 9,488,000	9,488,000	0	276	397	34,427	100
23	西東京	4	224,192,781	121,281,805	▲ 102,910,976	102,910,976	0	79	185	1,303,078	100

青梅市、福生市、東久留米市の3市は運行未実施

A-Bus

エーバス

1乗車
100円です。

ご利用案内



▲イラストは北ルート（約2時間）のバスです。（24人乗り）



▲イラストは西ルート（約50分）のバスです。（29人乗り）



▲イラストは東ルート（約20分）のバスです。（29人乗り）

お問い合わせ先

立川バス(株) 042-524-3111(代)

昭島市企画部 042-544-5111(代)

Aバス路線図



＜お得な回数券をご利用ください＞

車内で、1000円で11回分の回数券を販売しております。

- 北ルートで表示しています。
- 西ルートで表示しています。
- 東ルート（行き）で表示しています。
- 東ルート（帰り）で表示しています。



＜所要時間＞

- 北ルート（循環）……一周約2時間
- 西ルート（循環）……一周約50分
- 東ルート（往復）……約1時間20分

Aバスのご案内

- 愛称「Aバス」は、市民の公募により「Akishima」の頭文字「A」をとって「エー」の呼称で決定しました。
- 365日運行、1乗車100円 大人、小児同額（未就学児は無料。バス共通カード、シルバーバス、定期券はご利用できません）
- 回数券（11枚綴り1000円）や、乗り継ぎに便利な1日乗車券（購入当日Aバス乗り放題、1枚300円）を車内で販売しております。
- 運行は立川バス株式会社です。
- 北ルート：低床、ノンステップバスで、補助板設置により車椅子が自分で乗車できます。
- 東・西ルート：電動リフトにより車椅子に乗ったまま乗車できます（運転手さんが乗降の補助をします）。乗降口には高齢者の方でも乗り降りしやすい電動補助ステップがついています。

市長のこあいさつ

昭島市コミュニティバス「Aバス」は平成13年12月1日に東ルート・西ルートの運行を開始し、これまでたくさんの方の市民の皆様にご利用いただいております。

このたび、地域をはじめ多くの方のご理解と各関係機関のご協力をいただき、青梅線北側地域へも新しいAバス「北ルート」を運行することとなりました。また、北ルート運行開始にあたりAバスのデザインを一新し、市街地のまちなみと水と緑の風景を背景に、各地域の小学生の絵を車体に配置し、地域の皆様の夢と希望を乗せて走るバスをイメージしたデザインにいたしました。

バスの運行にあたりましては、青梅線北側地域の交通不便地域の解消を図るとともに、誰もがご利用いただけるやさしいバスを目指しております。今後ともAバスが愛され、親しまれ、新しい楽しい趣味活動「通学」などの外出の足として市民の皆様にご利用いただけることを切に願っております。

昭島市長



Aバス時刻表

ご自宅近くのAバス停留所をご確認ください



時刻	バス停名	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
		00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
北ルート 中神駅北口→堀向方面	中神駅北口	00		00		00		00		00		00	
	平畑整形外科	01		01		01		01		01		01	
	小町駐車場	02		02		02		02		02		02	
	仲町公園北	03		03		03		03		03		03	
	昭島病院前	06		06		06		06		06		06	
	新生会	09		09		09		09		09		09	
	東昭和郷	10		10		10		10		10		10	
	新生公園前	11		11		11		11		11		11	
	日本航空電子工業	13		13		13		13		13		13	
	日本電子	15		15		15		15		15		15	
	新畑交差点北	16		16		16		16		16		16	
	新畑交差点南	17		17		17		17		17		17	
	文化自治会館	18		18		18		18		18		18	
	朝日町交差点	21		21		21		21		21		21	
	昭和田連絡所	22		22		22		22		22		22	
	保健福祉センター	23		23		23		23		23		23	
	昭島駅南口商店街	24		24		24		24		24		24	
	昭島駅南口	42		42		42		42		42		42	
	松原高齢者センター	45		45		45		45		45		45	
	第四住宅	47		47		47		47		47		47	
	拝島第二小学校	48		48		48		48		48		48	
	拝島上水橋	49		49		49		49		49		49	
	堀向	50		50		50		50		50		50	
	堀向児童遊園	51		51		51		51		51		51	
	クリエールヤマナカ	52		52		52		52		52		52	
	上水南第二公園	54		54		54		54		54		54	
	上水南第一公園	55		55		55		55		55		55	
	昭和飛行機工業昭島寮	58		58		58		58		58		58	
	美堀町四丁目	59		59		59		59		59		59	
	松原高齢者センター		02		02		02		02		02		02
	昭島駅南口	40	20		20		20		20		20		20
	昭島駅南口商店街	41	21		21		21		21		21		21
	保健福祉センター	42	22		22		22		22		22		22
	昭和田連絡所	43	23		23		23		23		23		23
	朝日町交差点	44	24		24		24		24		24		24
	昭島市区画整理課	47	27		27		27		27		27		27
	市立武蔵野会館	48	28		28		28		28		28		28
	中神駅北口	53	33		33		33		33		33		33
	平畑整形外科		34		34		34		34		34		34
	エビスビル		35		35		35		35		35		35
	会津鉸工業		36		36		36		36		36		36
	日本ミクロテック		38		38		38		38		38		38
	中野スプリング北		39		39		39		39		39		39
	キャッスル昭島		40		40		40		40		40		40
	うしお病院		41		41		41		41		41		41
	武蔵野学童クラブ		42		42		42		42		42		42
	日本電子		43		43		43		43		43		43
	新畑交差点北		44		44		44		44		44		44
	市立武蔵野会館		45		45		45		45		45		45
	中神駅北口		55		55		55		55		55		55

時刻	バス停名	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
		05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
西ルート 昭島駅南口→保健福祉センター方面	昭島駅南口	35	30	20	20	20	20	20	20	20	20	15	10	05
	昭和会館入口	36	31	21	21	21	21	21	21	21	21	16	11	06
	昭島郵便局	37	32	22	22	22	22	22	22	22	22	17	12	07
	八高線ガード西	38	33	23	23	23	23	23	23	23	23	18	13	08
	医師会館	40	35	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	10
	林ノ上	41	36	26	26	26	26	26	26	26	26	21	16	11
	松原工業団地	43	38	28	28	28	28	28	28	28	28	23	18	13
	松原町三丁目	44	39	29	29	29	29	29	29	29	29	24	19	14
	拝島駅東	45	40	30	30	30	30	30	30	30	30	25	20	15
	第三小学校	46	41	31	31	31	31	31	31	31	31	26	21	16
	小荷田第三小学校南	47	42	32	32	32	32	32	32	32	32	27	22	17
	小荷田子どもの広場	47	42	32	32	32	32	32	32	32	32	27	22	17
	緑町四丁目	48	43	33	33	33	33	33	33	33	33	28	23	18
	稲荷林交差点北	48	43	33	33	33	33	33	33	33	33	28	23	18
	稲荷林交差点南	50	45	35	35	35	35	35	35	35	35	30	25	20
	拝島郵便局	51	46	36	36	36	36	36	36	36	36	31	26	21
	拝島会館南	52	47	37	37	37	37	37	37	37	37	32	27	22
	拝島会館東	53	48	38	38	38	38	38	38	38	38	33	28	23
	神明神社	54	49	39	39	39	39	39	39	39	39	34	29	24
	拝島農協北	56	51	41	41	41	41	41	41	41	41	36	31	26
	下林公園西	57	52	42	42	42	42	42	42	42	42	37	32	27
	下林公園	58	53	43	43	43	43	43	43	43	43	38	33	28
	下林	59	54	44	44	44	44	44	44	44	44	39	34	29
	昭島市役所		↓	49	49	49	49	49	49	49	49	↓	↓	↓
	緑が丘交差点北		00	55	54	54	54	54	54	54	54	45	40	35
	拝島中学校		00	55	54	54	54	54	54	54	54	45	40	35
	八高線ガード西		03	58	57	57	57	57	57	57	57	48	43	38
	昭島郵便局		05	00	59	59	59	59	59	59	59	50	45	40
	昭和会館入口		06	01	00	00	00	00	00	00	00	51	46	41
	昭島駅南口		08	03	02	02	02	02	02	02	02	53	48	43
	昭島駅南口商店街		09	04	03	03	03	03	03	03	03	54	49	44
	保健福祉センター		22	05	04	04	04	04	04	04	04	00	50	45
	昭島駅南口商店街		23	06	05	05	05	05	05	05	05	01	51	46
	昭島駅南口		25	15	15	15	15	15	15	15	15	10	05	50

		時 刻													
バス停名		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
東ルート 昭島駅南口→東中神駅方面	昭島駅南口	20	50		20	50		20	50		20	50		20	
	昭島駅南口商店街	21	51		21	51		21	51		21	51		21	
	保健福祉センター	22	52		22	52		22	52		22	52		22	
	昭和田連絡所	23	53		23	53		23	53		23	53		23	
	朝日町交差点	24	54		24	54		24	54		24	54		24	
	昭島市水道部	26	56		26	56		26	56		26	56		26	
	朝日町中央通り商店会	27	57		27	57		27	57		27	57		27	
	中 神 駅	29	59		29	59		29	59		29	59		29	
	中 神 駅 南	30		00	30		00	30		00	30		00	30	
	馬 頭 尊	31		01	31		01	31		01	31		01	31	
	中神坂交差点	34		04	34		04	34		04	34		04	34	
	和田橋交差点	35		05	35		05	35		05	35		05	35	
	多摩大橋北詰	36		06	36		06	36		06	36		06	36	
	多摩大橋交番	39		09	39		09	39		09	39		09	39	
	福島中学校北	39		09	39		09	39		09	39		09	39	
	新道 福 島	40		10	40		10	40		10	40		10	40	
	昭島郷地郵便局	41		11	41		11	41		11	41		11	41	
	昭島団地入口	45		12	42		12	42		12	42		12	42	
	昭島団地南	46		13	43		13	43		13	43		13	43	
	昭島団地北	46		13	43		13	43		13	43		13	43	
東町五丁目	48		15	45		15	45		15	45		15	45		
福 島	48		15	45		15	45		15	45		15	45		
玉川小学校東	49		16	46		16	46		16	46		16	46		
八 清 通 り 南	50		17	47		17	47		17	47		17	47		
八 清	51		18	48		18	48		18	48		18	48		
くじらロード	52		19	49		19	49		19	49		19	49		

Aバス利用状況調査結果表 平成23年7月14日(木・晴)実施

【東ルート】

時間帯	男 性							女 性							合計 (%)	
	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計		
7時台				1		2	3						2	2	5	4%
8時台	1				1	1	3	1			1	1	12	15	18	14%
9時台					1	3	4			2	2	1	11	16	20	15%
10時台			1				1			1			5	6	7	5%
11時台						7	7			1	1		14	16	23	18%
12時台						1	1		1	1	1		3	6	7	5%
13時台		1					1		1		1	1	5	8	9	7%
14時台							0			2			7	9	9	7%
15時台							0						6	6	6	5%
16時台				1			1			2	1		6	9	10	8%
17時台						1	1					1	5	6	7	5%
18時台			1			2	3					1	3	4	7	5%
19時台						1	1						1	1	2	2%
小計	1	1	2	2	2	18	26	1	2	9	7	5	80	104	130	(100%)
(%)	1%	1%	2%	2%	2%	14%	20%	1%	2%	7%	5%	4%	62%	80%		

【西ルート】

時間帯	男 性							女 性							合計 (%)	
	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計		
7時台		2	1	1	2		6	2	1	3		1	2	9	15	7%
8時台				1		6	7			1	2	3	6	12	19	9%
9時台					1	1	2			2	1	6		9	11	5%
10時台				1	3		4			4	3	10	4	21	25	12%
11時台		1		1		3	5		2	1			15	18	23	11%
12時台		1				6	7		1	1		1	19	22	29	14%
13時台		1				1	2		2			2	11	15	17	8%
14時台		1	1		1	2	5		2			1	6	9	14	7%
15時台				3		2	5		1	3	4	3	2	13	18	9%
16時台		1			1	1	3				1	4		5	8	4%
17時台		2		1		1	4		1	1		1	3	6	10	5%
18時台		1		1		1	3	1	1			5	3	10	13	6%
19時台		1	2		1		4		1	1	1	2		5	9	4%
小計	0	11	4	9	9	24	57	3	12	17	12	39	71	154	211	(100%)
(%)	0%	(5%)	(2%)	(6%)	(6%)	(10%)	(33%)		(6%)	(10%)	(9%)	(8%)	(34%)	(67%)		

【北ルート】

時間帯	男 性							女 性							合計(%)
	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	
7時台				1	1		2				1			1	3
8時台		3	1	2		1	7			1	4	2	1	8	15
9時台						1	1						2	2	3
10時台	1				1	2	4		1	1			5	7	11
11時台	1	1					2		1		1		1	3	5
12時台				1			1		1	1		1	11	14	15
13時台					1		1			1			1	2	3
14時台		1	1	2			4			1		2	2	5	9
15時台							0		2		1		2	5	5
16時台	1				1	2	4			3		1	4	8	12
17時台						3	3		1	1	1	1	3	7	10
18時台					2		2							0	2
小計	3	5	2	6	6	9	31	0	6	9	8	7	32	62	93
(%)	3%	5%	2%	6%	6%	10%	33%	0%	6%	10%	9%	8%	34%	67%	(100%)

【3ルート合計】

ルート	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	合計 (%)
東	2	3	11	9	7	98	130	30%
西	3	23	21	21	48	95	211	49%
北	3	11	11	14	13	41	93	21%
合計	8	37	43	44	68	234	434	(100%)
(%)	2%	9%	10%	10%	16%	54%	100%	

利用率の高い停留所

【東ルート】

	男 性							女 性							合計 (%)
	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	
時間帯															
昭島駅南口下車	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	2	1	15	20	22 17%
昭島駅南口乗車	0	1	0	1	0	2	4	0	1	4	1	2	19	27	31 24%
東中神駅下車	0	0	1	1	0	2	4	0	0	1	0	1	7	9	13 10%
東中神駅乗車	2	1	1	2	1	3	10	0	0	0	1	2	8	11	21 16%
保健福祉センター下車	1	0	0	0	0	1	2	1	1	2	1	0	10	15	17 13%
保健福祉センター乗車	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	4	5 4%
小計	3	2	4	4	1	9	23	1	2	11	5	6	61	86	130 (100%)
(%)	2%	2%	3%	3%	1%	7%	18%	1%	2%	8%	4%	5%	47%	66%	

【西ルート】

	男 性							女 性							合計 (%)
	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	
時間帯															
昭島駅南口下車	0	4	1	5	2	7	19	0	4	4	3	13	19	43	62 29%
昭島駅南口乗車	0	4	0	3	6	4	17	0	5	7	4	11	32	59	76 36%
林ノ上下車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	4	9	4%
林ノ上乘車	0	1	0	2	1	3	7	0	1	1	0	3	6	11	18 9%
保健福祉センター下車	0	1	0	0	0	1	2	0	0	1	0	3	6	10	12 6%
保健福祉センター乗車	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	1	2	4	6 3%
小計	0	10	1	10	9	17	47	0	11	14	8	34	69	136	211 (100%)
(%)	0%	5%	0%	5%	4%	8%	22%	0%	5%	7%	4%	16%	33%	64%	

【北ルート】

時間帯	男 性							女 性							合計 (%)	
	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計		
昭島駅南口下車	1	1	1	1	3	4	11	0	2	4	2	4	16	28	39	42%
昭島駅南口乗車	0	2	0	3	2	0	7	0	1	1	0	0	7	9	16	17%
中神駅北口下車	1	1	0	0	0	3	5	0	2	1	4	2	4	13	18	19%
中神駅北口乗車	2	1	1	2	1	1	8	0	1	3	1	0	0	5	13	14%
昭島病院前下車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1%
昭島病院前乗車	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	1	0	5	8	10	11%
小計	4	5	2	6	6	10	33	0	6	11	8	6	33	64	93	(100%)
(%)	4%	5%	2%	6%	6%	11%	35%	0%	6%	12%	9%	6%	35%	69%		

（ ８ ） シルバーピア事業

都市計画部都市計画課
保健福祉部介護福祉課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名				担当部署											
	シルバーピア事業				部	都市計画部/保健福祉部				課長	永澤 貞雄/萩原 秀敏					
					課	都市計画課/介護福祉課				担当	相沢 広幸/濱崎 保					
					係	住宅係/高齢サービス係				電話	内線2264/2152					
	第4次総合基本計画における位置付け														実施根拠<法令、要綱等>	
	政策項目	02	暮らしを支える（健康と福祉の充実）										昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅条例、昭島市シルバーピア生活協力員等配置要綱			
大項目	02	地域で共に生きる（地域福祉の充実）														
中項目	02	高齢者福祉														
予算科目（コード）		款	03	項	01	目	04	細目	010	細々目	01	事業期間<開始・終了予定>				
												H 6 年度 ~ 年度				
事務事業概要	目的															
	<対象は誰、何か>										<対象をどのような状態にすることを意図しているか>					
	シルバーピア住宅（昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅1箇所、都営住宅の高齢者専用住宅6箇所）の入居者（65歳以上）										住宅に困窮している高齢者に住まいを提供し、生活の安定と福祉の増進を図る。					
	事業実施方法															
	☒ 直接実施 ☐ 業務委託（委託先：															
	☐ 補助金（補助先：) ☐ その他（)															
	内容															
	【都市計画課】昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅（ことぶき住宅）の借上げ、ことぶき住宅の緊急通報機器及び消防設備保守点検委託並びに施設の修繕、機械警備委託 【介護福祉課】5箇所LSA(生活協力員)を、3箇所にワーデン（管理人）を配置し、シルバーピア住宅入居者に対して、生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応、疾病時に対する介護、関係機関との連絡、日常生活上必要な援助を実施。															
	細事業（主な事業内訳）					平成22年度決算額					備考（細事業内容についての補足）					
	報償費：生活協力員謝礼（介護）					2,880 千円										
	需用費：消耗品費（都市計）					8 千円					ことぶき住宅、シルバーピア団らん室等管理用消耗品					
	需用費：光熱水費（電気料）（介護）					316 千円										
	需用費：光熱水費（水道料）（介護）					63 千円										
	需用費：光熱水費（ガス料）（介護）					51 千円										
	需用費：光熱水費（下水道料）（介護）					47 千円										
	需用費：施設修繕料（都市計）					786 千円					3戸退去に伴う居室修繕、経年劣化に伴う修繕					
	役務費：保険料（介護）					34 千円					傷害保険及び賠償責任保険					
	委託料：警備委託（都市計）					1,129 千円					緊急通報システムによる安否確認及び関係先への連絡業務					
委託料：緊急通報機器保守委託（都市計）					108 千円					緊急通報システムの年間2回の機能及び総合点検						
委託料：消防用設備点検委託（都市計）					46 千円					消防法に基づく年間2回の検査						
委託料：生活協力員派遣業務委託（介護）					3,447 千円											
使用料及び賃借料：住宅借上料（都市計）					9,912 千円					@59,000円×14戸×12月						
負担金、補助及び交付金：生活協力員研修負担金（介護）					22 千円											
負担金、補助及び交付金：生活協力員居室費補助（介護）					1,843 千円											
					千円											
					千円											
					千円											
					千円											
					千円											
事業の必要性																
高齢化の進展に伴い、公営住宅の入居希望者の割合が増加している。身体や経済的に不安を抱える高齢者にとって、緊急通報機器を備え生活協力員や警備会社によって常時安否確認が行われ、低家賃で入居できるシルバーピア住宅の必要性は高い。																
関連事業																

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費		20,262 千円		20,692 千円		19,829 千円	
	報酬		千円		千円		千円	
	賃金		千円		千円		千円	
	報償費		2,880 千円		2,880 千円		2,880 千円	
	需用費		754 千円		1,271 千円		813 千円	
	役務費		34 千円		34 千円		35 千円	
	委託料		4,546 千円		4,730 千円		4,733 千円	
	使用料及び賃借料		10,122 千円		9,912 千円		9,618 千円	
	負担金、補助及び交付金		1,926 千円		1,865 千円		1,748 千円	
	扶助費		千円		千円		千円	
	その他		0 千円		0 千円		2 千円	
	人件費		2,550 千円		3,750 千円		3,750 千円	
	一般職員		0.3 人	2,550 千円	0.2 人	1,700 千円	0.2 人	1,700 千円
	再任用職員		0.0 人	0 千円	0.5 人	2,050 千円	0.5 人	2,050 千円
	総事業費		22,812 千円		24,442 千円		23,579 千円	
	財源内訳							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	国庫支出金		0 千円		0 千円		0 千円	
	(内容)							
	都支出金		3,588 千円		3,492 千円		2,890 千円	
	(内容)		高齢者民間アパート借上げ事業補助金、高齢者社会対策区市町村包括補助金					
	その他特定財源		4,774 千円		3,941 千円		3,320 千円	
	(内容)		緑町ことぶき住宅使用料		緑町ことぶき住宅使用料		緑町ことぶき住宅使用料	
	一般財源		14,450 千円		17,009 千円		17,369 千円	
	財源合計		22,812 千円		24,442 千円		23,579 千円	
事業の実績と成果	事業実績							
	活動指標		平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	ことぶき住宅借上戸数		14 戸		14 戸		14 戸	
	ことぶき住宅利用戸数		12 戸		12 戸		12 戸	
	単位当たりコスト							
	ことぶき住宅1戸当たり経費		843,500 円		826,000 円		801,500 円	
成果								
	居室は入居者の転出等がない限り常時満室の状態であり、空室が出ることによるコスト増は防げている。							
課題	シルバーピアに対する需要は多く、都営住宅建替え時に設置の要望を行うことが重要である。ことぶき住宅については借上住宅であり、借上期間満了（平成33年）後の対応を検討する必要がある。							
自己評価	機械警備委託や緊急通報機器保守点検委託は入居者の安全・安心を保障する上で必要な業務であり、適正な金額で契約できるよう契約行為を行っている。ことぶき住宅の借上げ料については2年に1度、近隣の賃料や経済情勢の変動を勘案しながら、昭島市財産価格審査会に諮り適正額となるよう改定を行っている。また、退去で空室が出た際には修繕及び入居者募集を迅速に行っている。							
比較参考値	他市状況については別紙参照。							
備考								

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署																																																																	
	シルバーピア事業		部	都市計画部	課長	永澤貞雄																																																														
			課	都市計画課	担当	相沢広幸																																																														
			係	住宅係	電話	内線2264																																																														
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠＜法令、要綱等＞																																																															
	政策項目	05	うるおいのあるまちを築く（質の高い都市基盤整備）			昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅条例																																																														
大項目	02	魅力あるまちをつくる（市街地の整備）			事業期間＜開始・終了予定＞																																																															
中項目	03	住宅			年度～年度																																																															
予算科目（コード）	款	03	項	01	目	04	細目	010	細々目	01	年度	～	年度																																																							
事務事業概要	目的																																																																			
	<対象は誰、何か>						<対象をどのような状態にすることを意図しているか>																																																													
	シルバーピア入居者（昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅1箇所、都営の高齢者専用住宅6箇所）						住宅に困窮している高齢者に住まいを提供し、生活の安定と福祉の増進を図る。																																																													
	内容																																																																			
	- 昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅（ことぶき住宅）の借上げ - ことぶき住宅の緊急通報機器及び消防設備保守点検委託並びに施設の修繕 - 機械警備委託						実績・成果																																																													
	ことぶき住宅については、平成3年9月より民間のアパートを借上げ、住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者に住宅を提供している。12室ある居室は、入居者の転出等がない限り常時満室の状態である。																																																																			
	コスト																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">（単位）</th> <th>平成21年度決算</th> <th>平成22年度決算</th> <th>平成23年度予算</th> <th>備考＜特財名称等＞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接事業費</td> <td>千円</td> <td>20,262</td> <td>11,990</td> <td>11,167</td> <td rowspan="5">緑町ことぶき住宅使用料 高齢者民間アパート借上げ事業補助金 （平成22年度より入居者の安否確認等の事務を介護福祉課に移管）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>千円</td> <td>1,776</td> <td>1,681</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特定財源</td> <td>千円</td> <td>4,774</td> <td>3,941</td> </tr> <tr> <td>一般職員人件費</td> <td>千円</td> <td>2,550</td> <td>1,700</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>人</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>再任用職員人件費</td> <td>千円</td> <td>0</td> <td>410</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>人</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>千円</td> <td>22,812</td> <td>14,100</td> <td>13,277</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													（単位）		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞	直接事業費	千円	20,262	11,990	11,167	緑町ことぶき住宅使用料 高齢者民間アパート借上げ事業補助金 （平成22年度より入居者の安否確認等の事務を介護福祉課に移管）	財源内訳	国庫支出金	千円			都支出金	千円	1,776	1,681	地方債	千円			その他特定財源	千円	4,774	3,941	一般職員人件費	千円	2,550	1,700	1,700	人工数	人	0.30	0.20	0.20	再任用職員人件費	千円	0	410	410	人工数	人	0.00	0.10	0.10	総事業費	千円	22,812	14,100	13,277	
	（単位）		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞																																																														
	直接事業費	千円	20,262	11,990	11,167	緑町ことぶき住宅使用料 高齢者民間アパート借上げ事業補助金 （平成22年度より入居者の安否確認等の事務を介護福祉課に移管）																																																														
財源内訳	国庫支出金	千円																																																																		
	都支出金	千円	1,776	1,681																																																																
	地方債	千円																																																																		
	その他特定財源	千円	4,774	3,941																																																																
一般職員人件費	千円	2,550	1,700	1,700																																																																
人工数	人	0.30	0.20	0.20																																																																
再任用職員人件費	千円	0	410	410																																																																
人工数	人	0.00	0.10	0.10																																																																
総事業費	千円	22,812	14,100	13,277																																																																
個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）																																																																				
必要性		5	＜判断理由＞		妥当性		5	＜判断理由＞																																																												
少子高齢化や核家族化に伴い、市の総人口に対する高齢者の割合が増加している。家族等の支えがなく身体に不安を抱える高齢者にとって、緊急通報機器を備え生活協力員や警備会社によって常時安否確認が行われるシルバーピア住宅の必要性は高い。						市内における都営シルバーピアの空き家の入居募集戸数は年間5～6件程度であるが、それに対する応募は20～30倍以上になることも少なくなく、ことぶき住宅についても同様の状況である。シルバーピアの供給に対し入居を待ち望む高齢者の需要は多い。																																																														
有効性		5	＜判断理由＞		効率性		4	＜判断理由＞																																																												
ことぶき住宅を始めとするシルバーピアは、入居者の転出等がない限り満室の状況が続いている。機械警備委託や緊急通報機器並びに消防設備の保守点検などは、入居者の安全・安心を保障する上で必要な業務となっている。						シルバーピア事業に係るコストの9割近くが、ことぶき住宅の借上げ料である。これについては、近隣の賃料や経済情勢の変動を勘案しながら、昭島市財産価格審査会に諮り適正額となるよう改定を行っている。一方、入居者の使用料は低額に設定しているため、使用料をもって借上料を賄うことはできないが、高齢者の安定的な生活を保障するため必要なコストであると考え。																																																														
合計点数（20点満点）		19点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞																																																																
今後の方向性（拡充、現状維持など）		一部改善		シルバーピアに対する需要は多く、都営住宅建替え時に設置の要望を行うことが重要である。ことぶき住宅については借上住宅であり、借上期間満了後の対応を検討する必要がある。なお、機械警備委託については安否確認等業務を行う主管課にて実施したほうが効率的であると考え。																																																																

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署							
	シルバーピア事業		部	保健福祉		課長	萩原 秀敏			
			課	介護福祉		担当	濱崎 保			
			係	高齢サービス		電話	内線 2 1 5 2			
	第4次総合基本計画における位置付け							実施根拠＜法令、要綱等＞		
	政策項目	02	暮らしを支える（健康と福祉の充実）					昭島市シルバーピア生活協力員等配置要綱		
大項目	02	地域で共に生きる（地域福祉の充実）					事業期間＜開始・終了予定＞			
中項目	02	高齢者福祉					H 6 年度～ 年度			
予算科目（コード）	款	03	項	01	目	04	細目	010	細々目	01
事務事業概要	目的		＜対象は誰、何か＞ シルバーピア住宅（公営住宅法に基づき建設した住宅及び昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅条例に規定する民間住宅）に入居している65歳以上の高齢者。156世帯195人。							
			＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞ シルバーピア住宅に生活協力員またはワーデンを配置し、シルバーピア住宅に入居している高齢者に対し、安否確認や日常生活上必要な援助を行い、可能な限り在宅での自立した生活の継続を可能とする。							
	内容		実績・成果							
	シルバーピア住宅のうち、5箇所にはLSA(生活協力員)を、3箇所にはワーデン(管理人)を配置し、シルバーピア住宅入居者に対して、生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応、疾病時に対する介護、関係機関との連絡、日常生活上必要な援助を実施。		○毎月「シルバーピア生活協力員報告書」による報告 ○地デジテレビへの切替、自治会費納入等の日常生活上の相談 ○外泊や入院等の把握 ○急病や生活センサー作動時の対応、病院、地域包括支援センター、市役所等への連絡							
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞			
	直接事業費		千円	0	8,702	8,662	高齢者社会対策区市町村包括補助金			
	財源内訳	国庫支出金	千円							
		都支出金	千円		1,811	1,812				
		地方債	千円							
		その他特定財源	千円							
	一般財源	千円	0	6,891	6,850					
一般職員人件費		千円								
	人工数	人								
再任用職員人件費		千円		1,640	1,640					
	人工数	人		0.40	0.40					
総事業費		千円	0	10,342	10,302					
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）									
	必要性	5	＜判断理由＞		妥当性	4	＜判断理由＞			
	シルバーピア住宅入居者の高齢化が進み、認知症や要介護状態となる高齢者も増加し、在宅生活の継続のために、日常の安否確認や緊急時の対応、日常生活上の援助等が必要不可欠な状況である。				シルバーピア住宅入居者の高齢化の進展に伴い、ワーデンの本来業務以上の負荷が増大している。また、ワーデンの担い手が不足している状況下で、生活協力員への切り替えが必要となっている。					
	有効性	3	＜判断理由＞		効率性	3	＜判断理由＞			
	シルバーピア8箇所の業務は、5箇所についてはLSA(生活協力員)業務を委託し、残り3箇所にワーデン(管理人3人)を配置している。経費からみると、ワーデンによる業務は、委託しているシルバーピアと比較して、約2.3倍以上の支出になっているが、入居者に対してよりきめ細かな対応が実現している。				平成14年度以降、3箇所、ワーデン配置のシルバーピアから社会福祉法人への委託によるシルバーピアに転換してきた。その結果、経費節減を実現した。					
	合計点数（20点満点）	15点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞						
今後の方向性（拡充、現状維持など）	現状維持		効率性をより高めるために、残り3箇所のワーデン配置のシルバーピアを、社会福祉法人への委託のものに転換すると共に、今後の高齢者の住宅施策については、高齢者住まい法の一部改正を踏まえた、住宅マスタープランの見直しや介護保険事業計画への位置付けが必要である。							

緑町ことぶき住宅の概要

- 所在地 緑町四丁目 9 番 1 0 号
- 建 物 鉄骨造陸屋根 2 階建共同住宅（平成 3 年建築）
エレベーターなし
- 面 積 1 階 2 1 8 m² 2 階 2 1 8 m²
延床面積 436.76 m²（課税課調べ）
敷地面積 851.99 m²（課税課調べ）
- 住戸数 1 2 戸（この他に団らん室などがある。）
- 設 備 緊急通報システム、手すり、生活センサー、洋式暖房便座など
- 間取り 1 D K（専用面積 31.197 m²）和 8 ・ D K
- 使用料 月額（平成 23 年 4 月 1 日現在）

使用料区分		使用料
1	生活保護法第 1 1 条に規定する保護を受けている者	生活保護法による住宅扶助に係る特別基準福祉事務所長限り承認額。ただし借上げ住宅賃借料相当額を限度とする。（53,700 円）
2	前年中の所得が保護基準額の 1.5 倍以下の者 （1,431,540 円以下）	28,200 円
3	前年中の所得が保護基準額の 1.5 倍を超え 1.8 倍以下の者 （1,431,541 円～1,717,848 円）	34,500 円
4	前年中の所得が保護基準額の 1.8 倍を超え 2 倍以下の者 （1,717,849 円～1,908,720 円）	41,800 円

○申込資格

6 5 歳以上の単身者であること。

昭島市内に 2 年以上居住していること。

住宅に困っていること。（原則として自家所有者（土地、建物の所有者）は申込ができない。）

ア貸主から正当な理由によって立ち退きを求められていること。

イ保安上または保健衛生上劣悪な状態であること。

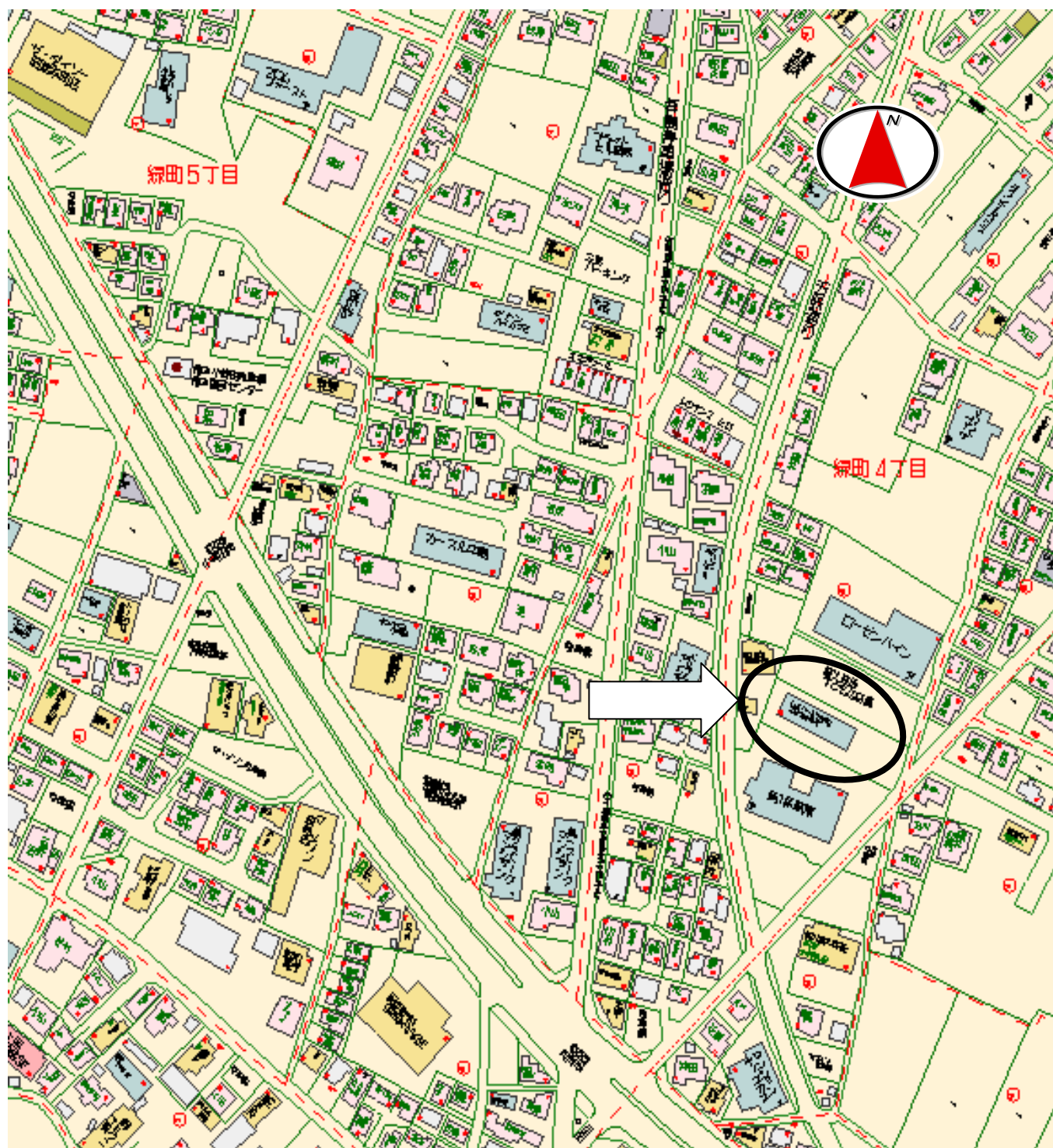
介護を必要としないで、日常生活ができること。

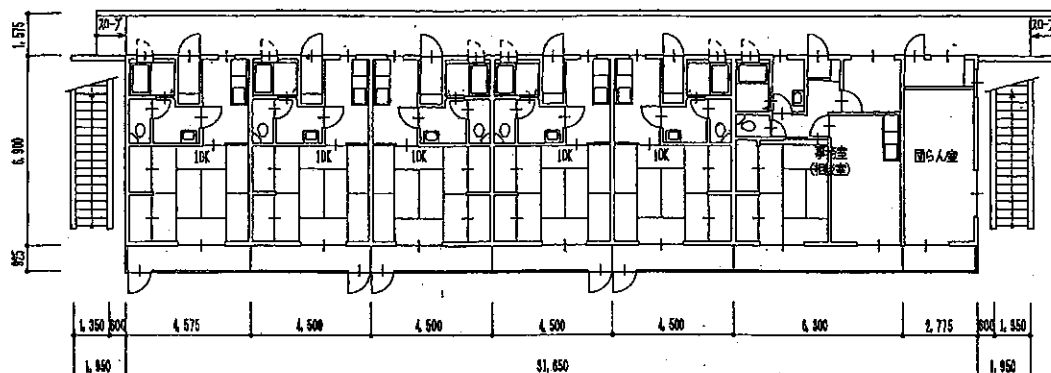
介護を必要とする場合は、居宅において必要な介護を受けることができ、かつ当該介護を受けることにより日常生活を営むことができること。

所得が基準以内であること。（平成 22 年中の所得が 1,908,720 円以下であること。）

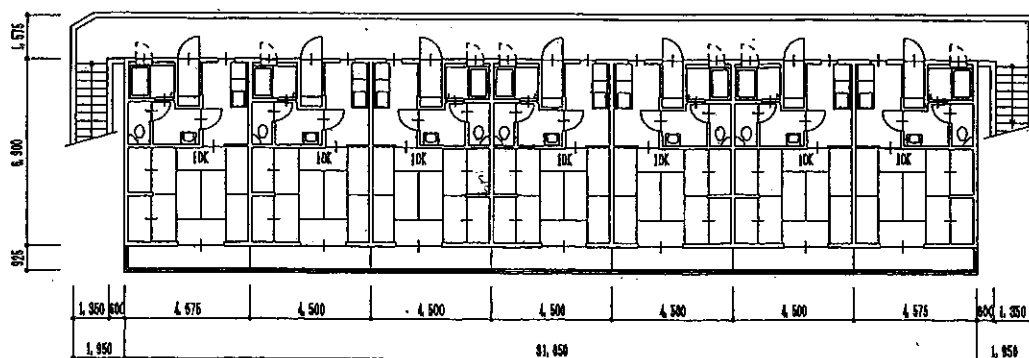
暴力団員でないこと。

緑町ことぶき住宅 案内図





1階平面図



2階平面図

高齢者民間アパート借上げ一覧（２２年度実績）

	戸数（戸）	住戸専用面積 （㎡）	１戸当たり月額 （円）	年間借上げ料 （円）
武蔵野市	10	30～35.4	195,000	23,400,000
府中市	10	30.6	67,000	8,040,000
	12	30.2～30.6	74,000	10,656,000
調布市	11	26	98,000	12,936,000
小金井市	10	28	103,000	12,360,000
小平市	11	29.2	174,000	22,968,000
昭島市	14	31.2	59,000	9,912,000

(9) 就学援助事務

学校教育部学務課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名					担当部署								
	就学援助事業					部	学校教育部		課長	浦野 和利				
						課	学務課		担当	小川 比左江				
						係	学務係		電話	内線2242				
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠＜法令、要綱等＞								
	政策項目	03	人を育む（生涯学習の充実）			学校教育法、昭島市教育委員会 就学援助費支給要綱								
大項目	01	学校で学ぶ（学校教育の充実）												
中項目	02	学校教育												
予算科目（コード）		款	10	項	02/03	目	02/03	細目	004	細々目	01	年度	～	年度
事務事業概要	目的													
	＜対象は誰、何か＞							＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞						
	経済的な理由で就学困難な児童、生徒の保護者							就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。						
	事業実施方法													
	☒ 直接実施 ☐ 業務委託（委託先：													
	☐ 補助金（補助先：													
	☐ その他（													
	内容													
	【対象者】昭島市に住所を有し公立の小中学校に在籍する児童、生徒の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者 【支給内容】学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童学用品費、移動教室及び修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費													
	細事業（主な事業内訳）					平成22年度決算額					備考（細事業内容についての補足）			
	賃金：臨時職員賃金					130 千円								
	需用費：消耗品費					4 千円					就学援助事務用消耗品			
	需用費：印刷製本費					19 千円								
	役務費：通信運搬費（郵便料）					73 千円								
扶助費：就学費援助（小学校）					26,228 千円					学用品、校外活動費用等				
扶助費：就学費援助（中学校）					38,503 千円					学用品、校外活動費用等				
扶助費：給食費援助（小学校）					49,805 千円									
扶助費：給食費援助（中学校）					29,787 千円									
扶助費：医療費援助（小学校）					153 千円									
扶助費：医療費援助（中学校）					66 千円									
					千円									
					千円									
					千円									
					千円									
					千円									
					千円									
					千円									
					千円									
					千円									
事業の必要性														
学校教育法第19条により、市町村は経済的理由によって就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められており、教育の機会均等を図るために必要である。														
関連事業														

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費		135,415 千円		144,768 千円		150,716 千円	
	報酬		千円		千円		千円	
	賃金		127 千円		130 千円		131 千円	
	報償費		千円		千円		千円	
	需用費		千円		23 千円		32 千円	
	役務費		72 千円		73 千円		85 千円	
	委託料		千円		千円		千円	
	使用料及び賃借料		千円		千円		千円	
	負担金、補助及び交付金		千円		千円		千円	
	扶助費		135,216 千円		144,542 千円		150,468 千円	
	その他		0 千円		0 千円		0 千円	
	人件費		11,900 千円		11,900 千円		11,900 千円	
	一般職員		1.4 人	11,900 千円	1.4 人	11,900 千円	1.4 人	11,900 千円
	再任用職員		人	0 千円	人	0 千円	人	0 千円
	総事業費		147,315 千円		156,668 千円		162,616 千円	
	財源内訳							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	国庫支出金		981 千円		1,058 千円		851 千円	
	(内容)		児童生徒就学援助費補助金		児童生徒就学援助費補助金		児童生徒就学援助費補助金	
	都支出金		0 千円		0 千円		0 千円	
	(内容)							
	その他特定財源		0 千円		0 千円		0 千円	
	(内容)							
	一般財源		146,334 千円		155,610 千円		161,765 千円	
	財源合計		147,315 千円		156,668 千円		162,616 千円	
事業の実績と成果	事業実績							
	活動指標		平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	小学校就学援助認定者数		1,152	人	1,230	人	1,252	人
	中学校就学援助認定者数		623	人	655	人	665	人
	上記 合計者数		1,775	人	1,885	人	1,917	人
	単位当たりコスト							
	認定者1人当たり（年間平均）		82,994	円	83,113	円	84,828	円
	成果							
	【小学校】学用品費等		支給児童数：延べ2,996人		支出額：26,228,500円			
	給食医療費		支給児童数：延べ1,318人		支出額：49,957,827円			
【中学校】学用品費等		支給生徒数：延べ1,922人		支出額：38,502,695円				
給食医療費		支給生徒数：延べ 655人		支出額：29,853,091円				
課題	各市とも要綱により実施しているため、市町村で認定基準が異なる。							
自己評価	法令、要綱に基づき適正に処理している。							
比較参考値	他市の状況については別紙を参照							
備考	予算上「就学援助事業（小学校）」「就学援助(給食・医療)事業（小学校）」「就学援助事業（中学校）」「就学援助(給食・医療)事業（中学校）」の4科目に分かれている。							

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署										
	就学援助事業(小学校)		部	学校教育部		課長	浦野和利						
			課	学務課		担当	小川比左江						
			係	学務係		電話	内線2242						
	第4次総合基本計画における位置付け						実施根拠<法令、要綱等>						
	政策項目	03	人を育む（生涯学習の充実）					学校教育法					
事務事業概要	大項目	01	学校で学ぶ（学校教育の充実）					事業期間<開始・終了予定>					
	中項目	02	学校教育					年度～年度					
	予算科目（コード）	款	10	項	02	目	02	細目	004	細々目	01	S	年度～年度
	目的												
	<対象は誰、何か>		<対象をどのような状態にすることを意図しているか>										
	経済的な理由で就学困難な児童の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。		就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。										
事務事業概要	内容		実績・成果										
	【対象者】昭島市に住所を有し公立の小学校に在籍する児童の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者		支給児童数：延べ 2,996人 支出額：26,228,500円										
	【支給内容】学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童学用品費等、移動教室及び修学旅行費、通学費												
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>						
	直接事業費		千円	24,665	26,454	28,724	児童生徒就学援助費補助金						
	財源内訳	国庫支出金	千円	273	288	373							
		都支出金	千円										
		地方債	千円										
		その他特定財源	千円										
	一般職員人件費		千円	24,392	26,166	28,351							
	人工数		人	3,400	3,400	3,400							
	再任用職員人件費		千円										
	人工数		人	0.40	0.40	0.40							
	総事業費		千円	28,065	29,854	32,124							
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）												
	必要性	5	判断理由		妥当性	4	判断理由						
	学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。				経済情勢により、生活が困窮する世帯も多くなっており、妥当である。								
	有効性	5	判断理由		効率性	4	判断理由						
	教育の機会均等を図るために有効である。				要綱に基づいて適正に処理している。								
合計点数（20点満点）		18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>									
今後の方向性（拡充、現状維持など）		現状維持		法令に基づいて継続的に実施する。									

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署					
	就学援助(給食・医療)事業（小学校）		部	学校教育部	課長	浦野和利		
			課	学務課	担当	小川比左江		
			係	学務係	電話	内線2242		
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠＜法令、要綱等＞			
	政策項目	03 人を育む（生涯学習の充実）	学校教育法					
事務事業概要	大項目	01 学校で学ぶ（学校教育の充実）						
	中項目	02 学校教育	事業期間＜開始・終了予定＞					
	予算科目（コード）	款 10 項 02 目 03 細目 004 細々目 01	年度 ~ 年度					
	目的							
	＜対象は誰、何か＞		＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞					
	経済的な理由で就学困難な児童の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。		就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。					
事務事業評価	内容		実績・成果					
	【対象者】昭島市に住所を有し公立の小中学校に在籍する児童の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者		支給児童数：延べ1,318人 支出額：49,957,827円					
	【支給内容】医療費、学校給食費							
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞	
	直接事業費		千円	45,361	49,958	50,101	児童生徒就学援助費補助金	
	財源内訳	国庫支出金	千円	74	107			
		都支出金	千円					
		地方債	千円					
		その他特定財源	千円					
		一般財源	千円	45,287	49,851	50,101		
	一般職員人件費		千円	2,550	2,550	2,550		
	人工数		人	0.30	0.30	0.30		
	再任用職員人件費		千円					
	人工数		人					
総事業費		千円	47,911	52,508	52,651			
個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）								
必要性	5	⤵ <判断理由>	妥当性	4	⤵ <判断理由>			
学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。			経済情勢により、生活が困窮する世帯も多くなっており、妥当である。					
有効性	5	⤵ <判断理由>	効率性	4	⤵ <判断理由>			
教育の機会均等を図るために有効である。			要綱に基づいて適正に処理している。					
合計点数 （20点満点）	18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞ 法令に基づいて継続的に実施する。					
今後の方向性 （拡充、現状維持など）	現状維持							

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署				
	就学援助事業（中学校）		部	学校教育部	課長	浦野和利	
			課	学務課	担当	小川比左江	
			係	学務係	電話	内線2242	
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠＜法令、要綱等＞		
	政策項目	03 人を育む（生涯学習の充実）	学校教育法				
事務事業概要	大項目	01 学校で学ぶ（学校教育の充実）					
	中項目	02 学校教育	事業期間＜開始・終了予定＞				
	予算科目（コード）	款 10 項 03 目 02 細目 004 細々目 01	年度 ~ 年度				
	目的						
	＜対象は誰、何か＞		＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞				
	経済的な理由で就学困難な生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。		就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。				
事務事業概要	内容		実績・成果				
	【対象者】昭島市に住所を有し公立の中学校に在籍する生徒の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者 【支給内容】学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学生徒学用品費等、移動教室及び修学旅行費、通学費		支給生徒数：延べ 1,922人 支出額：38,502,695円				
	コスト	(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞	
	直接事業費	千円	37,711	38,503	41,237	児童生徒就学援助費補助金	
	財源内訳	国庫支出金	千円	579	614		478
		都支出金	千円				
		地方債	千円				
		その他特定財源	千円				
		一般財源	千円	37,132	37,889		40,759
	一般職員人件費	千円	3,400	3,400	3,400		
	人工数	人	0.40	0.40	0.40		
	再任用職員人件費	千円					
	人工数	人					
	総事業費	千円	41,111	41,903	44,637		
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）						
	必要性	5	＜判断理由＞	妥当性	4	＜判断理由＞	
	学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。		経済情勢により、生活が困窮する世帯も多くなっており、妥当である。				
	有効性	5	＜判断理由＞	効率性	4	＜判断理由＞	
	教育の機会均等を図るために有効である。		要綱に基づいて適正に処理している。				
	合計点数（20点満点）	18点	評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞ 法令に基づいて継続的に実施する。				
今後の方向性（拡充、現状維持など）	現状維持						

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署				
	就学援助(給食・医療)事業（中学校）		部	学校教育部	課長	浦野和利	
			課	学務課	担当	小川比左江	
			係	学務係	電話	内線2242	
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠＜法令、要綱等＞		
	政策項目	03 人を育む（生涯学習の充実）	学校教育法				
事務事業概要	大項目	01 学校で学ぶ（学校教育の充実）					
	中項目	02 学校教育	事業期間＜開始・終了予定＞				
	予算科目（コード）	款 10 項 03 目 03 細目 004 細々目 01	年度 ~ 年度				
	目的						
	＜対象は誰、何か＞		＜対象をどのような状態にすることを意図しているか＞				
	経済的な理由で就学困難な生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。		就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。				
事務事業評価	内容		実績・成果				
	【対象者】昭島市に住所を有し公立の中学校に在籍する生徒の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者 【支給内容】医療費、学校給食費		支給生徒数：延べ655人 支出額：29,853,091円				
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞
	直接事業費		千円	27,678	29,853	30,654	児童生徒就学援助費補助金
	財源内訳	国庫支出金	千円	55	49		
		都支出金	千円				
		地方債	千円				
		その他特定財源	千円				
		一般財源	千円	27,623	29,804	30,654	
	一般職員人件費		千円	2,550	2,550	2,550	
	人工数		人	0.30	0.30	0.30	
	再任用職員人件費		千円				
	人工数		人				
	総事業費		千円	30,228	32,403	33,204	
個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）							
必要性	5	⤵ <判断理由>	妥当性	4	⤵ <判断理由>		
学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。			経済情勢により、生活が困窮する世帯も多くなっており、妥当である。				
有効性	5	⤵ <判断理由>	効率性	4	⤵ <判断理由>		
教育の機会均等を図るために有効である。			要綱に基づいて適正に処理している。				
合計点数 （20点満点）	18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞ 法令に基づいて継続的に実施する。				
今後の方向性 （拡充、現状維持など）	現状維持						

就学援助認定状況について（２２年度決算）

市名	小 学 校				中 学 校				認定		認定に際して の基準	
	要保護 者数 (人)	%	準要保 護者数 (人)	%	要保護 者数 (人)	%	準要保 護者数 (人)	%	基準			
									所得	収入	在籍	在住
八王子市	720	2.43	4,260	14.36	416	3.03	2,337	17.05	所 1.1		○	○
三 鷹 市	115	1.48	921	11.86	73	2.35	636	20.46	所 1.15			○
青 梅 市	60	0.79	823	10.83	66	1.71	468	12.13	所 1.0			○
調 布 市	61	0.61	1,316	13.17	56	1.50	758	20.26	所 1.1			○
町 田 市	388	1.62	3,192	13.32	232	2.41	1,733	18.00	所 1.1		○	○
小 平 市	139	1.50	1,417	15.24	88	2.14	772	18.77	所 1.1			○
国分寺市	15	0.28	426	7.93	10	0.47	286	13.54	所 1.5		○	○
日 野 市	75	0.80	1,360	14.43	52	1.34	739	18.99	所 1.3			○
国 立 市	23	0.68	484	14.40	12	0.83	328	22.78	所 1.5		○	○
福 生 市	43	1.54	738	26.49	16	1.14	392	27.92	所 1.0			○
狛 江 市	21	0.64	431	13.23	13	1.02	236	18.57	所 1.1			○
武蔵村山市	63	1.44	868	19.78	53	2.74	503	25.97	所 1.1			○
羽 村 市	37	1.10	540	16.08	34	2.17	296	18.90	所 1.0			○
立 川 市	203	2.30	1,450	16.41	124	3.30	813	21.65		収 1.5		○
武蔵野市	41	0.82	533	10.75	27	1.46	278	15.05		収 1.5		○
府 中 市	232	1.75	1,649	12.42	141	2.59	917	16.86		収 1.5		○
昭 島 市	65	1.11	1,165	19.94	43	1.67	612	23.75		収 1.6	○	○
小金井市	43	0.82	548	10.48	20	0.89	285	12.67		収 1.8	○	○
東村山市	137	1.72	1,175	15.10	89	2.48	660	18.39		収 1.4		○
西東京市	139	1.48	1,047	11.15	94	2.36	613	15.42		収 1.5		○
東大和市	124	2.67	725	15.63	60	2.93	365	17.81		収 1.3		○
清 瀬 市	72	1.85	802	20.56	55	3.20	468	27.20		収 1.5		○
東久留米市	94	1.57	770	12.90	59	2.16	457	16.74		収 1.4		○
多 摩 市	155	2.23	1,970	28.28	99	3.30	904	30.17		収 1.5		○
稲 城 市	43	0.82	830	15.83	25	1.27	412	21.01		収 1.7		○
あきる野市	6	0.12	669	14.10	7	0.30	398	17.27		収 1.5	○	○

平成21年度決算 就学援助(準要保護)認定率(26市)

市名	認定		認定基準額			
	基準		持ち家(有)		持ち家(無)	
	所得	収入	収入	所得	収入	所得
八王子市	所 1.1		4,047,999	2,695,430	5,091,999	3,533,030
三鷹市	所 1.2		4,783,999	3,287,000	4,839,999	3,329,000
青梅市	所 1.0		3,619,999	2,353,236	4,663,999	3,190,836
調布市	所 1.1		4,217,999	2,760,913	5,175,999	3,598,513
町田市	所 1.1		3,955,999	2,620,000	4,987,999	3,450,000
小平市	所 1.1		4,119,999	2,754,741	5,167,999	3,592,341
国分寺市	所 1.5		5,347,999	3,737,694	6,395,999	4,575,294
日野市	所 1.3		4,735,999	3,245,892	5,779,999	4,083,492
国立市	所 1.5		5,191,999	3,611,086	5,383,999	3,767,086
福生市	所 1.0		3,807,999	2,505,372	4,843,999	3,342,972
狛江市	所 1.1		4,103,999	2,740,000	5,151,999	3,580,000
武蔵村山市	所 1.1		4,060,416	2,708,000	4,898,016	3,376,800
羽村市	所 1.0		3,519,999	2,282,808	4,575,999	3,120,408
立川市		収 1.5	2,860,536	1,822,000	3,698,136	2,416,800
武蔵野市		収 1.5	4,898,016	3,376,800	4,060,416	2,708,000
府中市		収 1.5	4,195,635	2,813,600	5,033,235	3,485,600
昭島市		収 1.6	4,384,700	2,967,200	5,222,300	3,636,000
小金井市		収 1.8	4,647,649	3,175,200	5,485,253	3,847,200
東村山市		収 1.4	2,908,330	1,855,600	3,745,930	2,455,200
西東京市		収 1.5	4,020,228	2,676,000	4,857,840	3,344,800
東大和市		収 1.3	3,584,880	2,331,600	4,422,480	2,996,000
清瀬市		収 1.5	4,364,200	2,951,200	5,620,600	3,956,000
東久留米市		収 1.4	3,431,232	2,219,600	4,268,832	2,874,400
多摩市		収 1.5	5,173,374	3,597,600	5,173,374	3,597,600
稲城市		収 1.7	2,450,112	1,533,600	2,450,112	1,533,600
あきる野市		収 1.5	2,244,156	1,376,800	2,400,156	1,500,000

認定基準額の算出にあたっては、一定のモデル世帯を設定しています。
また収入と所得の換算については、収入を得る人の人数によって変わる場合があります。

平成23年度

教育費の援助制度のお知らせ

昭島市教育委員会

昭島市では、国の法律に基づいて、学用品費・給食費など就学に必要な費用を援助しています。

(1) 援助を受けられるご家庭

生活保護を受けている。(申し込みの必要はありません。)

経済的な事情で、教育費の支出が困難である。(収入が一定基準以下)

(2) 申請に必要な書類 証明書類がないと受付はできません(コピーを提出してください)

就学援助費受給申請書(各家庭1部)

同一世帯及び生計を同じくする方全員(同居・別居を問わない)の収入を証明するもの
(下記のいずれか)のコピー

- ・ 平成22年分給与所得の源泉徴収票
- ・ 平成23年度市都民税申告書の控
- ・ 平成22年分所得税の確定申告の控
- ・ 各種年金、恩給を受給している場合、平成22年中に受領した金額を証明するもの
- ・ その他、平成22年中の収入を証明するもの

持ち家以外の方は、家賃が証明できるもの(下記のいずれか)のコピー

- ・ 賃貸借契約書
- ・ 家賃証明書
- ・ 住宅使用料決定通知書
- ・ その他、領収書等金額が証明できるもの

児童扶養手当証書(証書番号を確認しますので、支給を受けている方は、必ずご持参ください。)

(3) 受付期間・受付場所

期 間 **平成23年4月1日(金)～4月28日(木)**[土日祝日を除く]

時 間 午前8時30分～午後5時(12時～1時の間は、なるべくご遠慮ください。)

21日(木)・22日(金)は午後7時30分まで 受け付けます。

場 所 昭島市教育委員会 学務課(市役所2階) 郵送での受付はしません。

22年度認定された方も、平成23年度は改めて申請が必要となります。

5月2日以降も随時受け付けますが、認定は受け付けた月の翌月となります。

(4) 認定結果について

申請を受け付けた月の翌月に、結果をご家庭に送付します。

(5) 援助の内容(金額は年額) 振込み先の銀行の通帳またはカードを、必ずご持参ください

学年 援助費目	小 学 生		中 学 生	
	1 年 生	2～6年生	1 年 生	2・3年生
学 用 品 費	11,100 円	11,100 円	21,700 円	21,700 円
通学用品費		2,170 円		2,170 円
新入学学用品費	19,900 円		22,900 円	

○校外活動費・移動教室費・修学旅行費・給食費は実費相当額

○医療費（学校保健安全法に定められた病気）は保護者負担額

病気とは、トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病をいいます。

援助を受けられるご家庭の参考例 ―― 平成 22 年中の年間総収入による ――

人数	家族構成	年間総収入限度額	
		持ち家	借家
2人	母(35歳) 子(9歳)	約 292 万円	約 376 万円
3人	父(37歳) 母(35歳) 子(9歳)	約 383 万円	約 465 万円
4人	父(37歳) 母(35歳) 子(9歳) 子(4歳)	約 438 万円	約 521 万円

* 人数は、同じ建物に住んでいる人全員です。

* 上記の表はおおよその基準で、家族構成及び条件により限度内でも認定されない場合があります。

問い合わせ先：昭島市教育委員会学校教育部学務課
昭島市田中町 1 - 17 - 1
042 - 544 - 5111 内線 2244

<記入例>

第1号様式(第6条関係)

（秘）平成 23 年度 就学援助費受給申請書（兼認定台帳）

認定区分	認定・否認定
認定年月日	年 月 日

本欄の中のみ記入してください。

就学援助費の支給を受けたいので、下記により必要書類を添えて申請します。
なお、私は昭島市教育委員会教育長を代理人に選任し、当該年度において昭島市から受ける就学援助費のうち、学校給食費の請求及び受領に関する一切の権限を委任いたします。また、昭島市教育委員会が就学援助費認定事務のため住民基本台帳、課税台帳並びに援助を受けたい理由 1 に掲げるの公開を閲覧することを承諾します。
(あて先)昭島市教育委員会 平成 23 年 4 月 15 日

現住所：昭島市 田中町 1丁目 17番(地) 1号

保護者氏名： 昭島 太郎 自宅電話：544-5111(携帯可)
勤務先電話：512-3456

学校名	小学校
学年	児童氏名
5年	昭島 市朗
年	
年	

学校名	中学校
学年	生徒氏名
3年	昭島 みどり
年	
年	

世帯の状況について（同一世帯及び生計を同じくする方全員を記入）						
	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名	学年
1	昭島 太郎	世帯主	明・大・昭・平 47・1・15	39	〇〇株式会社	
2	花子	妻	明・大・昭・平 48・5・20	37	無職	
3	みどり	子	明・大・昭・昭 8・4・15	14	中学校	3
4	市朗	子	明・大・昭・昭 12・10・1	10	小学校	5
5	良子	子	明・大・昭・昭 18・2・3	5	□□保育園	
6						
7						

平成23年4月1日現在の
年齢を記入してください。

住宅の形態 持ち家 その他(民間アパート、公営住宅等)月額家賃()円

○ 援助を受けたい理由

1 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当します。

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法第205条第1項に基づく市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく(固定資産税)の減免

カ 国民年金法第99条及び第90条に基づく(国民年金)掛け金の免除

キ 地方税法第717条に基づく(国民健康保険税)の減免

ク 児童扶養手当法第4条に基づく(児童扶養手当)の支給

ケ 生活福祉資金による貸付け

左記の1に該当しない場合は必ず記入

2 その他(理由を具体的に記入してください)

世帯主が病気で思うように働けず、妻も子供が小さいので、仕事につけない

口座振込依頼書

振込金融機関・支店名

〇〇 信用金庫 ×× 支店

振込 預金種別 普通 預金

口座番号 1234567

フリガナ アキシマ タロウ

口座名義 昭島 太郎

上記の通り振込依頼いたします。

この依頼書に基づき、昭島市が就学援助費を振り込んだときは、同時に領収したものと認めます。

保護者氏名 昭島 太郎

(あて先)昭島市教育委員会教育長

委任状

私は、就学援助費の支給が認定されたのち、学校へ納める教材費などを滞納した場合は、支払われる就学援助費(通学用品費・新入学用品費を除く)の受領にかかる一切の権限を、児童生徒が通学する学校の校長に委任します。

保護者氏名 昭島 太郎

受付印

内容を読んで署名してください。不明な点はお問い合わせください。

○前年度昭島市で就学援助費を

受けた・受けてない

○その他の収入

仕送り・養育費等

期間 月 - 月 (ヶ月)

年 額 円

援助を受けたい理由1に該当する場合、証明書が必要です。

23年度
就学援助費申請控

氏名を記入
昭島 太郎 様

結果通知が届くまで大切に保管してください

昭島市教育委員会就学援助費支給要綱

平成 12 年 4 月 1 日実施

(目的)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる関係法令の規定により、経済的な理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助(以下「就学援助」という。)し、義務教育の円滑な遂行を図ることを目的とする。

- (1) 憲法第 26 条
- (2) 教育基本法(昭和 18 年法律第 120 号)第 4 条
- (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 19 条
- (4) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 24 条

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法第 16 条に規定する者をいう。
- (2) 世帯 同一の住居に居住し、生計を一にしている者の集まりをいう。
ただし、居住を一にしない場合であっても、次のときは同一世帯員として扱うこととする。
 - ア 病気療養のため病院等に入院しているとき。
 - イ 保護者が就労のため他の土地に寄宿しているとき。
 - ウ その他上記ア又はイと同様の状態にあるとき。
- (3) 要保護者 第3条第1号から第3号に規定する者をいう。
- (4) 準要保護者 第3条第4号から第6号に規定する者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助の対象者は、昭島市に住所を有し、公立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号に掲げる事項(以下「認定基準」という。)のいずれかに該当するものとする。ただし、昭島市に住所を有しなくても市内の小中学校に児童生徒が在籍するときは、対象者とすることができる。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者で、現に教育扶助(単給又は併給)を受けている者
- (2) 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者で、現に教育扶助以外の扶助(医療、出産、生業、葬祭)を受けている者
- (3) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者で、現に保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある者
- (4) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者又は生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

- イ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の
非課税
 - ウ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - エ 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
 - オ 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
 - カ 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条及び 90 条に基づく国民年
金掛金の免除
 - キ 地方税法第 717 条に基づく国民健康保険税の減免
 - ク 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条に基づく児童扶養手当
の支給
 - ケ 生活福祉資金による貸付け
- (5) 次の式により算定した倍数が 1.6 以下の者

$$\frac{\text{月割換算収入額}}{\text{需 要 額}} = \text{倍数(小数点以下第 2 位を四捨五入)}$$

この算式における、月割換算収入額は別表第 1 において、需要額は別表第 2 に
おいて定める。

- (6) 前各号に該当しない者で、児童生徒の在籍する小中学校の校長(以下「校
長」という。)の意見書により、昭島市教育委員会(以下「委員会」という。)が特
別の事情があると認める者
(意見の聴取)

第 4 条 委員会は、前条の認定を行うため必要があるときは福祉事務所の長及び民
生委員に対して助言を求めることができる。
(援助項目及び支給方法等)

第 5 条 就学援助の支給項目、支給対象者、対象学年、支給額、支給時期及び支給
方法は、別表第 3 のとおりとする。

- 2 就学援助を受給している者が学校納付金を滞納しているときは、前項及び第 14
条の規定にかかわらず就学援助費の全部又は一部を校長の口座に直接振り込
むことができるものとする。
(申請)

第 6 条 就学援助の受給を希望する保護者は、要保護者及び第 3 条第 4 号アに規定
する準要保護者を除き、毎年度ごとに就学援助費受給申請書(第 1 号様式)を小
学校又は中学校ごとに作成し、世帯全員の収入を証明する書類を添付のうえ、委
員会に提出しなければならない。
(認定)

第 7 条 第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する要保護者の認定は、福祉事務所からの
保護開始連絡票に基づき、委員会が認定する。

- 2 第 3 条第 3 号に規定する要保護者の認定は、民生委員からの連絡票に基づき、
委員会が認定する。

- 3 第3条第4号アに規定する準要保護者の認定は、福祉事務所からの保護停止・廃止連絡票に基づき、委員会が認定する。
- 4 第3条第4号ア以外に規定する準要保護者の認定は、前条の申請書に基づき、委員会が認定する。
(認定日)

第8条 前条第1項の認定日は、生活保護開始年月日とする。

- 2 前条第2項の認定日は、民生委員からの連絡票を委員会が受理した日とする。
- 3 前条第3項の認定日は、生活保護停止又は廃止年月日とする。
- 4 前条第4項の認定日は、就学援助費受給申請書を委員会が受理した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、就学援助費受給申請書を4月中に受理したときは、受理した日の属する月の初日を認定日とする。
(認定及び否認定の通知)

第9条 委員会は、第7条の規定により認定の決定をしたときは、速やかに次の各号の様式により、通知するものとする。

- (1) 第7条第1項該当の要保護者 就学援助費支給認定通知書(第2号様式)
- (2) 第7条第2項該当の要保護者 就学援助費支給認定通知書(第3号様式)
- (3) 第7条第3項該当の準要保護者 就学援助費支給認定通知書(第4号様式)
- (4) 第7条第4項該当の準要保護者 就学援助費支給認定通知書(第5号様式)
- 2 委員会は、第7条の規定により否認定の決定をしたときは、速やかに就学援助費否認定通知書(第6号様式)により通知するものとする。
(届出)

第10条 要保護者又は準要保護者の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、就学援助費受給変更事項届(第7号様式)により、就学援助の受給を辞退する場合には、就学援助費受給辞退届(第8号様式)により、速やかに委員会に届出なければならない。

- (1) 住所の変更があったとき。
- (2) 氏名の変更があったとき。
- (3) 就学援助費受給申請書の記載内容に変更があったとき。
(認定の取消し)

第11条 委員会は、要保護者又は準要保護者の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により認定の決定を受けたとき。
- (2) 第3条に定める認定基準の要件を欠いたとき。
- 2 前項の認定の取消しは、就学援助費支給認定取消通知書(第9号様式)により通知するものとする。
(就学援助費の返還)

第12条 就学援助費を受給した者が、前条の認定の取消しを受けた場合において、既に受給した就学援助費の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

- 2 前項の返還を求めるときは、就学援助費返還請求書(第10号様式)により行うものとする。
(関係者への通知)

第13条 委員会は、要保護者及び準要保護者と認定した者、変更の届出のあった者、又は認定を取消した者について、次の各号に掲げる通知を校長及び学校給食課長に送付する。

(1) 認定日が4月1日の場合

ア 要保護準要保護児童生徒名簿(第11号様式)

(2) 認定日が前号以外の場合

ア 就学援助費受給児童生徒認定通知書(第12号様式)

イ 就学援助費(要保護者)開始・廃止・停止・変更連絡票(第13号様式)

ウ 就学援助費受給認定取消通知書(第14号様式)

エ 就学援助費受給変更通知書(第15号様式)

(委任)

第14条 校長が要保護者又は準要保護者の認定を受けた者の代理として就学援助に係る金銭を取り扱う場合は、保護者から一切の権限の委任を受けなければならない。

(書類の整理)

第15条 委員会及び校長は、就学援助に係る書類を備え常に整理しておかなければならない。また、関係書類は、事業年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(広報)

第16条 委員会は、就学援助の制度について、広報等により保護者への周知に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

2 この要綱による改正前の昭島市教育委員会就学援助費要綱の様式による用紙で、この要綱の実施の日に現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月7日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正前の昭島市教育委員会就学援助費支給要綱の様式による用紙で、この要綱の実施の日に現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

別表第1(第3条関係)

月割換算収入額とは、次の式により算定した額とする。

月割換算収入額 = A - B - C

この算式中各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- 1 Aとは、次に掲げる項目の合計額を12で除した額(円未満切捨)
 当該世帯の前年中の合計所得金額を算出するための、各種所得の収入金額の合計額
 当該世帯の前年中の各種年金の合計額
 当該世帯の前年中の仕送り及び養育費として収入とされた合計額
- 2 Bとは、前年度の4月1日に昭島市に適用された生活保護法第8条の規定による生活保護基準額表の住宅扶助(6人以内の世帯)知事承認額
- 3 Cとは、当該世帯の児童生徒に係る前年度の市立小中学校の学校給食費の年額を12で除した額(円未満切捨)

別表第2(第3条関係)

需要額とは、前年度の4月1日に昭島市に適用された生活保護法第8条の規定による生活保護基準額表を用い、次の式により算定した額とする。

$$\text{需要額} = a + b + c + d + e$$

この算式中各記号の意義は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。

- 1 aとは、当該世帯の世帯員の第1類年齢別基準額の合計額
- 2 bとは、当該世帯の人員別第2類基準額
- 3 cとは、当該世帯の人員別第2類冬期加算の額に加算月数を乗じて得た額を12で除した額(円未満切捨)
- 4 dとは、当該世帯の児童生徒に係わる教育扶助基準額の合計額
- 5 eとは、基礎控除表の収入金額別区分の76,000～79,999の欄の1人目の額

別表第3(第5条関係)

支給項目	支給対象者	対象学年	支給額	支給時期及び方法
学用品費	第3条第2号から第6号までの該当者	小・中学校の全学年	当該年度の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金の児童生徒1人当たり予算単価の額	7月及び11月の年2回保護者の指定した口座への振り込み
通学用品費	第3条第2号から第6号までの該当者	小・中学校の2学年以上	当該年度の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金の児童生徒1人当たり予算単価の額	7月及び11月の年2回保護者の指定した口座への振り込み
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動に参加した児童生徒の要保護者及び準要保護者	小・中学校の全学年	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費・見学料等で保護者が負担する額	校外活動実施後校長からの報告に基づき保護者の指定した口座への振り込み
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	校外活動に参加した児童生徒の要保護者及び準要保護者	小・中学校の全学年	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な宿泊費・交通費・見学料等で保護者が負担する額	校外活動実施後校長からの報告に基づき保護者の指定した口座への振り込み

新入学児童 生徒学用品 費等	第3条第2号 から第6号ま での該当者 (認定日が4 月1日の者)	小・中学校 の第1学年	当該年度の要保護及び準 要保護児童生徒援助費補 助金の児童生徒1人当たり 予算単価の額	7月に保護者の指 定した口座への振 り込み
移動教室費 及び修学旅 行費	移動教室に 参加した児童 又は修学旅 行に参加した 生徒の要保 護者及び準 要保護者	小学校の第 6学年及び 中学校の第 3学年	児童が移動教室又は生徒 が修学旅行に参加するた め直接必要な交通費、宿泊 費、見学料等の経費で保 護者が負担する額	移動教室又は修学 旅行実施後校長か らの報告に基づき 保護者の指定した 口座への振り込み
通学費	第3条第2号 から第6号ま での該当者	小・中学校 の特別支援 学級在籍者 及び通級指 導学級の通 級者	児童生徒が最も経済的な 通常の経路・方法により通 学する場合の交通費及び 当該児童生徒に同行する 保護者の交通費	9月、10月、1月及 び4月の年4回保 護者の指定した口 座への振り込み
医療費	要保護者及 び準要保護 者	小・中学校 の全学年	学校保健安全法施行令(昭 和33年政令第174号)第 8条に規定する疾病の治療 のための医療に要する費 用から健康保険法(大正11 年法律第70号)等に定め る保険者負担額を控除した 額とする。ただし、第3条第 1項第1号の該当者で社会 保険未加入者は、当該医 療に要する費用の総額	治療後、医療機関 の請求に基づき医 療機関が指定した 口座への振り込み
学校給食費	第3条第2号 から第6号ま での該当者	小・中学校 の全学年	学校給食法(昭和29年法 律第160号)第11条第2 項の規定により保護者が負 担する額	教育長口座への振 り込み

(注意事項)

認定日が年度の中途のため支給時期に支給できない場合は、別に支給時期を設け支給するものとする。この場合において、学用品費及び通学用品費の月割り按分額に10円未満の端数が生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを5円とする。

就学奨励費のお知らせ

昭島市では、ひとりひとりのお子さんに適した教育が受けられるように、小学校及び中学校に特別支援学級を設置しておりますが、お子さんがこの学級に通うための給食費や学用品などの教育費の補助をしています。

この制度は、経済的に困りの方に援助している就学援助費とは異なるもので、特別支援学級に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するためのものです。

お手数ですが、下記により就学奨励費の手続きをお願いします。

記

1 対象になる方

就学援助費を受けていない方で、世帯の収入額が生活保護基準の例により計算した需要額の2.5 倍未満の場合に支給の対象になります。

2 提出書類

就学奨励費

にかかる収入額・需要額調書	1 部
同一世帯及び生計を同じくする方全員の収入を証明するもの 平成 2 2 年分給与所得の源泉徴収票又は 平成 2 2 年分所得税の確定申告の控	等のコピー 1 部
通学費調査票（定期券のコピーを必ず付けて下さい）	1 部
支払金口座振込依頼書	1 部

3 提出期限 平成 2 3 年 4 月 2 2 日（金）

4 提出先 教育委員会学務課（学校経由で提出）

5 支給される経費

次の経費の半額又は、一部を支給します。

1 学校給食費	2 学用品費	3 通学用品費
4 新入学学用品費	5 校外学習費	6 通学費
7 宿泊学習費	8 修学旅行費	

6 その他

辞退する方または、就学援助費を申請している方は、2 の の辞退欄に記入、押印のうえ提出してください。

なお、辞退した方への支給はありませんのでご注意ください。

7 問い合わせ先

昭島市教育委員会学務課 担当 長田

電話 544-5111(代) 内線2244

昭島市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成 12 年 6 月 1 日
実施

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、その就学の特殊性から保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学に必要な経費の一部を援助する費用(以下「就学奨励費」という。)を支給し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象者は、昭島市に住所を有し、公立小・中学校の特別支援学級(固定学級)に在籍する児童生徒又は昭島市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者とする。ただし、[昭島市教育委員会就学援助費支給要綱\(以下「援助費要綱」という。\)](#)[第7条](#)に規定する認定者は対象者としない。

2 難聴、言語障害、情緒障害等の児童生徒で、[学校教育法施行規則第73条の21第1項](#)の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている児童生徒の保護者については、当該児童生徒の通学に係る交通費及び当該児童生徒の通学に付き添う保護者等(付き添いが必要な場合に限る。)に係る通学同行費を次条第1項第7号の通学費として支給することができる。

(支給項目及び支給額等)

第3条 就学奨励費の支給項目は次のとおりとし、支給額は[援助費要綱](#)別表第3の額を基本とする。

- (1) 学用品費(別表第3の額の2分の1)
- (2) 通学用品費(別表第3の額の2分の1)
- (3) 新入学児童生徒学用品費(別表第3の額の2分の1)
- (4) 校外活動費(別表第3の額の2分の1)
- (5) 移動教室費及び修学旅行費(別表第3の額の2分の1)
- (6) 学校給食費(別表第3の額の2分の1)
- (7) 通学費(実費)
- (8) 職場実習交通費(実費)

2 前項第7号及び第8号の費用は、公共交通機関を利用し最も合理的な経路で通学したときにかかる費用とする。

3 就学奨励費の支給方法及び支給時期は[別表1](#)のとおりとする。

(支給の基準)

第4条 前条第1項に規定する就学奨励費の支給項目は、第2条第1項の対象者世帯の収入額に応じ、つぎの各号の基準により区分する。

(1) 収入額が需要額の 2.5 倍未満

前条第1項第1号から第8号に規定する全項目

(2) 収入額が需要額の 2.5 倍以上又は収入額を証明する書類の未提出者

前条第1項第7号及び第8号に規定する項目

2 前項に規定する収入額及び需要額は、[別表2](#)により算出した額とする。

(申請)

第5条 第2条第1項に規定する対象者は毎年度ごとに、就学奨励費にかかる収入額・需要額調書([第1号様式](#))を、世帯全員の収入を証明する書類を添付して、在籍校長を通じて昭島市教育委員会(以下「委員会」という)に申請するものとする。

2 第2条第2項に規定する対象者は毎年度ごとに、通学費調査票([第2号様式](#))を在籍校長を通じて委員会に申請するものとする。

3 申請を辞退した者については、就学奨励費に係る一切の費用を支給しない。

(認定)

第6条 就学奨励費の認定は、前条の申請に基づき委員会が審査し、第2条第1項の対象者は第4条第1項に規定する区分により、第2項の対象者は収入額にかかわらず認定する。

(認定日)

第7条 前条の規定による認定の日は、毎年4月1日とする。ただし、年度の途中で特別支援学級に転学した児童生徒の保護者については、転学した月の前日の属する月の翌月の初日からとする。

(認定の通知)

第8条 委員会は、第6条の規定により認定したときは、速やかに次の各号の様式により通知するものとする。

(1) 第4条第1項第1号の該当者 就学奨励費の支給について([第3号様式](#))

(2) 第4条第1項第2号の該当者 就学奨励費の支給について([第4号様式](#))

(3) 第2条第2項の該当者 通学費の支給について([第5号様式](#))

(就学援助費の準用)

第9条 就学奨励費支給の手続き等において、この要綱に定めのない事項については、[援助費要綱](#)の例による。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から実施し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 20 日から実施し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第3条関係)

支給項目	支給方法	支給時期
------	------	------

学用品費, 通学用品費	保護者の指定した口座に振り込む	9月(年1回)
新入学児童生徒学用品費		
校外活動費	保護者の指定した口座に振り込む	実施後, 校長からの報告を受けた後(9月以降)
移動教室費及び修学旅行費		
職場実習交通費		
学校給食費	保護者の指定した口座に振り込む	9月から毎月
通学費	保護者の指定した口座に振り込む	9月, 10月, 1月及び4月(年4回)

別表2(第4条関係)

1 収入額は, 同一世帯ごとに, 次の式により算定した額とする。

$$\text{収入額} = \frac{(\text{A}) - (\text{B})}{12} - (\text{C})$$

(A) = 当該年度に納付すべき市町村民税の課税の基礎となった前年1月から12月までの間の世帯全員の総所得金額, 退職所得金額及び山林所得金額(所得控除を行う前の額)の合計額

(B) = (A)の市町村民税の課税にあたって, 所得控除された社会保険料, 生命保険料及び損害保険料の合計額

(C) = 同一世帯で2人以上の児童等が盲・聾学校, 特別支援学校又は特別支援学級に就学している場合, その就学者の数から1を減じた数に, 生活保護法による保護の基準(以下「保護基準」という。)に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額

2 需要額は, 前年12月末現在の世帯構成に基づいて, 前年12月末現在に適用されている保護基準に示される次の各号の額の合計額とする。

(1) 生活扶助基準の居宅に係る基準生活費の第1類, 第2類及び期末一次扶助費の表に示す額。ただし, 第2類中「地区別冬季加算額」については12分の5, 「期末一時扶助費」については12分の1をそれぞれ乗じて得た額

(2) 教育扶助基準の表中「基準額」に示す額

(3) 住宅扶助基準の基準額の表中「家賃, 間代, 地代等の額」に示す額

(4) 特別支援学級に通学している児童・生徒が前年度中(前年4月1日から3月31日まで)に, その通学に要した交通費の額(年額)に12分の1を乗じて得た額

(5) 小・中学校の児童・生徒に係る学校給食費(前年度の国の年額の予算単価)に12分の1を乗じて得た額

別表3 (省略)

第1号様式

(第5条関係)

平成 年度 就学援助費にかかる収入額・需要額調査書

保護者氏名		住所		児童生徒氏名		学年・学級名			
世帯の収入状況		世帯の状況(昨年12月末日現在)			需 要 額				
		氏 名	生 年 月 日 (満年齢)	在 学 学 校 名・学 年 (心障学級通学の有無)	教 育 扶 助 基 準		生 活 基 準		
所得 控除 前 の	総所得金額	円		年 月 日 () 才		円	円	円	円
	退職所得金額			年 月 日 () 才					
	山林所得金額			年 月 日 () 才					
	計	A		年 月 日 () 才					
所得 控除	社会保険料			年 月 日 () 才					
	生命保険料			年 月 日 () 才					
	損害保険料			年 月 日 () 才					
	計	B		年 月 日 () 才					
所得額(A-B)		C		年 月 日 () 才					
所得月額(C×1/12)		D		年 月 日 () 才					
障害者加算控除 (保護基準にて算定)		E		年 月 日 () 才					
収入額(D-E)		F	合 計		a	b	c	d	e
通学費 明細	(通学費を要した者ごとに記入すること)				特記事項		認定区分		
辞退 欄	就学援助費の受給を辞退します。 平成 年 月 日 保護者氏名						認定年月日		
							部長	課長	

第2号様式

(第5条関係)

通 学 費 調 査 票

児 童 生 徒 氏 名	(第 学年)		
通 学 校 名			
保 護 者 氏 名			
住 所			
通 学 費 の 有 無	1 通学費がかかります 2 通学費はかかりません		
乗 車 区 間 ・ 経 路 及び利用交通機関			
運 賃 支 払 い 方 法	1 その都度 2 定期券 (カ月定期券)		
上 記 運 賃 の 金 額 (交通機関ごと)	合計 円		
通 学 同 行 者	有 ・ 無	氏 名	続柄 ()
通 学 同 行 者 運 賃	円		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学校名

学校長

㊟

昭島市教育委員会教育長 殿

㊟第3号様式

(第8条関係)

(円)

	小学校				中学校				合 計
	学用品費等	給食費	医療費	合 計	学用品費等	給食費	医療費	合 計	
八王子市	106,723,660	176,114,802	416,929	283,255,391	145,566,192	36,049,854	258,073	181,874,119	465,129,510
立川市	37,902,306	60,048,583	29,730	97,980,619	55,961,880	33,260,916	5,200	89,227,996	187,208,615
武蔵野市	12,850,941	23,084,635	0	35,935,576	16,577,091	13,191,313	0	29,768,404	65,703,980
三鷹市	17,260,770	41,881,726	341,948	59,484,444	37,053,369	31,169,717	79,703	68,302,789	127,787,233
青梅市	15,400,321	32,398,310	2,800	47,801,431	30,343,618	21,888,662	0	52,232,280	100,033,711
府中市	37,568,305	65,145,673	0	102,713,978	51,056,345	42,288,607	0	93,344,952	196,058,930
昭島市	26,228,500	49,804,740	153,087	76,186,327	38,502,695	29,787,089	66,002	68,355,786	144,542,113
調布市	30,947,754	59,064,241	50,218	90,062,213	52,894,878	37,241,100	33,245	90,169,223	180,231,436
町田市	80,198,334	123,082,123	535,972	203,816,429	114,767,070	31,226,400	150,987	146,144,457	349,960,886
小金井市	11,785,203	23,755,991	34,688	35,575,882	17,144,481	13,996,368	2,733	31,143,582	66,719,464
小平市	29,507,670	58,683,834	77,708	88,269,212	52,722,678	36,282,102	26,134	89,030,914	177,300,126
日野市	37,882,291	56,810,956	13,350	94,706,597	48,959,718	37,188,590	600	86,148,908	180,855,505
東村山市	26,317,326	51,361,385	102,718	77,781,429	43,850,058	23,928,326	274,518	68,052,902	145,834,331
国分寺市	9,661,556	17,156,012	0	26,817,568	17,752,840	11,580,650	0	29,333,490	56,151,058
国立市	12,970,271	19,244,997	3,000	32,218,268	21,349,813	14,734,985	1,600	36,086,398	68,304,666
福生市	19,641,773	30,990,000	11,600	50,643,373	23,121,232	1,587,431	5,200	24,713,863	75,357,236
狛江市	10,295,618	16,174,940	196,103	26,666,661	14,365,776	7,376,799	53,574	21,796,149	48,462,810
東大和市	17,604,564	27,515,754	227,730	45,348,048	23,759,418	15,780,698	80,300	39,620,416	84,968,464
清瀬市	15,250,567	33,317,210	23,480	48,591,257	27,017,508	21,270,653	3,560	48,291,721	96,882,978
東久留米市	14,273,392	35,011,033	43,649	49,328,074	32,011,987	15,844,006	23,490	47,879,483	97,207,557
武蔵村山市	18,771,169	33,686,774	331,161	52,789,104	30,955,461	21,360,052	143,217	52,458,730	105,247,834
多摩市	40,925,000	83,498,030	52,320	124,475,350	50,680,277	41,106,002	9,726	91,796,005	216,271,355
稲城市	10,724,180	32,362,550	68,560	43,155,290	9,464,370	19,014,220	37,860	28,516,450	71,671,740
羽村市	11,855,798	19,769,367	0	31,625,165	14,879,073	12,378,640	0	27,257,713	58,882,878
あきる野市	13,593,963	27,368,283	7,330	40,969,576	19,852,878	18,405,625	1,200	38,259,703	79,229,279
西東京市	26,446,698	48,019,911	49,604	74,516,213	47,613,770	2,875,101	11,852	50,500,723	125,016,936

(10) 総合スポーツセンター管理運営

生涯学習部スポーツ振興課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

	事務事業名	担当部署																																																																																		
基本データ	総合スポーツセンター管理運営	部	生涯学習部	課長	石川 千尋																																																																															
		課	スポーツ振興課	担当	青木 昇一																																																																															
		係	スポーツ振興係	電話	544 - 4152																																																																															
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠＜法令、要綱等＞																																																																															
	政策項目	03	環境を守る（循環型社会の形成）			昭島市総合スポーツセンター条例																																																																														
	大項目	03	心を豊かにする（市民文化・学習の推進）																																																																																	
中項目	04	スポーツ・レクリエーション																																																																																		
							事業期間＜開始・終了予定＞																																																																													
予算科目（コード）	款	10	項	05	目	02	細目	001	細々目	01	H 16年度～	年度																																																																								
事務事業概要	目的																																																																																			
	<対象は誰、何か>								<対象をどのような状態にすることを意図しているか>																																																																											
	市民・団体等								市内の公共スポーツ施設の拠点において充実したサービスを受けられる。																																																																											
	事業実施方法																																																																																			
	□直接実施 ■業務委託（委託先：昭島ビルメンテナンス事業協同組合、シンコースポーツ株式会社）																																																																																			
	□補助金（補助先：													)	□その他（	)																																																																				
	内容																																																																																			
	総合スポーツセンターの管理・運営等を民間に委託し、官民一体となって充実したサービスを提供していく。また、各種スポーツ教室についても民間に委託し、効果的な運営を行う。 総合スポーツセンター：体育室、軽体操室、柔道場、剣道場、弓道場、温水プール、トレーニングルーム、研修室、クラブ室 スポーツ教室：「健康さわやか教室」、「親子体操教室」等27事業																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業（主な事業内訳）</th> <th>平成22年度決算額</th> <th>備考（細事業内容についての補足）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>需用費：消耗品費</td> <td>973 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費：燃料費</td> <td>177 千円</td> <td>車両のガソリン代</td> </tr> <tr> <td>需用費：印刷製本費</td> <td>60 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費：光熱水費（電気料）</td> <td>7,865 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費：光熱水費（水道料）</td> <td>9,049 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費：光熱水費（ガス料）</td> <td>22,032 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費：光熱水費（下水道料）</td> <td>7,601 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費：施設修繕料</td> <td>1,458 千円</td> <td>B棟通路漏水のため改修、トレーニングルームガラス修繕</td> </tr> <tr> <td>需用費：機械器具等修繕料</td> <td>959 千円</td> <td>トレーニング機器修繕</td> </tr> <tr> <td>役務費：通信運搬費（電話料）</td> <td>663 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託料：管理運営委託</td> <td>106,696 千円</td> <td>主な内訳は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td>管理運営業務</td> <td>56,412 千円</td> <td>受付・案内、管理サービス業務、駐車場、トレーニングルーム、室内温水プール管理運営業務</td> </tr> <tr> <td>設備運転保守管理</td> <td>28,468 千円</td> <td>運転保守管理、ボイラー性能検査等業務、各種保守点検業務</td> </tr> <tr> <td>清掃業務等</td> <td>15,620 千円</td> <td>日常・定期、ランニング走路清掃、安土清掃・的張り業務等</td> </tr> <tr> <td>保険料等</td> <td>660 千円</td> <td>賠償責任保険等</td> </tr> <tr> <td>委託料：スポーツ教室運営委託</td> <td>15,498 千円</td> <td>各種スポーツ教室</td> </tr> <tr> <td>委託料：警備委託</td> <td>328 千円</td> <td>夜間の機械警備（午後10時～午前8時30分）</td> </tr> <tr> <td>委託料：電気工作物保安委託</td> <td>255 千円</td> <td>設備運転の安全性の維持管理</td> </tr> <tr> <td>委託料：樹木せん定委託</td> <td>1,260 千円</td> <td>高木、中木、低木、垣根、芝等の良好な維持管理</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料：複写機借上料</td> <td>281 千円</td> <td>コピー機リース代</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料：受信料</td> <td>22 千円</td> <td>NHK受信料</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料：簡易印刷機借上料</td> <td>16 千円</td> <td>印刷機リース代</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料：トレーニング機器借上料</td> <td>3,130 千円</td> <td>トレーニングマシン等借上げ</td> </tr> </tbody> </table>													細事業（主な事業内訳）	平成22年度決算額	備考（細事業内容についての補足）	需用費：消耗品費	973 千円		需用費：燃料費	177 千円	車両のガソリン代	需用費：印刷製本費	60 千円		需用費：光熱水費（電気料）	7,865 千円		需用費：光熱水費（水道料）	9,049 千円		需用費：光熱水費（ガス料）	22,032 千円		需用費：光熱水費（下水道料）	7,601 千円		需用費：施設修繕料	1,458 千円	B棟通路漏水のため改修、トレーニングルームガラス修繕	需用費：機械器具等修繕料	959 千円	トレーニング機器修繕	役務費：通信運搬費（電話料）	663 千円		委託料：管理運営委託	106,696 千円	主な内訳は下記のとおり	管理運営業務	56,412 千円	受付・案内、管理サービス業務、駐車場、トレーニングルーム、室内温水プール管理運営業務	設備運転保守管理	28,468 千円	運転保守管理、ボイラー性能検査等業務、各種保守点検業務	清掃業務等	15,620 千円	日常・定期、ランニング走路清掃、安土清掃・的張り業務等	保険料等	660 千円	賠償責任保険等	委託料：スポーツ教室運営委託	15,498 千円	各種スポーツ教室	委託料：警備委託	328 千円	夜間の機械警備（午後10時～午前8時30分）	委託料：電気工作物保安委託	255 千円	設備運転の安全性の維持管理	委託料：樹木せん定委託	1,260 千円	高木、中木、低木、垣根、芝等の良好な維持管理	使用料及び賃借料：複写機借上料	281 千円	コピー機リース代	使用料及び賃借料：受信料	22 千円	NHK受信料	使用料及び賃借料：簡易印刷機借上料	16 千円	印刷機リース代	使用料及び賃借料：トレーニング機器借上料	3,130 千円
細事業（主な事業内訳）	平成22年度決算額	備考（細事業内容についての補足）																																																																																		
需用費：消耗品費	973 千円																																																																																			
需用費：燃料費	177 千円	車両のガソリン代																																																																																		
需用費：印刷製本費	60 千円																																																																																			
需用費：光熱水費（電気料）	7,865 千円																																																																																			
需用費：光熱水費（水道料）	9,049 千円																																																																																			
需用費：光熱水費（ガス料）	22,032 千円																																																																																			
需用費：光熱水費（下水道料）	7,601 千円																																																																																			
需用費：施設修繕料	1,458 千円	B棟通路漏水のため改修、トレーニングルームガラス修繕																																																																																		
需用費：機械器具等修繕料	959 千円	トレーニング機器修繕																																																																																		
役務費：通信運搬費（電話料）	663 千円																																																																																			
委託料：管理運営委託	106,696 千円	主な内訳は下記のとおり																																																																																		
管理運営業務	56,412 千円	受付・案内、管理サービス業務、駐車場、トレーニングルーム、室内温水プール管理運営業務																																																																																		
設備運転保守管理	28,468 千円	運転保守管理、ボイラー性能検査等業務、各種保守点検業務																																																																																		
清掃業務等	15,620 千円	日常・定期、ランニング走路清掃、安土清掃・的張り業務等																																																																																		
保険料等	660 千円	賠償責任保険等																																																																																		
委託料：スポーツ教室運営委託	15,498 千円	各種スポーツ教室																																																																																		
委託料：警備委託	328 千円	夜間の機械警備（午後10時～午前8時30分）																																																																																		
委託料：電気工作物保安委託	255 千円	設備運転の安全性の維持管理																																																																																		
委託料：樹木せん定委託	1,260 千円	高木、中木、低木、垣根、芝等の良好な維持管理																																																																																		
使用料及び賃借料：複写機借上料	281 千円	コピー機リース代																																																																																		
使用料及び賃借料：受信料	22 千円	NHK受信料																																																																																		
使用料及び賃借料：簡易印刷機借上料	16 千円	印刷機リース代																																																																																		
使用料及び賃借料：トレーニング機器借上料	3,130 千円	トレーニングマシン等借上げ																																																																																		
事業の必要性																																																																																				
廉価で通年利用できる温水プールやトレーニングジム、屋内競技用の体育施設は、市民の健康づくりのために必要。																																																																																				
関連事業																																																																																				

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費		184,969 千円		178,321 千円		187,857 千円	
	報酬		千円		千円		千円	
	賃金		千円		千円		千円	
	報償費		千円		千円		千円	
	需用費		52,667 千円		50,173 千円		54,365 千円	
	役務費		797 千円		663 千円		651 千円	
	委託料		125,231 千円		124,036 千円		128,754 千円	
	使用料及び賃借料		3,700 千円		3,449 千円		4,017 千円	
	負担金、補助及び交付金		千円		千円		千円	
	扶助費		千円		千円		千円	
	その他		2,574 千円		0 千円		70 千円	
	人件費		4,980 千円		4,980 千円		4,980 千円	
	一般職員		0.2 人	1,700 千円	0.2 人	1,700 千円	0.2 人	1,700 千円
	再任用職員		0.8 人	3,280 千円	0.8 人	3,280 千円	0.8 人	3,280 千円
	総事業費		189,949 千円		183,301 千円		192,837 千円	
	財源内訳							
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	国庫支出金		0 千円		0 千円		0 千円	
	(内容)							
	都支出金		0 千円		0 千円		4,090 千円	
	(内容)						緊急雇用創出事業臨時特例補助金	
	その他特定財源		64,933 千円		58,954 千円		67,360 千円	
	(内容)		総合スポーツセンター使用料、庁舎等光熱水費、複写機利用料、各種講習会受講料ほか					
	一般財源		125,016 千円		124,347 千円		121,387 千円	
	財源合計		189,949 千円		183,301 千円		192,837 千円	
事業の実績と成果	事業実績							
	活動指標		平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	利用人数（団体、個人、教室参加者）		299,988 人		302,200 人		301,401 人	
	単位当たりコスト							
	利用人数当たりの単価		655 円		607 円		640 円	
	成果							
	総合スポーツセンターの管理・運営及び各種スポーツ教室の開催は、民間に委託している。各種スポーツ教室については、参加人数等を検証し、見直しを行っている。							
	課題	使用料について、東京都が運営していたのと同様に市内、市外の区別をしない料金体系を取っていること。施設については、建設から36年が経過しているため、修繕箇所が増えている。						
自己評価	市内の公共スポーツ施設の拠点として、多くの団体、個人のかたが利用をしている。官民一体となって、充実したサービスを提供している。							
比較参考値	他市の状況については別添参照							
備考								

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署										
	総合スポーツセンター管理運営		部	生涯学習部		課長	石川千尋						
			課	スポーツ振興課		担当	青木昇一						
			係	スポーツ振興係		電話	544-4152						
	第4次総合基本計画における位置付け						実施根拠＜法令、要綱等＞						
事務事業概要	政策項目	03	人を育む（生涯学習の充実）				昭島市総合スポーツセンター条例						
	大項目	03	心を豊かにする（市民文化・学習の推進）										
	中項目	04	スポーツ・レクリエーション				事業期間＜開始・終了予定＞						
	予算科目（コード）	款	10	項	05	目	02	細目	001	細々目	01	H 16 年度 ~ 年度	
	目的												
<対象は誰、何か>		<対象をどのような状態にすることを意図しているか>											
市民・団体等		市内の公共スポーツ施設の拠点において充実したサービスを受けられる。											
内容		実績・成果											
総合スポーツセンターの管理・運営等を民間に委託し、官民一体となって充実したサービスを提供していく。また、各種スポーツ教室についても民間に委託し、効果的な運営を行う。		団体利用 ・体育室（2ヶ所）：2,314件 ・軽体操室（2ヶ所）：3,213件 ・柔剣道場：1,315件 ・弓道場：638件 ・温水プール：1,129 個人利用 ・軽体操室（2ヶ所）：894人 ・柔剣道場：2,039人 ・弓道場：662人 ・温水プール：46,792人 ・トレーニングルーム：66,03											
総合スポーツセンター：体育室、軽体操室、柔道場、剣道場、弓道場、温水プール、トレーニングルーム、研修室													
スポーツ教室：「健康さわやか教室」「親子体操教室」等27事業													
コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考＜特財名称等＞							
直接事業費		千円	184,969	178,321	187,857	総合スポーツセンター使用料 庁舎等光熱水費 複写機利用料 電話料 各種講習会受講料 保険返戻金等 建物損害共済災害共済金 緊急雇用創出事業臨時特例補助金							
財源内訳	国庫支出金	千円											
	都支出金	千円			4,090								
	地方債	千円											
	その他特定財源	千円	64,933	58,954	67,360								
	一般財源	千円	120,036	119,367	116,407								
一般職員人件費		千円	1,700	1,700	1,700								
人工数		人	0.20	0.20	0.20								
再任用職員人件費		千円	3,280	3,280	3,280								
人工数		人	0.80	0.80	0.80								
総事業費		千円	189,949	183,301	192,837								
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというところ→3、あまりない→2、ない→1）												
	必要性	5	＜判断理由＞		妥当性	4	＜判断理由＞						
	廉価で通年利用できる温水プールやトレーニングジム、屋内競技用の体育施設は、市民の健康づくりのために必要。				総合スポーツセンターの管理・運営及び各種スポーツ教室の開催は民間に委託し、官民一体となって充実したサービスを提供している。 施設（駐車場含む）使用料は市民、他市民とも同額。								
	有効性	5	＜判断理由＞		効率性	5	＜判断理由＞						
	市内には同規模以上の体育施設は無く、市内の公共スポーツ施設の拠点となって多くの市民に利用されている。				総合スポーツセンターの管理・運営及び各種スポーツ教室の開催は民間に委託している。また、各種スポーツ教室については毎年参加人数等を検証し、見直しを行っている。								
合計点数（20点満点）	19点		評価全般・今後の方向性に関するコメント＜理由、改善内容等＞										
今後の方向性（拡充、現状維持など）	一部改善		「都立施設を移管」という経過もあるが、市内料金、市外料金等の設定について検討できる。また、施設が老朽化してきている部分も見受けられるので、利用者の安全・安心という面からも計画的な修繕等を検討する必要がある。										



昭島市 総合スポーツセンター

所在地：〒196-0033 昭島市東町5-13-1

電話番号：042-544-4151 FAX：042-544-4159

開設日：平成16年7月1日

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：第1月曜日(施設点検日) } 祝日の場合
第3月曜日(定期休館日) } はその翌日
12月28日～1月3日、その他 臨時休館日

駐車場：51台(他 障害のある方用2台)「有料」

交通：JR青梅線東中神駅(南口)下車徒歩5分
(昭島市立昭和公園内)

A 棟 屋内温水プール
トレーニングルーム
柔道場・剣道場
第一軽体操室・研修室

B 棟 第一体育室・第二体育室
第二軽体操室

C 棟 弓道場

昭島市総合スポーツセンター トレーニングルームのご利用案内

当館のトレーニングルームは、個人でご利用になれます。（貸切りでの利用はできません。）
トレーナーが、利用する方の体力に合わせた運動のしかたについて、アドバイスをしています。

ご利用時間

9:00～22:00【トレーニングご利用時間 21:45まで】

『最終入場時刻は、21:00となっておりますのでご注意ください。』



使用料

一般《高校生以上》 2時間 290円
（2時間を超えた場合は、1時間につき140円の超過料金がかかります。）

利用券は、一回券と回数利用券（5枚綴り 1,300円）があります。

一回券は、1階総合受付横券売機で、回数利用券は総合受付お求めください。

休館日

**第一月曜日
第三月曜日
年末年始**

**臨時休館日（祝日にあたる時はその翌日）
定期休館日（祝日にあたる時はその翌日）
その他臨時に休館することがあります。**



ご利用上の注意

- 中学生以下の方は、入場できません。
- 初めてご利用する方は、問診をしますのでトレーナーにお申し出てください。
2回目以降の方は、券をトレーナーに提示して時間を打刻後利用できます。
トレーニング終了後トレーニング受付に券をお渡しください。
- ご利用の際は、運動のできる服装と室内用運動靴を、必ずお持ちください。
運動のできる服装と室内用運動靴をお持ちでない場合は、入場をお断りします。
屋外を走る方は、屋外用運動靴もご用意ください。
- フリーウエイトをご利用の際、大声を発したり、ダンベル等を床に放り投げる等、
他の方に迷惑となる行為をされた場合は、途中退出していただく場合があります。

（裏面もご覧ください）

フィットネス体操

トレーナーが体操の指導を行います。自由にご参加ください。

● 10 : 30 ~ 11 : 15

● 19 : 30 ~ 20 : 15

(各45分)

詳しくは、別紙フィットネス体操のご案内をご覧ください。

体力スポーツ相談

「久しぶりに運動をしたいが、体力に自信がない」「腰痛・肩こりに効く運動は？」など「どんな運動を、どれくらいやればよいのか」とお困りの方に、「体力スポーツ相談」を開設しています。詳しくは、別紙体力スポーツ相談のご案内をご覧ください。

-
- JR 青梅線東中神駅下車徒歩5分

昭島市総合スポーツセンター

〒196 - 0033

東京都昭島市東町 5 - 13 - 1

TEL 042 - 544 - 4151

FAX 042 - 544 - 4159

昭島市総合スポーツセンター トレーニングルーム

平成23年度 フィットネス体操のご案内



トレーナーによるフィットネス体操を下記のとおり実施します。

ぜひこの機会をご利用ください。皆様のご参加をお待ちしております。

曜日 時間帯	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT	日 SUN
午前	フィットネス 体操 10:30 ~ 11:15 尾崎	フィットネス 体操 10:30 ~ 11:15 宇田川	ベーシック ステップ 10:30 ~ 11:15 末木	フィットネス JOG 10:30 ~ 11:15 末木	フィットネス 体操 10:30 ~ 11:15 宇田川	フィットネス JOG 10:30 ~ 11:15 末木	フィットネス 体操 10:30 ~ 11:15 石田
午後	フィットネス 体操 14:30 ~ 15:15 小口	マーシャル アーツ 14:30 ~ 15:15 居倉	ボディ チェンジ 14:30 ~ 15:15 居倉	健美ヨーガ 14:30 ~ 15:15 小口	フィットネス 体操 14:30 ~ 15:15 戸井	健美ヨーガ 14:30 ~ 15:15 小口	マーシャル アーツ 14:30 ~ 15:15 居倉
夜間	健美ヨーガ 19:30 ~ 20:15 小口	フィットネス 体操 19:30 ~ 20:15 尾崎	フィットネス JOG 19:30 ~ 20:15 末木	ヒップホップ 19:30 ~ 20:15 田代	健美ヨーガ 19:30 ~ 20:15 石田	ベーシック ステップ 19:30 ~ 20:15 尾崎	フィットネス 体操 18:00 ~ 18:45 井野

- 参加費は、トレーニングルーム利用料に含みます。
- 運動のできる服装と室内用運動靴を必ずお持ちください。
- ベーシックステップ（ステップ台を使用してのレッスンです）は、定員制です。（40名）整理券をカウンターにてお受取りください。
- トレーニングルーム内のフリースペースで行いますが、状況に応じて人数制限をする場合があります。
- 《午前の部については、整理券が必要です。（定員 50 名）カウンターにてお受取りください。》
- フィットネス体操開始 15 分経過してのご入場は、ケガ等の防止のため入場をお断りする場合がございますのでご了承ください。
- 運動中は汗が多くでますので、ペットボトル等をご用意いただく事をお勧めいたします。
- 運動内容については、裏面をご参照ください。



昭島市総合スポーツセンター

TEL 042 - 544 - 4151



フィットネス体操プログラム 内容

フィットネス体操	音楽に合わせ、ウォーキングを中心に様々なステップを組合わせた脂肪燃焼、持久力向上効果のあるプログラムです。 (レベル 初心者～中級)
フィットネスJOG	テンポある音楽に合わせ、走る・跳ねる・回る動きが入る心拍機能向上、脂肪燃焼効果の高いプログラムです。 (レベル 中級～上級)
ベーシックステップ	ステップ台を使い、リズムにのっての昇降運動、大肢部強化も兼ねそなえたプログラムです。 (レベル 中級～上級)
マーシャルアーツ	パンチやキックなど格闘技の動きを取入れ、大きな筋肉を使い代謝を高めると共に、体幹刺激してバランスアップ！ まずは何も考えずにストレス解消から！ (レベル 初心者～中級)
ヒップホップ	ヒップホップの音楽に合わせ、ダンスのリズムを楽しみながら体全体を動かしていくダンスプログラムです。 (レベル 初級～上級)
健美ヨーガ	呼吸に合わせ、体を動かし柔軟性、バランス感覚、筋力向上、基礎代謝アップ 体の中心(コア)を鍛えるプログラムです。 (レベル 初心者～中級)
ボディチェンジ	自重体重、チューブ、ステップ台等を使って音楽に合わせながら筋力アップと有酸素運動を同時に行う画期的なプログラムです。 (レベル 初心者～上級)

インストラクターにより若干のレベル差はありますので詳しくはトレーナーにお聞きください。
都合によりインストラクターの変更、レッスンの変更等がございます。その際は、掲示板にてお知らせいたしますのでご確認ください。

平成23年度

昭島市総合スポーツセンター 体力・スポーツ相談のご案内

トレーニングルームをご利用になられている方を対象に、目的に応じた安全で効果的なトレーニングが行えるように、スポーツ科学の専門的な見地からアドバイスをいたします。また、トレーニングメニューも提供します。

競技力向上を目指す方、お医者さまから運動を勧められた方、運動不足と感じている方、健康体力づくりを目指す方、やせたい方、筋肉をつけたい方等、ぜひご利用ください。

実施場所 昭島市総合スポーツセンター トレーニングルーム
実施日

榎本先生	鈴木先生	榎本先生	鈴木先生
4月24日(日) / 17日(日)		5月 8日(日) / 15日(日)	
6月 5日(日) / 19日(日)		7月 3日(日) / 17日(日)	
8月28日(日) / 21日(日)		9月25日(日) / 18日(日)	
10月23日(日) / 16日(日)		11月 6日(日) / 20日(日)	
12月 4日(日) / 18日(日)		1月 8日(日) / 15日(日)	
2月 5日(日) / 19日(日)		3月 4日(日) / 18日(日)	

講師の都合により実施日が変更になる場合があります。

実施時間

日曜日 10:00～16:00 実施日の一週間前より定員7名の予約制です
電話での予約は行っておりません。当センターでのお申し込みになります。

講師

東洋大学 ライフデザイン学部 健康スポーツ学科 教授
鎌倉女子大学 教育学部 教育学科 講師

鈴木 哲郎先生
榎本 至 先生

対象

原則として、昭島市総合スポーツセンタートレーニングルーム利用者

費用

トレーニングルーム利用料に含みます。

持ち物

トレーニングウェア、室内用スポーツシューズ、タオル等

詳細はトレーニングルームスタッフまで気軽にお問い合わせください。



昭島市総合スポーツセンター

TEL 042-544-4151

2011年10月 昭島市総合スポーツセンター 屋内温水プール 一般公開

(11月分は裏面です) 数字は、一般開放するコースの予定数です。直前の予約等が入り、コース数が増える場合があります。(H22.5.23現在)

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
9:00				3	3	3	4				3	3	3	4				3	3	3	4			3	3	3	3	4			3	4	
11:00	—		休	3	4	4	3	—		休	3	4	4	3	—		休	3	4	4	3	—		4	3	4	4	3	—		4	3	
13:00	一般	—		3	5	3	4	一般	—		3	5	3	4	一般	—		3	5	3	4	一般	—	4	3	5	3	4	一般	—	4	4	
15:00	開	館		6	4	6	4	開	館		6	4	6	6	開	館		6	4	6	6	開	館	5	6	4	6	6	開	館	5	6	
17:00	放			6	6	6	6	放			6	6	6	6	放			6	6	6	6	放		6	6	6	6	放		6	6		
19:00		放	日	6	6	6	6			日	6	6	6	6		放	日	6	6	6	6		放	6	6	6	6		放	6	6		
21:00				6	6	6	6				6	6	6	6				6	6	6	6			6	6	6	6				6	6	
21:45																																	

ご利用いただく水着、帽子等については、レジャー要素の高いものは、ご遠慮ください

【教室等】		広報にて募集	
'中高年のためのアクアエクササイズ' 10月 4.11.18.25 11月 1.8		11:00 ~ 11:45 '定員15名程度'・参加費無料(入場券に含まれます)	
'水中ウォーキング・アクアエクササイズ' 10月 24.31 11月 14.28		'水泳・ウォーキング・アクアエクササイズ' 10月 24.31 11月 14.28	
(介護予防運動)		'水泳・ウォーキング・アクアエクササイズ' 10月 24.31 11月 14.28	
'初心者水泳・アクアエクササイズ' 10月 6.13.20.24.27日 11月 10.14.17.24.28		'初心者水泳・アクアエクササイズ' 10月 6.13.20.24.27日 11月 10.14.17.24.28	
13:05 ~ 13:50 (泳げるようになりたい方) 14:05 ~ 14:50 (更に上達したい方)・定員は設けられません		13:05 ~ 13:50 (泳げるようになりたい方) 14:05 ~ 14:50 (更に上達したい方)・定員は設けられません	
'お知らせ'		'お知らせ'	
往復コースで連続して泳がれる場合には、ターンの際に後方確認を忘れずをお願い致します。		往復コースで連続して泳がれる場合には、ターンの際に後方確認を忘れずをお願い致します。	
この表は予定表です。急な変更もございますので、ご了承ください。		この表は予定表です。急な変更もございますので、ご了承ください。	

水底確認時間	
10:55 ~	
12:55 ~	
14:55 ~	
16:55 ~	
18:55 ~	
● 約10分間です	

【基本型】	
自由遊泳コース	
— 往復遊泳コース —	
— 自由遊泳コース —	
ウォーキングコース	

【5コースが一般公開の場合】	
往復遊泳コース	
— 自由遊泳コース —	
ウォーキングコース	

【4コースが一般公開の場合】	
片側一方通行コース	
— 自由遊泳コース —	
ウォーキングコース	

【3コースが一般公開の場合】	
自由遊泳コース	
ウォーキングコース	

ウォーキングコースでは
「アクアシューズ」の利用を認めています。
シューズの利用は、プール場内で行います

数字は、一般開放するコースの予定数です。直前の予約等が入り、コース数が変更になる場合があります。(H23.9.30現在)

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1		
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
9:00	3	3	4		—		休	3	3	3	4	—		4	3	3	3	4	—		3	—		3	4	—		4	3	3			
11:00	3	4	—	3	—			3	4	4	3	—		3	3	4	4	3	—		6	3	4	3	4	—		3	3	4			
13:00	3	5	般		4	—		3	5	3	4	—		4	6	5	3	4	—		6	般	3	4	3	—		4	6	5	3		
15:00	6	4	開		6	開		6	4	6	6	開		6	6	4	6	6	開		6	6	6	6	6	開		6	6	4	6		
17:00	6	6	放		6	開		6	6	6	6	放		6	6	6	6	6	放		6	6	6	6	6	放		6	6	6	6		
19:00	6	6	6		放		日	6	6	6	6	放		6	6	6	6	6	放		6	6	6	6	6	放		6	6	6	6		
21:00 21:45	6	6	6		放			6	6	6	6	6	放		6	6	6	6	6	放		6	6	6	6	6	放		6	6	6	6	



利用時間は、9時00分～21時45分です。お時間までに、**チケット**を受付にお戻しください。(最終入場時間は21時00分)
入場料は、1回 2時間以内(入場から退場まで) **大人(高校生以上) 290円 小人(小学生・中学生) 140円 未就学児 無料**
2時間を超えてのご利用は、一時間毎 **大人140円 小人70円の超過料金がかかります。半額の方は、大人70円 小人30円です。**
お得な **5枚綴り回数券**を総合受付にて販売しております。**大人 1,300円 小人 630円**
3歳以上でおむつのとれたお子様からご利用できます。**小学3年以下の子供2名につき、1名の付き添い(高校生相当以上)が必要です。**
小学4年生以上のお子様だけでのご利用は可能ですが、18時以降は小学6年生以下のお子様2名につき、1名の付き添い



(高校生相当以上)が必要です。中学生だけでのご利用は、19時までです。19時以降は、同様に付き添いが必要です。
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、介護者1名を含め、入場料が半額になります。
⇒ 介護者とは、第1種身体障害者、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳等級1～2級の方、
及び12歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている方の付き添いで、施設利用時同行し介護する方です。
身体に障害のある方の専用更衣室・シャワーを設置しています。利用時は、総合受付に申し出てください。
障害のある方もお得な5枚綴り回数券を総合受付で販売しております。 **大人 650円 小人 310円**

お子様連れの方は、お子様から目を離さないようにしてください。

注意事項

水泳帽子がないと入場できません。貴重品類は外してください。
当施設は体育施設であることから**ビニ等**の**レジャー的要素**の高い水着の着用はご遠慮ください。また浮き輪等の遊びを目的とした用具を持ち込むことは出来ません。
お化粧は、必ず落としてください。クレンジングをお忘れの方は、プール受付にて貸し出ししています。
シャワーを十分に浴び、整髪料等をよく落としてください。**シャンプー・石鹸等の使用は出来ません。**
バソコウ類をつけたままでの入水は、認めておりません。医療加工(キネシオ等)されたものは、使用を認めていますので、プール受付にお申し出ください。

ルールを守り、安全な施設づくり、ご協力をお願い申し上げます。

プール水の水質検査のデータは、1階ロビーとプール場内掲示板にお知らせしています。
水質を良好に保つために、皆様のご協力をお願い申し上げます。



昭島市総合スポーツセンター

〒196-0033 東京都昭島市東町5-13-1
JR青梅線[東中神駅]南口下車 徒歩5分
(昭島市立昭和公園内)
電話 042-544-4151 (総合受付)

主催事業実施状況(平成22年度実施)

課 長	係 長	主 事	教室担当

シンコースポーツ(株)

NO.	事業名	対 象	参加料	回 数	定 員	応募者数	参加 決定者数	実施 日数	延べ参加 人数	参加率 (22年度)	参加率 (21年度)
1	個人開放デー(球技)	小学生以上	大人 ¥300 子ども¥150	22 回	上限なし	大人/子どもとする		22	894/691		888/529
	クライミング開放デー	小学生以上	大人 ¥500 子ども¥350	22 回	先着20名	大人/子どもとする		22	282/104		311/100
2	中高年のためのアクアエクササイズ(前期)	40歳以上	1回¥500	7 回	30 名	54	45	7	220	104.8%	114.3%
	中高年のためのアクアエクササイズ(中期)	40歳以上	1回¥500	7 回	30 名	58	45	7	255	121.4%	102.9%
	中高年のためのアクアエクササイズ(後期)	40歳以上	1回¥500	7 回	30 名	45	45	7	213	101.4%	101.0%
3	弓道教室	15歳以上	1回¥1,000	10 回	30 名	20	20	10	185	61.7%	44.7%
4	アクアエクササイズ(前期)	18歳以上	1回¥500	8 回	30 名	当日にて受付		8	108	45.0%	42.4%
	アクアエクササイズ(後期)	18歳以上	1回¥500	8 回	30 名	当日にて受付		8	103	42.9%	37.6%
5	健康さわやか教室(総合スポーツセンター)	50歳以上	1回¥250	25 回	80 名	79	79	25	1235	61.8%	61.1%
	健康さわやか教室(みほり体育館)	50歳以上	1回¥250	25 回	80 名	64	64	25	937	46.9%	42.3%
	健康さわやか教室(商工市民センター)1班	50歳以上	1回¥250	25 回	80 名	81	81	25	1308	65.4%	62.4%
	健康さわやか教室(商工市民センター)2班	50歳以上	1回¥250	25 回	80 名	81	81	25	1135	56.8%	50.4%
6	子どもクライミング教室(前期)	小・中学生	¥2,000	4 回	20 名	41	22	4	78	97.5%	85.0%
	子どもクライミング教室(中期)	小・中学生	¥2,000	4 回	20 名	21	21	4	79	98.8%	73.8%
	子どもクライミング教室(後期)	小・中学生	¥2,000	4 回	20 名	26	24	4	84	105.0%	86.3%
7	はじめてのクライミング教室(前期)	15歳以上	¥4,000	4 回	20 名	18	18	4	56	70.0%	78.8%
	はじめてのクライミング教室(中期)	15歳以上	¥4,000	4 回	20 名	21	20	4	70	87.5%	81.3%
	はじめてのクライミング教室(後期)	15歳以上	¥4,000	4 回	20 名	16	16	4	50	62.5%	82.5%
8	ナイターテニス初心者教室(夜間)	18歳以上	1回¥500	6 回	50 名	33	33	6	113	37.7%	50.3%
	テニス初心者教室(昼間)	18歳以上	1回¥500	6 回	20 名	17	17	6	86	71.7%	78.3%
9	女性のためのエアロビクス教室(前期)	18歳以上	¥3,000	6 回	40 名	40	40	6	194	80.8%	66.3%
	女性のためのエアロビクス教室(後期)	18歳以上	¥3,000	6 回	40 名	72	50	6	219	91.3%	67.1%
10	少年少女サッカー教室(高学年)	小学校 4～6年生	¥100	1 回	80 名	55	55	1	51	63.8%	78.8%
	少年少女サッカー教室(低学年)	小学校 1～3年生	¥100	1 回	80 名	62	62	1	55	68.8%	98.8%
11	救急救命(上級救命講習会)	15歳以上	テキスト代 ¥2,600	1 回	30 名	19	19	1	19	63.3%	96.7%
12	子どもヒップホップダンス教室	小・中学生	¥1,500	6 回	30 名	10	10	6	50	27.8%	77.2%
13	親子体操教室	3歳以上と 保護者	1組¥3,000	6 回	30 組	3	3	6	30	16.7%	26.7%
14	体育の日記念行事	一般市民	無料開放	1 回	上限なし	当日にて受付		1	1599		1737
15	少年少女卓球教室	小学生のみ	¥2,000	8 回	30 名	23	23	8	150	62.5%	92.1%
16	バドミントン初心者教室(小)	小学4～6年	¥2,000	8 回	30 名	12	12	8	101	42.1%	63.3%
	バドミントン初心者教室(大)	18歳以上	¥4,000	8 回	30 名	12	12	8	83	34.6%	13.3%
17	空手道教室	小学生のみ	¥1,500	6 回	20 名	25	25	6	111	92.5%	
18	指導者講習会(日赤救急法)	18歳以上	テキスト代 ¥3,000	1 回	30 名	14	14	1	14	46.7%	
19	はじめてのフラダンス	18歳以上	¥3,000	6 回	20 名	30	20	6	98	81.7%	
20	やさしいピラティス	18歳以上	¥3,000	6 回	20 名	20	20	6	96	80.0%	
				合 計				298	10,592	68.5%	67.4%

平成23年3月31日



クライミング開放デー



第1・3土曜日午後3時～午後6時のみの実施。(受付は午後2時30分～)

※認定証所有者及びクライミング教室に参加されていない方は午後3時から受付。



- ・対象：小学生以上
- ・料金：高校生以上 300円 小学生以上 150円
※保険料200円が別途で掛かります。
- ・定員：20人（当日、現地にて申込順）

・検定は毎月クライミング開放日に実施しています。（希望される方は、事前に教室担当までご連絡ください）

【問合せ】総合スポーツセンター教室担当まで（042-544-4151）



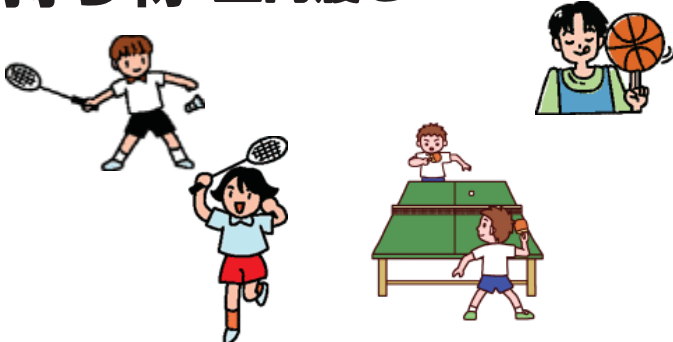
個人開放デー

毎月、第1・3土曜日のみ実施中

料金 小・中学生 ￥150
高校生以上 ￥300

※各公開、開始30分前より受付開始。

持ち物 室内履き



利用時間	種 目	会 場
9時～正午	卓球(2台) ミニテニス(1面)	第二体育室
	バスケットボール(ハーフコート)	第一体育室
	バドミントン(3面)	
正午～15時	卓球(4台) バドミントン(5面)	第一体育室
15時～18時		
18時～21時		

【問合せ】総合スポーツセンター教室担当まで（042-544-4151）

26市におけるスポーツ施設の運営方法

	直営	委託	指定管理
八王子市	○	○	
立川市	○		○
武蔵野市			○
三鷹市		○	
青梅市	○		
府中市		○	
昭島市		○	
調布市		○	○
町田市			○
小金井市			○
小平市	○	○	
日野市		○	
東村山市		○	
国分寺市			○
国立市			○
福生市		○	○
狛江市			○
東大和市			○
清瀬市			○
東久留米市			○
武蔵村山市			○
多摩市	○		○
稲城市			○
羽村市	○		○
あきる野市	○		○
西東京市			○

○の数施設数とは対応しない(施設が複数ある場合は、まとめたの記載としている)

近隣市体育施設の使用料状況

八王子	団体	9時から11時50分、12時から14時50分、15時から17時50分各6,000円 18時から21時7,000円
	個人	月曜日から金曜日時間を決めて開放。月曜日ミニテニス13時から17時30分、 火曜日バレーボール18時から21時30分---etc 1回300円
立川	団体	9時から12時30分12,000円、13時30分から17時13,400円、18時から21時30分 16,000円
	個人	月曜日水曜日他半日単位で開放。半日200円(トレーニング室も同額。市外は 2倍)プールは400円/2時間
福生	団体	主競技施設市内1,600円/1時間市外4,800円/1時間
	個人	150円/90分 市内、市外の区分はなし。
あきる野	団体	市内900円/2時間、市外2,700円/2時間 市外は2倍
	個人	100円/1時間、プールは200円/1時間 市内、市外の区分はなし。
昭島	団体	9時から12時6,000円、12時から15時6,500円、15時から18時7,700円 18時から22時9,700円
	個人	290円/2時間